

大宜味村 自転車活用推進計画



令和6年12月



目 次

序 計画策定の目的と位置付	1
（1）計画策定の目的	1
（2）計画区域	1
（3）計画期間	1
（4）計画の位置付け	1
1 上位関連計画等から自転車活用につながる計画要素の抽出	2
（1）国計画	2
（2）沖縄県	3
（3）大宜味村	5
2 大宜味村における自転車を取り巻く現状と課題の整理	8
2-1 既往データに基づく基礎情報の整理	8
（1）地域特性の整理	8
（2）交通関連情報の整理	15
（3）大宜味村におけるサイクリングの取り組み	18
（4）現状のまとめ	21
2-2 村民の自転車利用実態や自転車利用意向の把握	22
（1）村民アンケート調査概要	22
（2）村内小中学生アンケート調査概要	23
（3）村内高校生アンケート調査概要	24
（4）レンタサイクル利用者アンケート調査概要	25
（5）関係団体ヒアリング調査概要	25
2-3 自転車の利用に関わる課題の抽出・整理	26
（1）村民の自転車利用に関する課題	26
（2）観光客の自転車利用に関する課題	27
3 整備目標及び自転車活用推進施策	28
3-1 自転車ネットワークと整備目標の設定	28
（1）自転車活用に向けた目指す姿	28
（2）塩屋湾周辺自転車ネットワーク計画	29
（3）整備目標	30
（4）施策体系	31
3-2 自転車活用推進施策	32
4 計画の推進	43
4-1 施策の推進スケジュール	43
4-2 計画のフォローアップと見直し	44
（1）計画の推進体制	44
（2）計画のフォローアップ	44
（3）目標指標の設定	45
参考資料：村民の自転車利用実態や自転車利用意向の調査結果	46
（1）村民アンケート調査結果	46
（2）村内小中学生アンケート調査結果	67
（3）村内高校生アンケート調査結果	80
（4）レンタサイクル利用者アンケート調査結果	97
（5）関係団体ヒアリング調査結果	106
（6）自転車の交通ルール	110

序 計画策定の目的と位置付け

(1) 計画策定の目的

自転車活用推進法が平成 29 年 5 月に施行され、令和 3 年 5 月には第 2 次となる自転車活用推進計画が閣議決定されており、沖縄県においても県版計画である「沖縄県自転車活用推進計画」が令和 2 年に策定された。大宜味村では世界自然遺産登録に伴う観光客の増加や、SDGs（持続可能な開発目標）の注目により、エコツーリズム事業の需要が増加すると考えられる。また、村内の交通状況は自動車に依存している為、自転車はその機動性の高さから、災害時の移動手段として、住民の健康維持増進に繋がることから、高齢者や未成年に対して利用し易く積極的な活用がなされている。

本業務は、上記の先行する自転車関連計画と連携し、一般観光客やサイクリストの誘客、村民の安全な自転車活用を推進するための「大宜味村自転車活用推進計画」を策定する。

(2) 計画区域

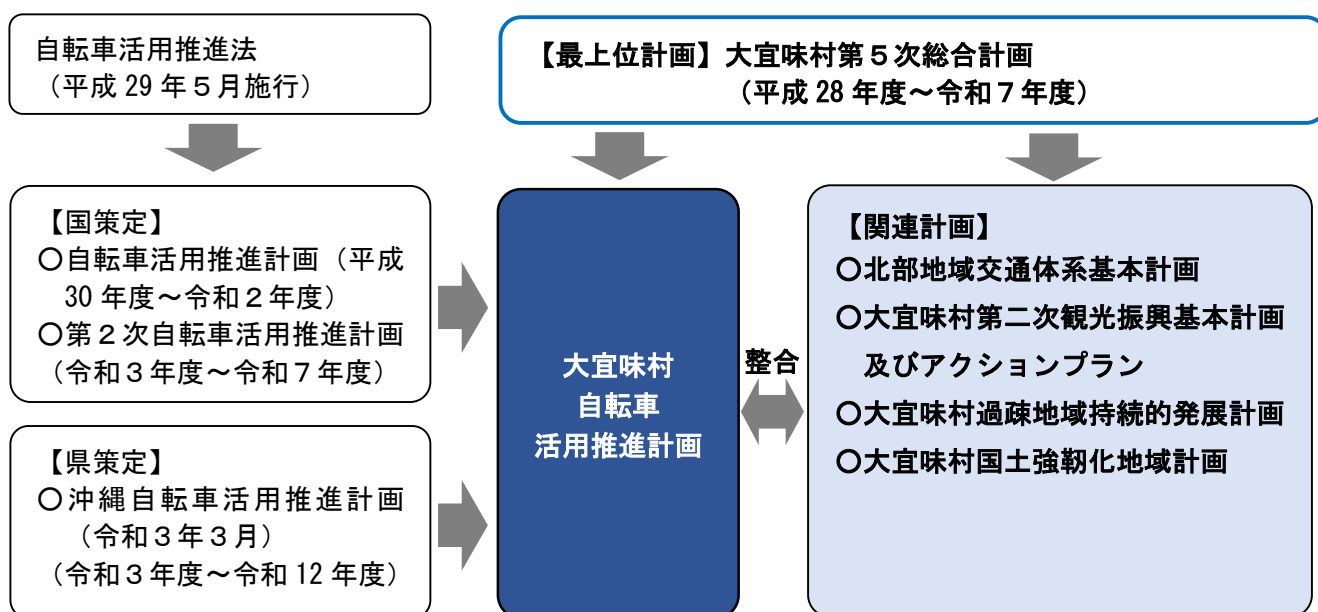
本計画の区域は、大宜味村全域とする。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、長期的な展望を視野に見据えながら、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間とする。

(4) 計画の位置付け

本計画は、自転車活用推進法に基づく国の「第 2 次自転車活用推進計画」や「沖縄県自転車活用推進計画」などの自転車関連計画等と連携・整合を図りつつ、「大宜味村第 5 次総合計画」や村づくりなどの関連計画と連携を図りながら自転車施策に係る事項を位置付ける計画とする。



1 上位関連計画等から自転車活用につながる計画要素の抽出

国、県の自転車活用推進計画の取組みの進捗状況等の関連計画とともに、大宜味村の総合計画、交通、観光、健康関連の計画等から、大宜味村における自転車活用につながる計画要素を抽出・整理する。

(1)国計画

①第2次自転車活用推進計画(令和3年5月)

【計画期間】 令和3年度～令和7年度

【目標及び実施すべき施策】

目標1：自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	
施策	<ul style="list-style-type: none">・自転車活用推進計画策定の促進及び歩行者、自転車、自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備の促進・路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備等による自転車通行空間の確保の促進・シェアサイクルの普及の促進・自転車のIoTの促進・通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備
目標2：サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現	
施策	<ul style="list-style-type: none">・国際規格に合致した自転車競技施設の整備等の促進・幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興の推進・自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進・広報啓発の強化をはじめ総合的な取組の推進
目標3：サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現	
施策	<ul style="list-style-type: none">・国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致の推進・世界の誇るサイクリング環境の創出によるサイクルツーリズムの推進
目標4：自転車事故のない安全で安心な社会の実現	
施策	<ul style="list-style-type: none">・高い安全性を備えた自転車の普及の促進・高齢者、障害者等多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及の促進・自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組の促進・自転車の安全な利用の促進・学校における交通安全教室の開催等の推進・自転車活用推進計画策定の促進及び歩行者、自転車、自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備の促進・災害時における自転車活用の推進による地域社会の安全・安心の向上・自転車損害賠償責任保険等への加入の促進

(2) 沖縄県

① 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(案)(令和4年3月)

【計画の期間】 令和4年度～令和13年度

【施策展開の基本的指針】

「安全・安心で幸福ができる島」の形成

【施策展開の基本方向】

- ① 平和で生き生きと暮らせる
「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成
- ② 世界とつながり、時代を切り拓く
「強くしなやかな自立型経済」の構築
- ③ 人々が惹きつけ、ソフトパワーを具現化する
「持続可能な海洋島しょ圏」の形成

【将来像】

- ① 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して
- ② 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
- ③ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
- ④ 世界に開かれた交流と共生の島を目指して
- ⑤ 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して



世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成

《人と環境に優しいまちづくりの推進》

○次世代型交通環境の形成

公共交通利用や多様なモビリティを利用するライフスタイルへの転換に向けて、バス、モノレール、カーシェアリング、自転車利用、コミュニティバス、福祉交通等の移動抵抗の小さい交通手段の導入やパーク・アンド・ライドの利用の促進等に取り組む。

○過度な自家用車利用からの転換

自家用車の利便性を上回る交通環境を提供することにより、過度な自家用車利用から公共交通等への利用転換が図られることから、自転車通行空間の整備や、パーク・アンド・ライド、シェアサイクルの利用促進、モビリティ・マネジメント等の交通需要マネジメント(TDM) 施策を推進する。

北部圏域の展開

《持続可能なまちづくりの推進》

○交通及び物流基盤の整備

市町村が取り組む「自転車ネットワーク計画」等の広域的な連携と展開等により自転車通行空間の安全性確保や自転車利用環境の向上を図る。

②沖縄県自転車活用推進計画(令和3年3月)

【計画期間】

令和3年度～令和12年度（前期計画：令和3～7年度、後期計画：令和8～12年度）

【本県の都市交通体系における自転車の位置付け】

「近距離の移動における最も重要な交通手段」

【自転車活用推進を通じた目指すべき将来の姿】

子どもから大人まで、誰もが安全・安心に自転車を利用できるバイシクルウェルカムな島

【目標及び実施すべき施策】

目標1：自転車が安全・安心・快適に通行できる空間の整備推進	
施策	<ul style="list-style-type: none">・自転車通行空間の計画的な整備推進・自転車通行空間の安全確保・まちづくりと連携した総合的な取組の実施
目標2：自転車で県民のクオリティ・オブ・ライフを高めるための取組の推進	
施策	<ul style="list-style-type: none">・自転車の利用促進を図るための駐輪場の設置推進・シェアサイクルの普及推進・自転車を活用した健康づくりの推進・自転車通勤等の促進
目標3：国内外からの交流人口拡大に向けたサイクルツーリズムの推進	
施策	<ul style="list-style-type: none">・サイクリスポーツ振興の推進・世界に誇るサイクリング環境の創出
目標4：安全・安心な暮らしの実現に向けた自転車利用の推進	
施策	<ul style="list-style-type: none">・世代等に応じた交通安全意識の向上に向けた取組の推進・自転車の安全利用の促進・自転車の点検整備の推進・災害時における適切な自転車の活用の推進・その他の取組の推進

(3)大宜味村

①大宜味村第5次総合計画(後期基本計画)(令和3年3月)

【計画の期間】

基本構想 平成28年度～令和7年度
後期基本計画 令和3年度から令和7年度

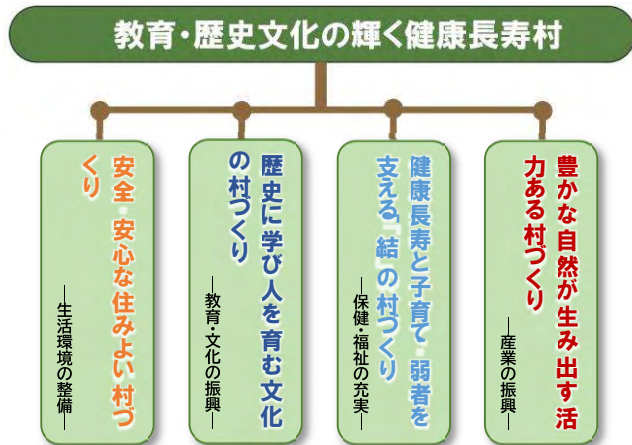
【将来像】

教育・歴史文化の輝く健康長寿村

【施策展開の基本方向】

- ・豊かな自然が生み出す活力ある村づくり
- ・健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり

- ・歴史に学び人を育む文化の村づくり
- ・安全・安心な住みよい村づくり



《学校教育の充実》

○安全教育の取組の強化

不審者侵入避難訓練や防災教室などによる防災教育や交通安全教室・自転車教室を定期的実施する。

《港湾の整備（村内ネットワークの充実）》

○体験型観光の振興

港湾におけるエコツーリズムのプログラムを検討し、村内の観光資源を結んだ体験型観光の充実に務める。

②大宜味村第二次観光振興基本計画及びアクションプラン(令和3年3月)

【計画の期間】

令和3年度～令和12年度

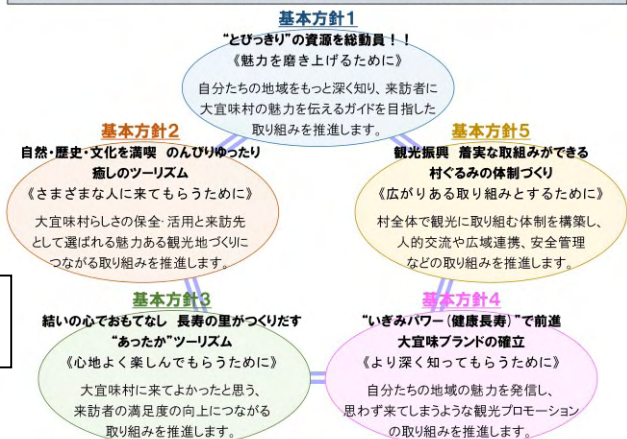
【基本理念】

自然と文化が織りなす、優雅な茶寿の里

【基本方針】

- 1 “とびっきり”の資源を総動員
- 2 自然・歴史・文化を満喫
のんびりゆったり癒しのツーリズム
- 3 結いの心でおもてなし長寿の里がつくりだす
“あったか”ツーリズム
- 4 “いぎみパワー（健康長寿）”で前進
大宜味ブランドの確立

自然と文化が織りなす、優雅な茶寿の里～地域資源をフル活用し、持続的に潤い、愛やされる大宜味～
I 交流人口の増加、就業機会の拡大につながる観光振興、II リピーターを大切に観光振興、III 周遊観光、滞在型観光への転換



○周遊観光につながる基盤整備

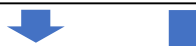
大宜味村の観光における環境を向上させるため、主要な観光拠点の整備、安全性確保のための回収、良好なアクセス確保のための道路整備などに取り組む。

③大宜味村過疎地域持続的発展計画(令和2年度)

【計画の期間】 令和3年～令和8年

【基本方針】

- ①豊かな自然が生み出す活力ある村づくり
- ②健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり
- ③歴史に学ぶ人を育む文化の村づくり
- ④安全・安心な住みよい村づくり



≪産業の振興≫ (塩屋湾の整備)

塩屋湾は、新沖縄八景にも指定されている景勝地であり、また、牡蠣養殖のゆかりの地として知られている。また、宮城島から白浜半崎においては歴史文化的に重要な価値を有しており、観光振興のための散策道等の整備を行う上で必要な地域である。塩屋湾のこうした優れた条件を活かすため、本村の観光拠点整備として船溜まり場の整備を行い、カヌー体験やサイクリングコースの設置等により体験型観光の推進を行う。



≪交通手段の整備、交通手段の確保≫ ○道路・交通体系

国道、県道（主要地方道）については、道路の整備等広域幹線道路と村道とのネットワーク化を促進する。特に災害等の非常時への対処、観光振興及び産業振興に寄与する幹線村道等の整備検討を行う。

④大宜味村国土強靱化地域計画(令和3年5月)

【計画の期間】 令和3年度～令和7年度

【基本方針】

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 村の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること
- 3 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興を可能とすること

【事前に備えるべき目標】

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件



○交通確保及び・緊急輸送基地の選定及び整備【生活環境の整備】

災害時の輸送を効率的に行うため、県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を図る。また、陸、海、空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備することを推進する。

⑤北部地域交通体系基本計画(平成 26 年3月)

【基本理念】 やんばるの思い織りなす“みち”づくり

【目標】

定住促進、地域交流、産業振興を促進し地域振興を図るため、交通面からの支援を行う。

【基本方向】

＜定住促進を支える交通体系の基本方向＞

過度に自動車依存しない、誰もが快適に自由に移動できる地域を目指す。

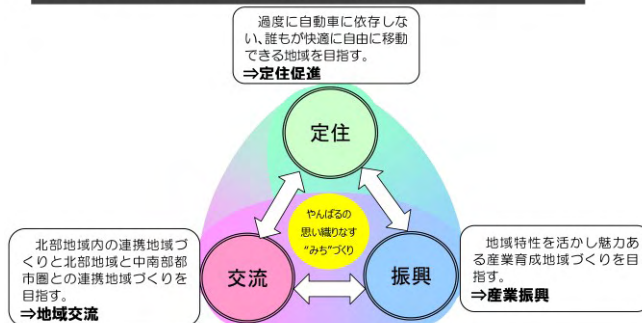
＜地域交流を支える交通体系の基本方向＞

北部地域内の連携地域づくりと北部地域と中南部都市圏との連携地域づくりを目指す。

＜産業振興を支える交通体系の基本方向＞

地域特性を活かし魅力ある産業育成地域づくりを目指す。

交通体系基本計画の目標：「定住」・「交流」・「振興」の3つの柱の支援



施策内容

《交通結節点の適正配置と機能強化》

○バス停までの自転車利用を促進する駐輪場整備

バス停までのアクセス手段として自転車の活用を考え、自転車利用を促進するため駐輪場の整備が望ましい。

《名護市以北への観光誘導の支援》

○自転車による観光地域づくり

名護市を中心に観光・レジャーの地域づくりとして自転車ネットワークの形成をはじめとした自転車走行環境の整備を行う。

例えば、ツール・ド・沖縄のコースに自転車走行空間を整備する等により、自転車による周遊が可能となる。

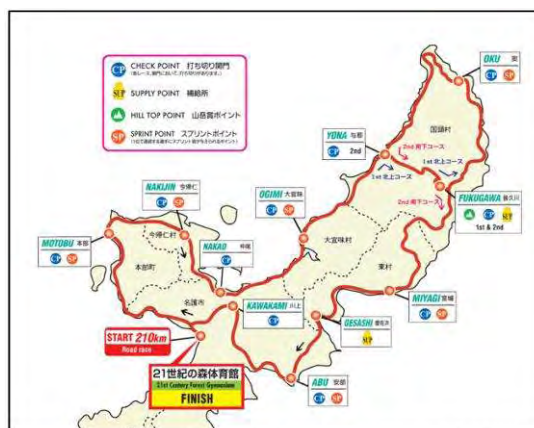


図 ツール・ド・おきなわの市民コース (210km)

2 大宜味村における自転車を取り巻く現状と課題の整理

2-1 既往データに基づく基礎情報の整理

(1) 地域特性の整理

1) 位置・地勢

大宜味村は沖縄本島北西部に位置し、西は東シナ海に面し、東は東村、北は国頭村、南は名護市にそれぞれ隣接している。

県都那覇市から北に約 87 km、北部圏の拠点都市である名護市から約 22 km の距離にある。

村域は東西 8 km、南北 13.3 km、総面積 63.63 km² で県内第 9 番目の広さとなっている。

大宜味村の総面積の約 77% は森林で、ほぼ中央に標高 300m 内外の山々が連なっている。

その山々を源として大保川（延長 12 km）をはじめ大小 17 の河川が東シナ海にそそいでいる。平地は極めて少ないものの、集約は海岸沿いの僅かな平地に立地し、海岸に接する形でそりたつ急傾斜地の奥には標高 150～200m の広い断丘面が発達している。

■ 位置図



資料：沖縄県地図情報システム

2) 気候

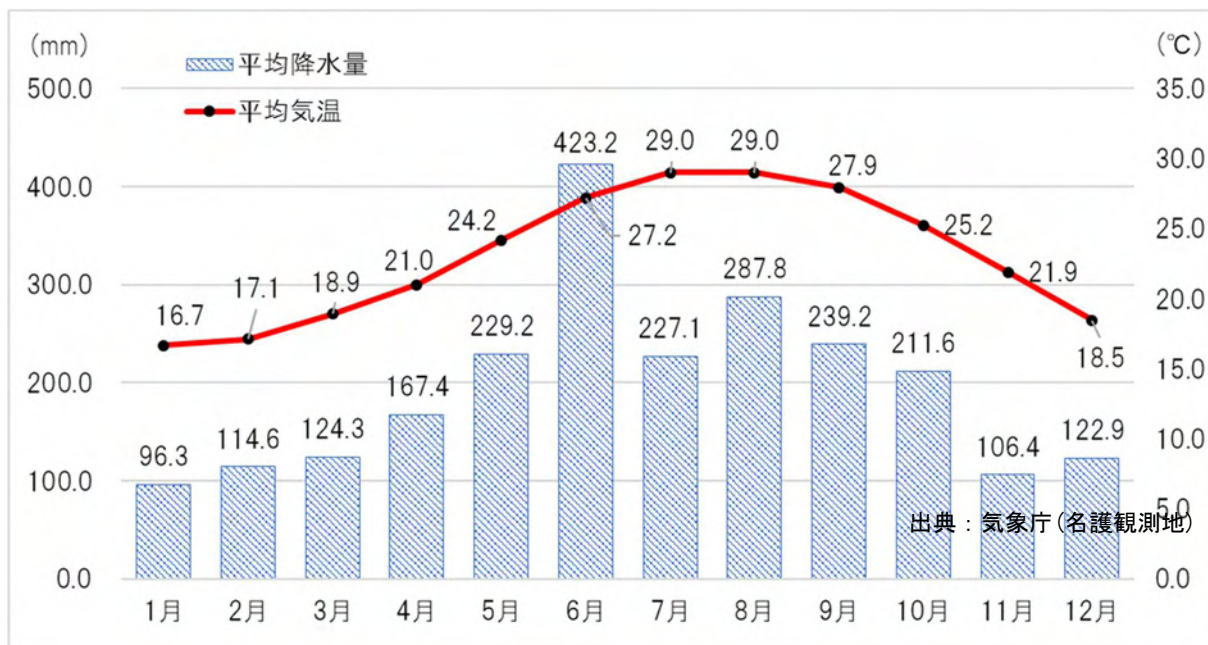
沖縄県北部の平均気温は、月別で見ると8月・9月が最高で29.0度となるが30.0度は超えない。また、降水量は6月が432.2mmと多く、11月～3月降水量は100mm台と少なくなる。

■気象状況

年	降水量(mm)		気温					風速・風向(m/s)					日照時間 (h)
	総量	最大 日量	平均			最高	最低	平均 風速	最大風速		最大瞬間風速		
			日平均	日最高	日最低				風速	風速	風向	風速	
平成24	2,753	159.0	22.4	25.4	20.1	33.4	9.5	3.8	32.2	北西	57.4	北西	1,512
25	1,694	95.0	22.5	25.8	20.3	34.7	9.0	4.0	19.7	西	32.6	北	1,841
26	2,848	379.0	22.8	25.6	20.0	34.4	9.0	3.8	27.0	南南東	43.2	南東	1,739
27	1,595	222.5	23.1	26.1	20.8	33.9	7.7	3.8	24.1	南	33.7	東	1,740
28	2,280	150.0	23.6	26.6	21.2	34.1	5.5	3.7	17.1	南南東	28.1	南東	1,774
29	2,068	231.5	23.1	26.1	20.7	34.9	10.1	3.6	18.4	西北西	30.1	西	1,760
30	2,325	170.5	23.0	26.0	20.5	33.0	8.0	3.9	25.3	南東	43.9	東南東	1,845
令和元年	2,600	134.0	23.4	26.3	21.1	34.1	10.3	3.8	20.3	南	33.1	南南東	1,657
2	2,265	238.0	23.5	26.5	21.1	34.6	9.8	3.6	22.0	南	33.0	東	1,445
3	2,528	238.0	23.1	26.1	20.6	33.3	9.0	3.7	15.9	南	25.3	南南西	1,817
10年平均	2,296	201.8	23.1	26.1	20.7	34.0	8.8	3.8	22.2	—	36.0	—	1,713

出典：気象庁(名護観測地)

■気温、降水量の月別推移（平成24年～令和3年）



出典：気象庁(名護観測地)

3) 人口動向

①総人口・世帯数

令和2年度(2020年)時点で人口3,092人、世帯数1,308世帯となっている。平成12年(2000年)と比較すると、人口が189人減少しているが、世帯数は75世帯増加している。

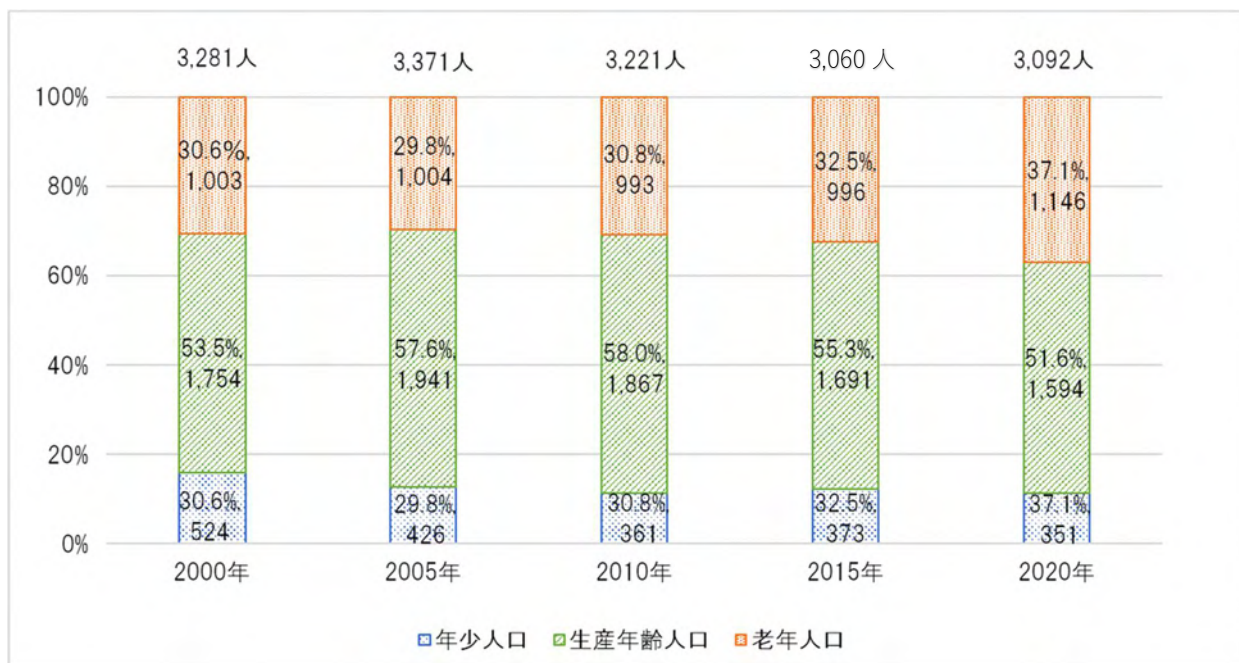
年齢3区分別では、2015年から2020年を比較すると、老年人口が増加しているが、年少人口の割合が大きくなっている。

■総人口・世帯数の推移



出典：国勢調査(2000年～2020年)

■年齢3区分別構成比の推移



出典：国勢調査(2000年～2020年)

③人口分布状況

地区別人口では、塩屋住区の1,016人が最も多く、世帯数は、名護市から近い津波住区・塩屋住区がそれぞれ500戸以上と多い。

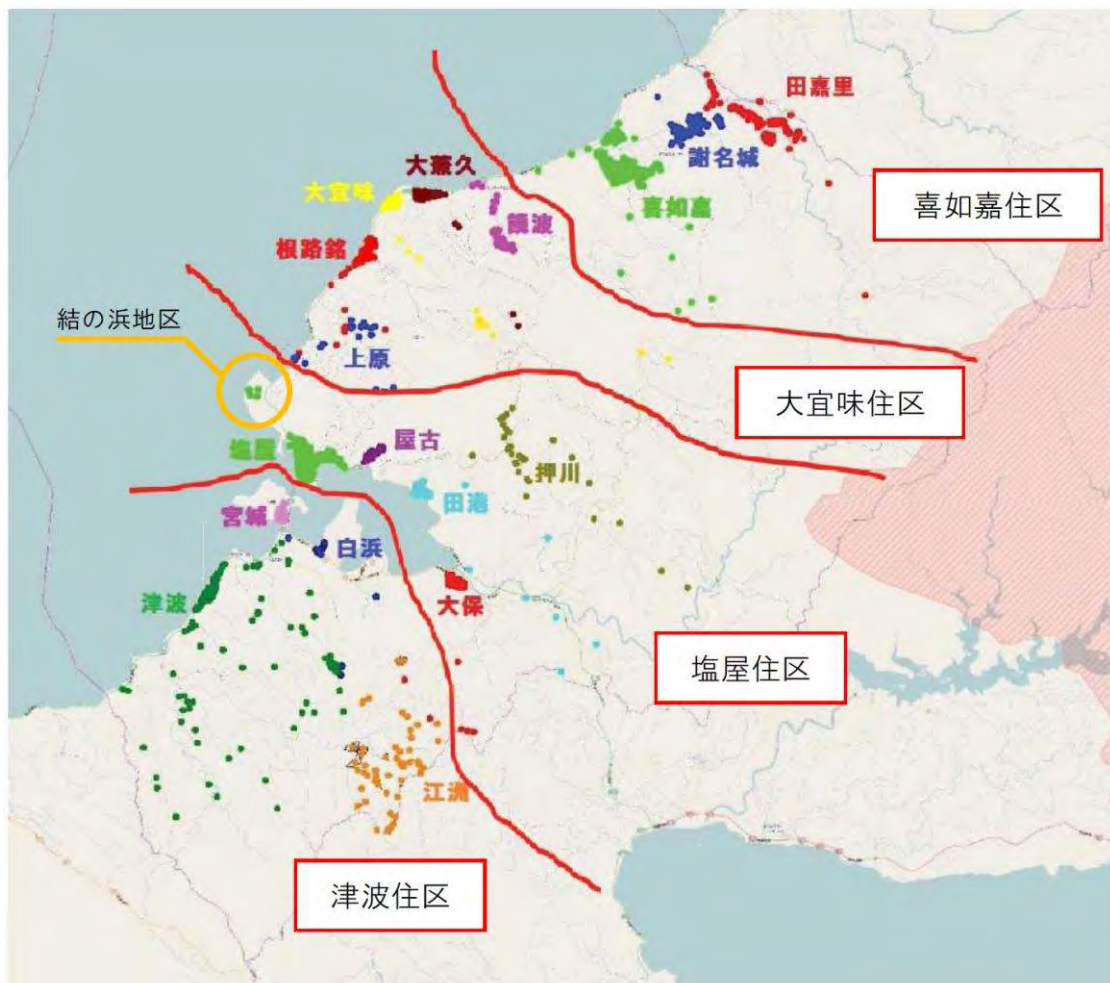
また、人口分布状況を見ると、地形条件から比較的平坦地である海岸近傍に偏っている。

■地区別人口及び世帯数（令和4年9月現在）

区域名称	人口(人)			世帯数 (世帯)
	男	女	計	
喜如嘉住区	411	364	775	425
大宜味住区	271	253	524	285
塩屋住区	532	484	1,016	503
津波住区	404	346	750	505
合計	1,618	1,447	3,065	1,718

出典：村提供資料

■人口分布状況

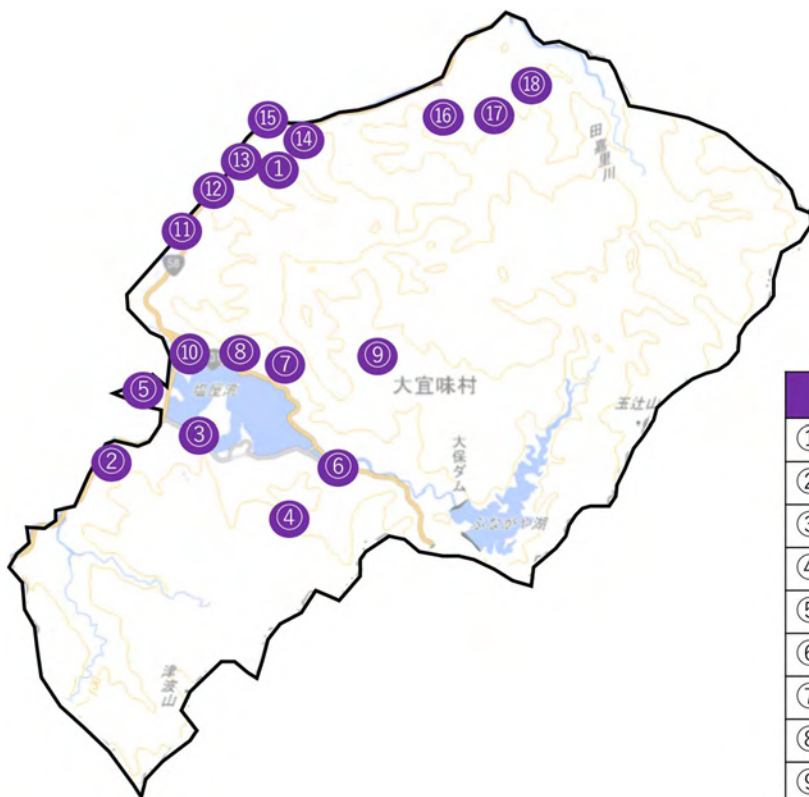


出典：大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月）

4) 主要施設立地状況

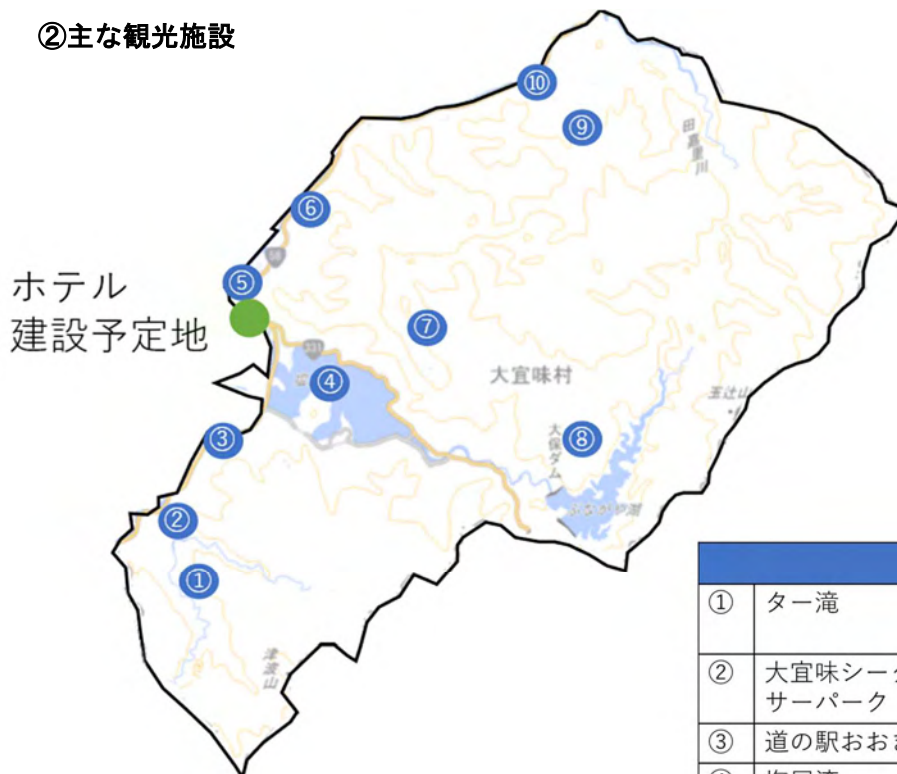
■主要施設立地状況図

①公共施設



公共施設			
①	大宜味村役場	⑩	塩屋公民館
②	津波公民館	⑪	上原公民館
③	白浜公民館	⑫	根路銘公民館
④	江洲公民館	⑬	大宜味公民館
⑤	宮城公民館	⑭	饒波公民館
⑥	大保公民館	⑮	大兼久公民館
⑦	田港公民館	⑯	喜如嘉公民館
⑧	屋古公民館	⑰	謝名城公民館
⑨	押川公民館	⑱	田嘉里公民館

②主な観光施設



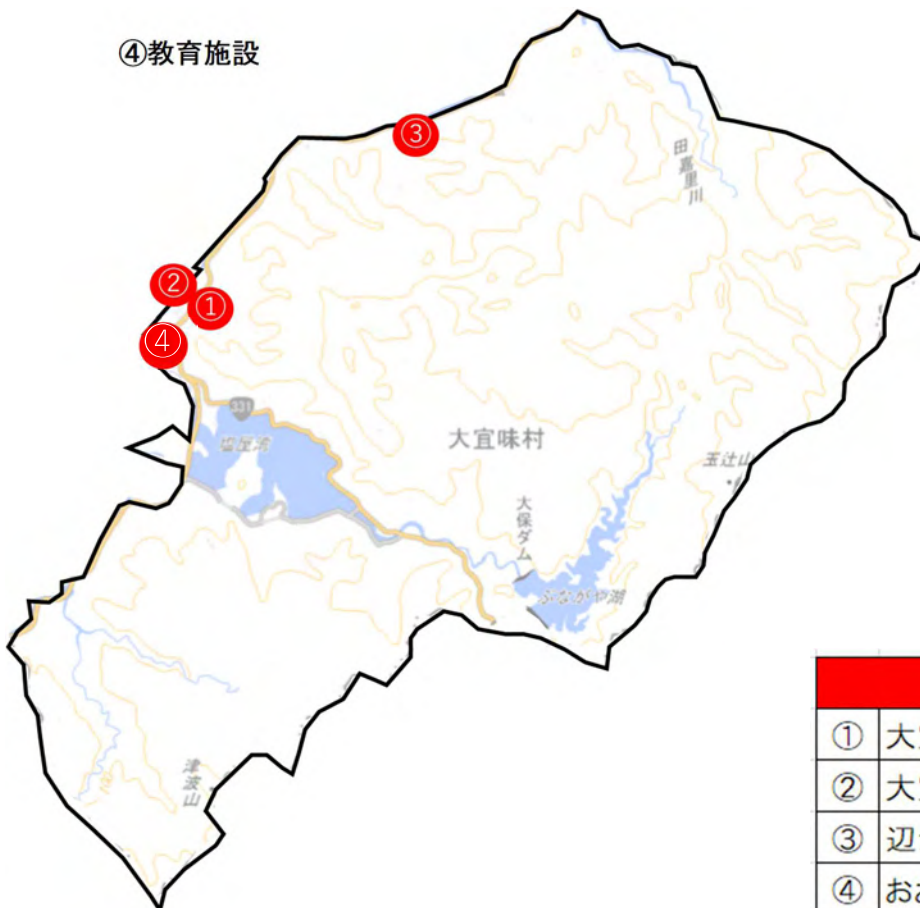
観光施設			
①	ター滝	⑥	大宜味村農村活性化センター
②	大宜味シークワサーパーク	⑦	六田原展望台
③	道の駅おおぎみ	⑧	石山展望台
④	塩屋湾	⑨	喜如嘉の七滝
⑤	結の浜公園	⑩	大宜味村立芭蕉布会館

③医療施設



公共施設	
①	大宜味村立診療所
②	大宜味立歯科診療所

④教育施設



教育施設	
①	大宜味小学校
②	大宜味中学校
③	辺士名高等学校
④	おおぎみこども園

5) 観光動向

沖縄本島でやんばる三村に來訪した割合は令和2年度で10.4%、宿泊した割合が4.0%である。平成28年度と比較すると、來訪の割合は4%、宿泊した割合が2.3%増加している。世界自然遺産登録や、「ちむどんどん」の放映等で、やんばる三村への訪問や宿泊が増加したと考えられる。

■訪問地域

年度	H28	H29	H30	R1	R2
那覇市	67.3%	67.1%	66.4%	65.6%	54.8%
本部半島	31.1%	30.1%	29.3%	26.3%	25.3%
北部西海岸	27.8%	26.5%	27.7%	27.1%	24.9%
北部東海岸	8.1%	8.2%	7.8%	8.3%	10.2%
やんばる3村	6.0%	6.3%	6.6%	6.7%	10.4%
中部西海岸	28.0%	29.0%	27.4%	28.0%	24.9%
中部東海岸	15.4%	15.1%	13.6%	14.5%	10.2%
南部	23.1%	21.6%	22.1%	22.2%	27.8%

■宿泊地域

年度	H28	H29	H30	R1	R2
那覇市	54.1%	55.1%	54.1%	53.5%	39.2%
本部半島	7.2%	7.0%	7.0%	6.9%	13.2%
北部西海岸	15.8%	14.7%	16.1%	16.4%	13.9%
北部東海岸	2.2%	2.4%	2.3%	2.3%	2.9%
やんばる3村	1.7%	1.8%	1.9%	1.4%	4.0%
中部西海岸	13.1%	14.5%	13.6%	13.3%	15.0%
中部東海岸	3.8%	3.6%	3.8%	3.6%	3.8%
南部	3.7%	3.9%	4.2%	4.6%	7.3%

出典：沖縄県観光統計実態調査（令和2年）

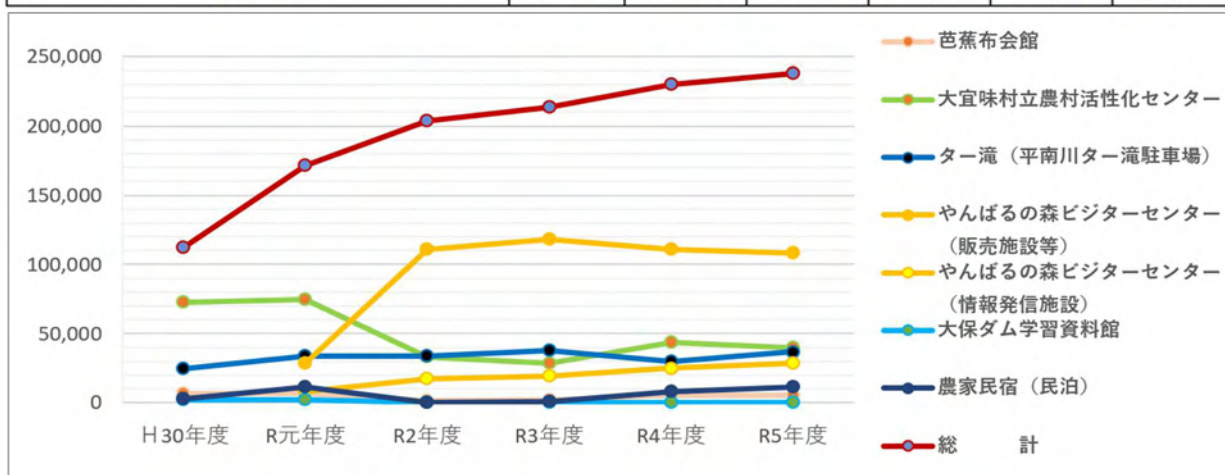
■主要施設における来訪者数の推移

大宜味村の主要な観光施設は、国道58号線沿いに多くある。「ター滝」や「塩屋湾」、「ネクマ〜六田山散策道」、「結の浜公園などの公園施設」等、自然を生かした観光施設や「大宜味村立芭蕉布会館」等、伝統産業を生かした観光施設や大宜味村立農村活性化センターのように村特産品を多く取り扱う施設も特徴である。

大宜味村では、世界遺産登録や、NHK朝の連続テレビ小説「ちむどんどん」の影響もあり、徐々に観光客数が増加している。また、施設別では、やんばるの森ビジターセンターが令和元年に開設したことにより、多くの観光客が来訪し全体の来訪者数が増加している。

大宜味村観光客入込客数

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
芭蕉布会館	6,725	7,009	1,868	2,114	5,314	5,596
大宜味村立農村活性化センター	72,476	74,996	33,000	28,279	43,653	40,009
ター滝（平南川ター滝駐車場）	24,491	33,989	33,890	37,971	29,628	36,795
やんばるの森ビジターセンター（販売施設等）		28,493	110,938	118,038	111,060	107,930
やんばるの森ビジターセンター（情報発信施設）		8,048	17,513	19,403	24,952	28,636
大保ダム学習資料館	1,982	2,041	125	238	446	476
農家民宿（民泊）	3,034	11,508	125	949	8,102	11,341
総計	108,708	166,084	197,459	206,992	223,155	230,783



出典：村集計（平成30年～令和5年）

(2)交通関連情報の整理

1) 道路ネットワーク

大宜味村の主要な道路として、西側の国道 58 号線、西海岸と東海岸側を結ぶ、県道 331 号線や塩屋湾周辺を走る県道 9 号線が挙げられる。

県道 9 号線では、塩屋湾を一周できるルートになっている。

■道路現況図

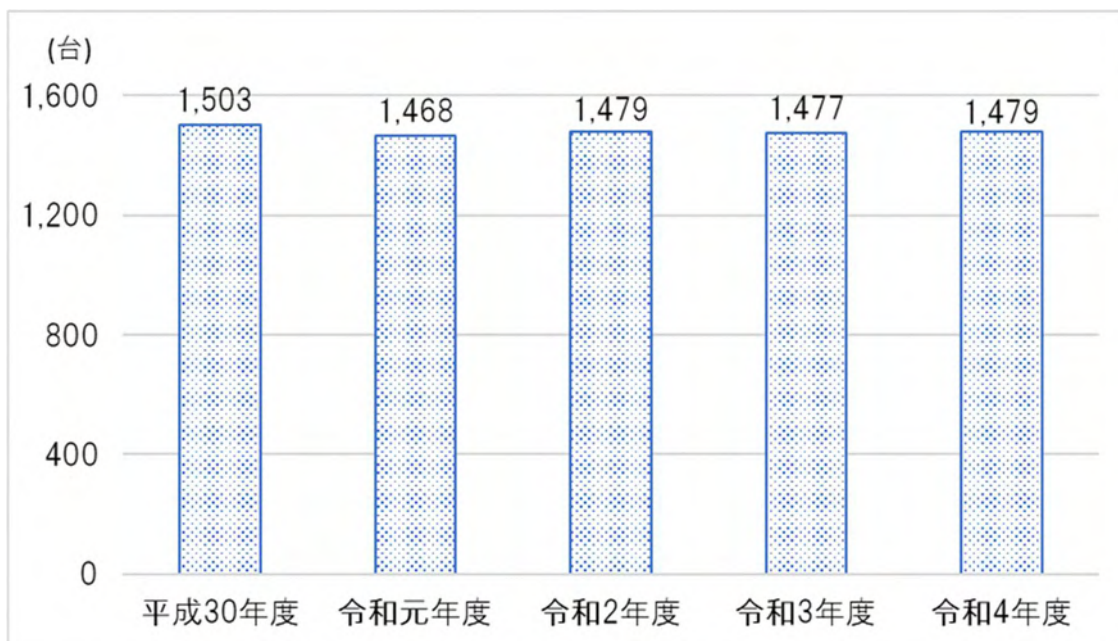


出典：地理院地図(縮尺 1km)

■自動車保有台数

令和 4 年度現在で、大宜味村民が保有している自動車の台数は 1,479 台である。また、免許返納者は令和 4 年度は 2 名である。また自転車保有台数は令和 4 年度時点で累計約 400 台で、移動手段は大半が自動車である。

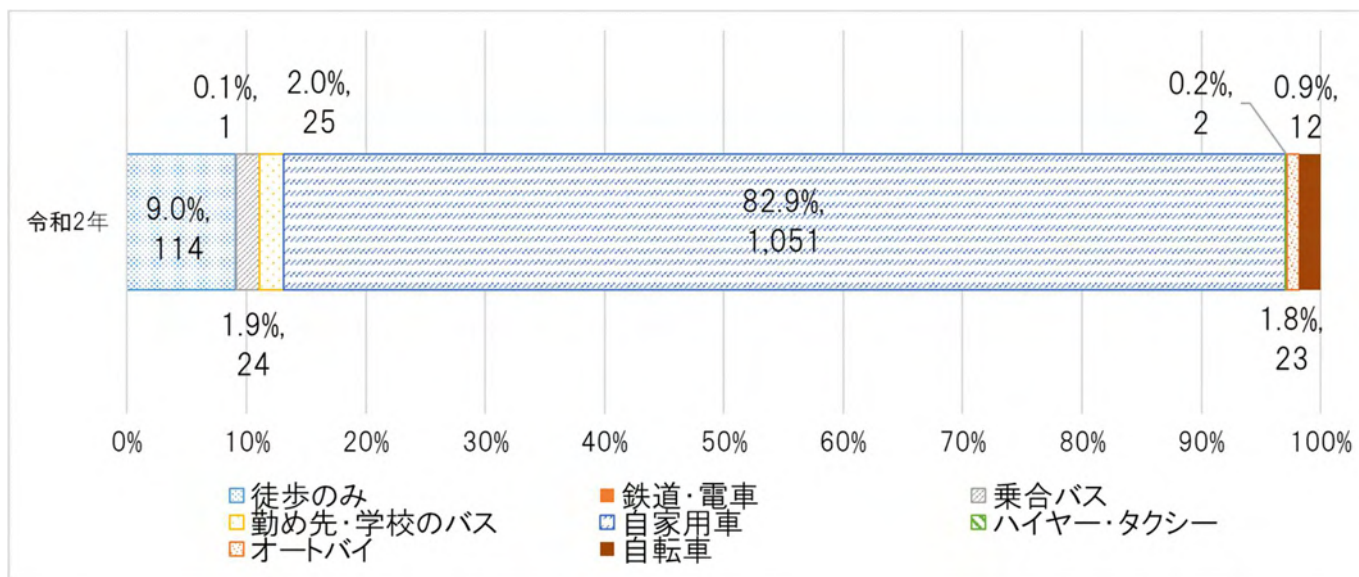
■自動車保有台数



出典：名護警察署提供資料(平成 30 年～令和 4 年)

■交通機関分担率

大宜味村の代表交通手段のうち、82.9%が自家用車である。次いで徒歩、勤め先・学校のバス、乗り合いバスとなっている。



出典：国勢調査(令和2年)

2) 公共交通（路線バス）

大宜味村は、那覇市から名護バスターミナルまで、20番系統名護西線で約2時間、名護バスターミナルから、役場前(大兼久バス停)まで67番系統辺土名線で約45分の位置にある。

大宜味村内では、東村のコミュニティバスが国道331号線沿いを大宜味村の白浜入口バス停から道の駅おおぎみビジターセンターまで平日は6往復運行している。

■東村コミュニティバス運行ルート図



出典：東村ホームページ

■路線バス運行ルート図



出典：バスマップ沖縄

(3)大宜味村におけるサイクリングの取り組み

1) やんばるの森ビジターセンター サイクリング&散策ツアー

2021年6月、7月には、やんばるの森ビジターセンターから、サイクリングと散策ツアーで一日楽しめるイベントを実施している。プログラムは、塩屋湾サイクリング&やんばるの森ハイキングと美ら海サイクリング&“水の郷”田嘉里集落散策の2種類があり、4~8人の参加で実施している。



出典：「やんばるを1日アクティブに楽しくエコツアー」案内チラシ

2) やんばるの森ビジターセンター レンタサイクル

道の駅おおぎみ・やんばる森ビジターセンターで、レンタサイクルを行っている。
利用数は月に1・2組程度である。

■レンタサイクルのサービス概要（令和4年度参考）

場所	道の駅おおぎみ・やんばる森ビジターセンター（大宜味村津波95番地）
利用時間	10：00～18：00（年中無休）
利用料金	・電動アシスト自転車…3時間800円／6時間1,200円／8時間1,500円 ・クロスバイク、ミニベロ（小径車） …3時間500円／6時間800円／8時間1,000円



3) やんばるサイクリングロード

北部広域市町村圏では、やんばるを訪れる方々に美しい海と山々を、自転車でゆっくり、マツタリと満喫してもらい、まち中で地域の方々とふれあう事を通して、新たなやんばるの魅力の発見と観光振興による地域活性化への道を拓くことを目的として、北部地域の活性化に自転車を活用した、まちづくりを進めている。

■やんばるサイクリングロードの基本方針(ねらい)

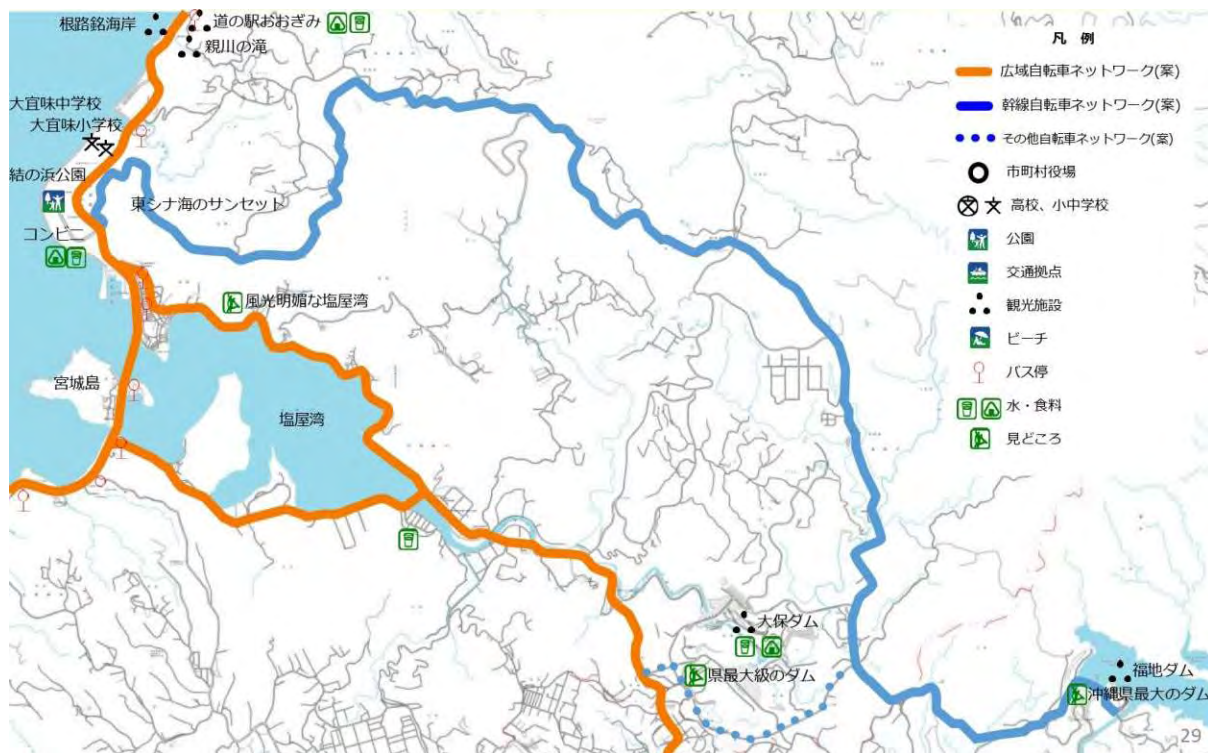
- 1 やんばるの自然を大切に作る心と低炭素社会の実現を目指す強い意志の醸成
- 2 県民や海外から訪れる観光客も含めた人々の健康増進
- 3 ホスピタリティと自転車利用者の安全・安心の確保
- 4 ゆっくり・ゆったり自然・人々とのふれあい
- 5 公共交通と自転車でゆっくり・じっくり観光
- 6 自転車をとおした観光振興・まちの活性化を追求
- 7 世界水準の観光リゾート地の形成



サイクリングロード推進のねらい
低炭素社会の実現、県民・観光客の健康増進、観光地域活性化

出典：北部市町村会資料を一部加工

■大宜味村ネットワーク案



出典：北部市町村会資料

4) ツール・ド・おきなわ (やんばるセンチュリーライド)

「ツール・ド・おきなわ」は沖縄県北部地域を会場として、毎年11月に開催されている。大宜味村を通る「やんばるセンチュリーライド」では、やんばる(沖縄県北部)の自然あふれる海岸線を回るコースが設定されており、300名程度の参加者が見込まれる。

■やんばるセンチュリーライドのコース



(4)現状のまとめ

項目		まとめ
體	国	・自転車交通の環境形成、自転車事故のない安全で安心な社会など、日常的な自転車利用とともに、サイクルスポーツやサイクルツーリズムなどの観光、健康面からの自転車活用を推進
	県	・北部圏域のまちづくりにおいて、自転車通行空間の安全性確保や自転車利用環境の向上を図るとともに、近距離の移動における最も重要な交通手段として自転車活用を推進
	村	・村民の交通安全性や村内ネットワークの充実 ・“あったか”ツーリズムに向けた周遊観光につながる基盤整備 ・塩屋湾周辺のサイクリングコースの設置等による体験型観光の推進 ・北部地域における自転車による観光地域づくりと自転車利用を促進する駐輪場整備
體	人口	・人口は減少傾向であり、少子高齢化が顕著である。 ・塩屋住区で最も人口が多く、海岸近傍の平坦地に多く居住しており、村民の居住地や利用ニーズを踏まえた自転車環境の整備が必要。
	主要施設	・公共施設は国道 58 号沿線や塩屋湾周辺に立地し、医療施設は及び小中学校は塩屋住区(結の浜)に立地しており、村民の日常生活の移動を補完する自転車活用が必要。 ・観光施設は海岸沿いを中心に、展望台等は内陸の高台に立地しており、観光地をつなぐネットワークが必要。
	観光動向	・やんばるの森ビジターセンターの開設により、令和元年度から来訪者が増加、やんばる三村においても令和 2 年に県内の来訪割合、宿泊割合が増加しており、観光客の新たなニーズに対応した取り組みが必要。
	交通関連	・村内には国道 58 号、国道 331 号、県道 9 号の主要道路が通っており、国道 58 号に路線バス、国道 331 号や県道 9 号には、コミュニティバスが通っており、公共交通と連動した自転車の利用促進が必要。
大宜味村におけるサイクリングの取り組み		・やんばるの森ビジターセンターを拠点としたサイクリング等の自転車利用の促進 ・北部地域のやんばるサイクリングロードと連携した自転車環境の整備

2-2 村民の自転車利用実態や自転車利用意向の把握

大宜味村内の自転車利用の現状や今後の自転車利用意向を把握するため、村内の小中高校生や大宜味村民へのアンケートを実施する。また、大宜味村内での自転車事業の今後の展開を把握するため、観光関係 NPO や事業者へヒアリングを行う。

(1) 村民アンケート調査概要

1) 調査概要

大宜味村に居住する全世帯を対象に、自転車の利用状況や利用意向などを把握するため、アンケート調査を行った。

調査対象者	大宜味村在住の全ての世帯
調査方法	区長による配布・回収 ※令和4年10月3日(月)～10月17日(月)
調査項目	<p>○回答者の属性：住まい、性別、年齢、職業、勤め先、自転車の所有状況</p> <p>○実際の自転車利用について ：保有自転車の種類、利用頻度、行先、目的、移動距離、理容理由、メリット、問題点、村内の自転車環境満足度、利用しない理由、自転車五原則について</p> <p>○これからの自転車利用について ：利用意向、大宜味村の自転車利用促進に必要な取組、ご意見</p>
配布数	1,383 票
回収数	92 票

2) 村民アンケート調査のまとめ

		まとめ
概	利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・シティサイクルや折り畳み自転車の利用が多く、週1回以上利用する人は約6割を占める。 ・村内での利用が多く、買い物、趣味、健康増進を目的とした利用が多い。 ・平日の方が移動距離が長い。
	利用理由・メリット・問題点等	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車を利用する理由やメリットは、手軽さ、健康面、楽しさがあげられる。 ・健康への効果も高いが、雨天時の利用のしにくさや走行環境の未整備、安全性などが問題としてあげられる。 ・満足度は、駐輪場の個所数・収容台数、自転車の普及対策、自転車走行の道路環境、自転車のマナー・ルールの順に不満が多く、改善が必要。
	自転車を利用しない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車を利用しない理由として、自動車が便利、天候に左右されやすい、坂道の移動や距離に関する理由があげられる。
	自転車利用意識	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全五原則の認知度は36%に留まっているが、利用している人の認知度は50%を超える。 ・今後の自転車利用可能性は45%となっており、現在使用している割合(38%)よりも多くなっている。

(2) 村内小中学生アンケート調査概要

1) 調査概要

大宜味村立小中学校に在籍する全児童・生徒を対象に、自転車の利用状況や利用意向などを把握するため、アンケート調査を行った。

調査対象者	大宜味村立小学校・中学校に通っている全ての学生
調査方法	タブレット端末での回答 ※令和5年1月23日(月)～2月10日(金)
調査項目	<p>○回答者の属性：住まい、性別、年齢、自転車の所有状況</p> <p>○実際の自転車利用について ：保有自転車の種類、利用頻度、行先、目的、移動距離、理容理由、メリット、問題点、村内の自転車環境満足度、利用しない理由、自転車五原則について</p> <p>○これからの自転車利用について ：利用意向、大宜味村の自転車利用促進に必要な取組、ご意見</p>
配布数	152人
回収数	141票(92.7%) (回答率)

2) 小中学生アンケート調査のまとめ

		まとめ
概	利用状況	・自転車を持っている割合は75.9%いるが、そのうち利用している割合が45.4%と約半減する。
	利用理由・メリット・問題点等	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車道路環境の満足度や駐輪場の箇所集や収容台数の満足度について、それぞれ20%以上の学生が不満と回答している。 ・マナー・ルールについては、53.2%が満足と回答している。 ・ハード事業に力を入れてほしいという声が多く挙がる。
自転車を利用しない理由		・自転車を利用しない理由として、親の送迎があるからという理由が多く、目的地まで遠いから、自動車との接触が怖いからという声が多く挙がる。
自転車利用意識		<ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全五原則の認知度は53.2%と半数以上が認知している。 ・今後の利用意向として、自転車通学を許可し、自転車道を作してほしいという声が多くある。

(3) 村内高校生アンケート調査概要

1) 調査概要

沖縄県立辺土名高等学校に在籍する全生徒を対象に、自転車の利用状況や利用意向などを把握するため、アンケート調査を行った。

調査対象者	沖縄県立辺土名高等学校に在籍する全ての学生
調査方法	タブレット端末での回答 ※令和5年2月13日(月)～2月24日(金)
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○回答者の属性：住まい、性別、年齢、自転車の所有状況 ○実際の自転車利用について <ul style="list-style-type: none"> ：保有自転車の種類、利用頻度、行先、目的、移動距離、理容理由、メリット、問題点、村内の自転車環境満足度、利用しない理由、自転車五原則について ○これからの自転車利用について <ul style="list-style-type: none"> ：利用意向、大宜味村の自転車利用促進に必要な取組、ご意見
配布数	72人
回収数	65票(90.2%)

2) 高校生アンケート調査のまとめ

		まとめ
概	利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・利用・保有している学生が49.2%と約半数を占めている。 ・使用している学生の利用頻度は月に数回程度が51.5%と最も多く、日常使いをする学生は少ない。 ・目的としては、近くに買い物や遊びに行く移動手段の為に利用する学生が多い。
	利用理由・ メリット・ 問題点等	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車を利用する理由やメリットは、手軽さ、楽しさ、免許がなくても運転できることが上位の理由としてあげられる。 ・健康への効果も高いが、雨天時の利用のしにくさや荷物の運搬が問題としてあげられる。 ・道路環境満足度について、不満と感じている学生が24.5%と多く、改善が必要である。
自転車を利用しない理由		<ul style="list-style-type: none"> ・自転車を利用しない理由として、バスが便利、乗る機会がないから、困らないという理由があげられる。
自転車利用意識		<ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全五原則の認知度は21%と少ない。 ・必要だと思う取組について、交通ルールの認知・意識向上と回答した学生が多い。

(4) レンタサイクル利用者アンケート調査概要

道の駅大宜味ビジターセンターでレンタサイクルを利用した方に対して、乗車後、大宜味村の自転車利用環境やレンタサイクルでの周遊について把握するため、アンケート調査を行った。

調査対象者	道の駅大宜味ビジターセンターでレンタサイクルを利用された方
調査方法	ビジターセンター関係者による配布・回収 ※令和4年9月15日（木）～10月25日（火）
調査項目	○回答者の属性：住まい、性別、年齢、 ○大宜味村への来訪状況：同行者数、同行者との関係、訪問歴 ○レンタサイクルの利用状況・満足度について ：使用した自転車、事前収集情報、訪問場所、利用する理由、満足度 ○今後の大宜味村自転車利用の促進するにあたっての取組、ご意見 ：大宜味村の自転車利用促進に必要な取組、ご意見
回収数	6票

※本調査結果（考察）については、対象数が少ないことから、参考程度とする。

(5) 関係団体ヒアリング調査概要

大宜味村内で自転車事業を行っている事業者に対して、各事業者の仕事内容について、大宜味村内の自転車環境や今後の活動予定等を把握するため、ヒアリング調査を行った。

調査対象者	大宜味村内で自転車事業をおこなっている事業者
調査方法	直接訪問による聞き取り
調査項目	○回答者の属性：住まい、性別、年齢、 ○大宜味村への来訪状況：同行者数、同行者との関係、訪問歴 ○レンタサイクルの利用状況・満足度について ：使用した自転車、事前収集情報、訪問場所、利用する理由、満足度 ○今後の大宜味村自転車利用の促進するにあたっての取組、ご意見 ：大宜味村の自転車利用促進に必要な取組、ご意見
回収数	6票

2-3 自転車の利用に関わる課題の抽出・整理

これまでの結果を踏まえ、顕在化している課題のみではなく、今後顕在化してくる潜在的課題の掘り起こしも含めて自転車の利用に関わる課題の抽出・整理を行う。

(1) 村民の自転車利用に関する課題

課題①: 日常の買い物などの近距離移動を補完する走行環境の改善

村民アンケート調査によると、自転車利用の主な目的として日常の買い物利用が多く見られ、行先として8割以上の方が字内での移動と回答している。一方、自転車走行の道路環境に対する満足度としては、32.3%の方が「やや不満」「不満」と回答している。

そのため、日常生活における自転車の利用利便性の向上を図る必要があり、主要道路から各集落にアクセスする生活道路の改善や、自動車と分離した自転車通行空間の計画的な整備の促進等、村民の交通安全性や村内ネットワークの充実による走行環境づくりが求められる。

課題②: 自転車利用の楽しさや健康増進につながるネットワークの強化

自転車利用のメリットとして、村民アンケート調査では「日常的な利用で健康にいい」や「自転車に乗ることが楽しい」「気軽に移動できる」といった意見が上位になっており、本村の豊かな自然環境を活かし、趣味や健康増進を目的とした自転車活用の取り組みが求められる。

趣味・健康増進を目的とした自転車利用の魅力をもっと高めるため、サイクリングコースの設定による村内のネットワークづくりや、路線バスやコミュニティバスのバス停などの公共交通結節点における駐輪場・サイクルステーション等の施設整備が必要である。

課題③: 安全性確保に向けた自転車安全意識の醸成

高校生アンケート調査では、必要だと思う取組について交通安全ルールの認知や意識向上について更に取り組むべきだという意見が多いこと、さらに村内の約7割の方が「自転車安全利用五則」の内容を認知していないことが明らかとなった。また、高校生アンケート調査では、そのため、村民一人一人の安全意識の醸成を行っていくために、自転車安全五原則の更なる周知や交通安全教室等の、誰もが安心安全に自転車を利用できるような取組みの推進が必要である。

課題④: 村民の自転車利用を促進する普及啓発

村民アンケート調査では、現在自転車を利用していない方でも、今後利用したいと考えているニーズがみられる。また、利用したことがないため、今後の自転車利用意向が分からないということが明らかになった。そのため、利便性の向上による現在自転車を利用している方の継続的利用だけではなく、新たな利用者の拡大に向け、自転車の手軽さ、健康への効果、自転車利用の楽しさ等の魅力をPRすることで、村民の自転車の利用促進を図っていく必要がある。

(2)観光客の自転車利用に関する課題

課題⑤:北部地域の市町村と連携した広域ネットワークの形成

新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画において、北部圏域で広域的な連携による自転車通行空間の安全性確保や自転車利用環境の向上を図ることとしており、具体的には「やんばるサイクリングロード」や「ツール・ド・おきなわ（やんばるセンチュリーライド）」などは広域連携により取り組んでいる。

さらに、北部地域の市町村との広域ネットワークづくりを図るため、先進して自転車道を整備している名護市や今後整備予定の国頭村や東村など北部周辺市町村をつなぐ国道 58 号、国道 331 号、県道 9 号の主要道路における自転車通行空間の計画的な整備促進や、北部地域のやんばるサイクリングロードと連携した自転車走行環境の整備が必要である。

課題⑥:サイクリストの利用・滞留を促進する拠点づくり

「やんばるの森ビジターセンター」は観光客が村内で最も多く立ち寄る施設であることから、本施設を核としたレンタサイクルの更なる普及を図るとともに、共同売店等の既存施設を活用したサイクルステーションの整備を行うことで、サイクリストの利用・滞留を促進する拠点づくりが必要である。

課題⑦:塩屋湾周辺や観光資源のネットワークによる周遊観光・体験型観光の推進

大宜味村では、「やんばるの森ビジターセンター」の開設や世界遺産登録、また NHK 朝の連続テレビ小説「ちむどんどん」等の影響により、近年観光客数が増加傾向となっている。この機会を活かし、レンタサイクル利用者の満足度が高い塩屋湾周辺でのサイクリングコースの設定等、観光客のニーズに合わせた体験型観光の推進が必要である。

課題⑧:観光客の自転車利用を促進する効果的な情報発信

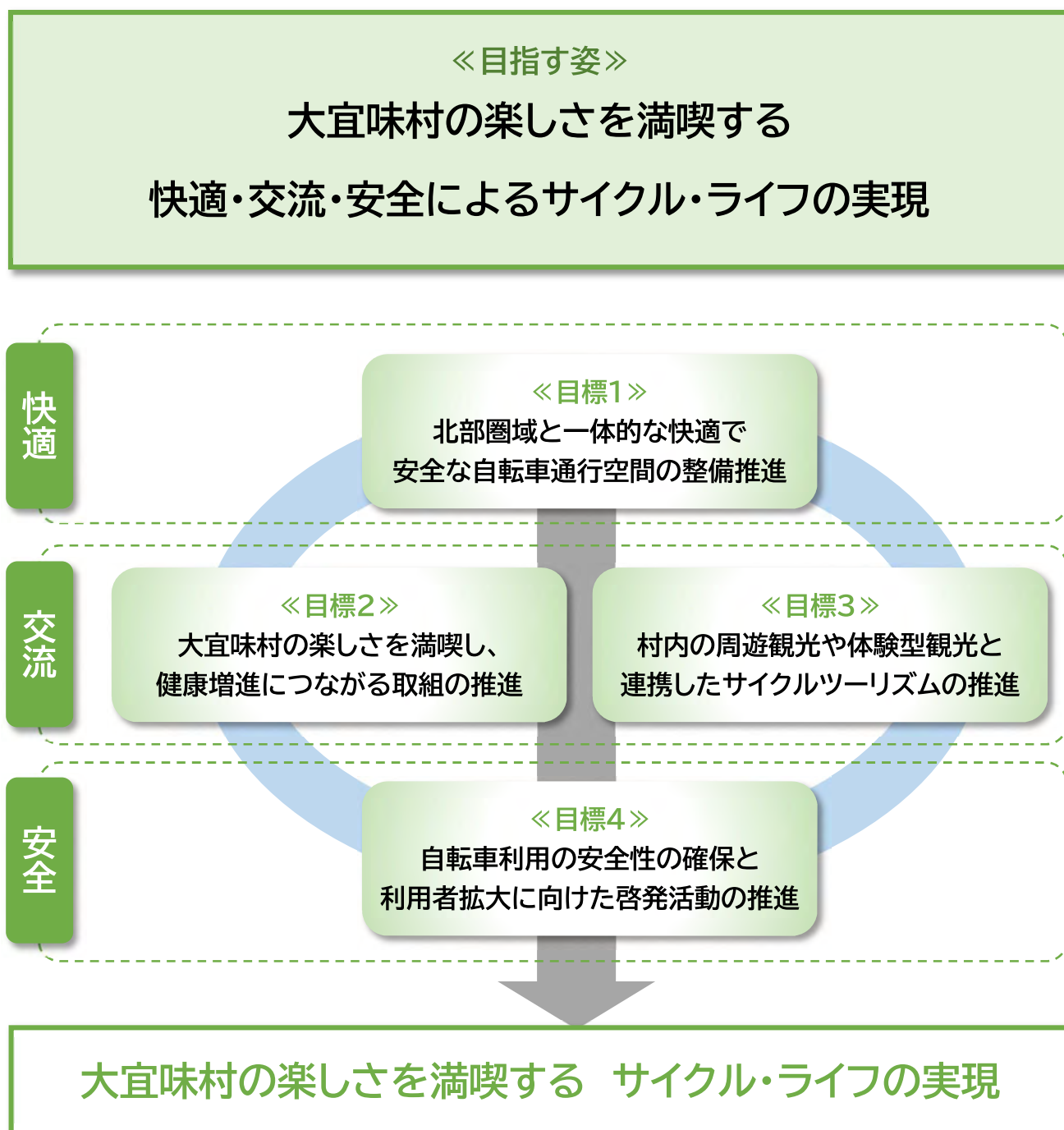
現在、村では塩屋湾周辺や大保ダムでのサイクリングや他観光施設との連携を行っているが、まだまだ体験者が少ない。また、レンタサイクルの利用者アンケート調査においては、必要な取組として情報発信に関する内容が多数見受けられることから、観光客の自転車ニーズに対応した効果的な情報発信が必要である。

3 整備目標及び自転車活用推進施策

3-1 自転車ネットワークと整備目標の設定

(1) 自転車活用に向けた目指す姿

沖縄 21 世紀ビジョン（平成 23 年 3 月）で掲げられた県民が望む目指すべき 5 つの将来像の実現に寄与するものとして、「大宜味村の楽しさを満喫する快適・交流・安全によるサイクル・ライフの実現」を目指す姿として掲げ、その達成のために、下記 4 つの目標を設定する。



(2) 塩屋湾周辺自転車ネットワーク計画

自転車ネットワーク計画として、国道58号、国道331号、県道9号線及びやんばるサイクリングロードに位置づけられている幹線道路を「観光・広域ネットワーク」として位置づけ、塩屋湾周辺におおける自転車ネットワークを整備する。

また、結の浜の地区内道路や国道58号から村役場、辺士名高校へのアクセス道路を「日常利用ネットワーク」として位置づける。

《自転車ネットワーク図 塩屋湾周辺》



(3)整備目標

目標1:北部圏域と一体的な快適で安全な自転車通行空間の整備推進

大宜味村内の自転車利用環境を整備するとともに、大宜味村周辺自治体の北部圏域との連携を図り、地域住民や国内外のサイクリスト、自転車を利用する観光客など子どもから高齢者までだれもが安全・安心・快適に利用できる広域での自転車通行空間の整備を推進する。

目標2:大宜味村の楽しさを満喫し、健康増進につながる取組の推進

塩屋湾をはじめとする大宜味村の観光資源や海沿いの施設、各地区の主要施設と連携し、村内を周遊するサイクリングコース等を設定する他、村民の健康増進につながるよう生活の様々なシーンでより積極的に利用してもらうため、公共交通機関と連携し、駐輪場やサイクルステーションの設置等、村民・観光客共に利用しやすい環境づくりに関する取組を推進する。

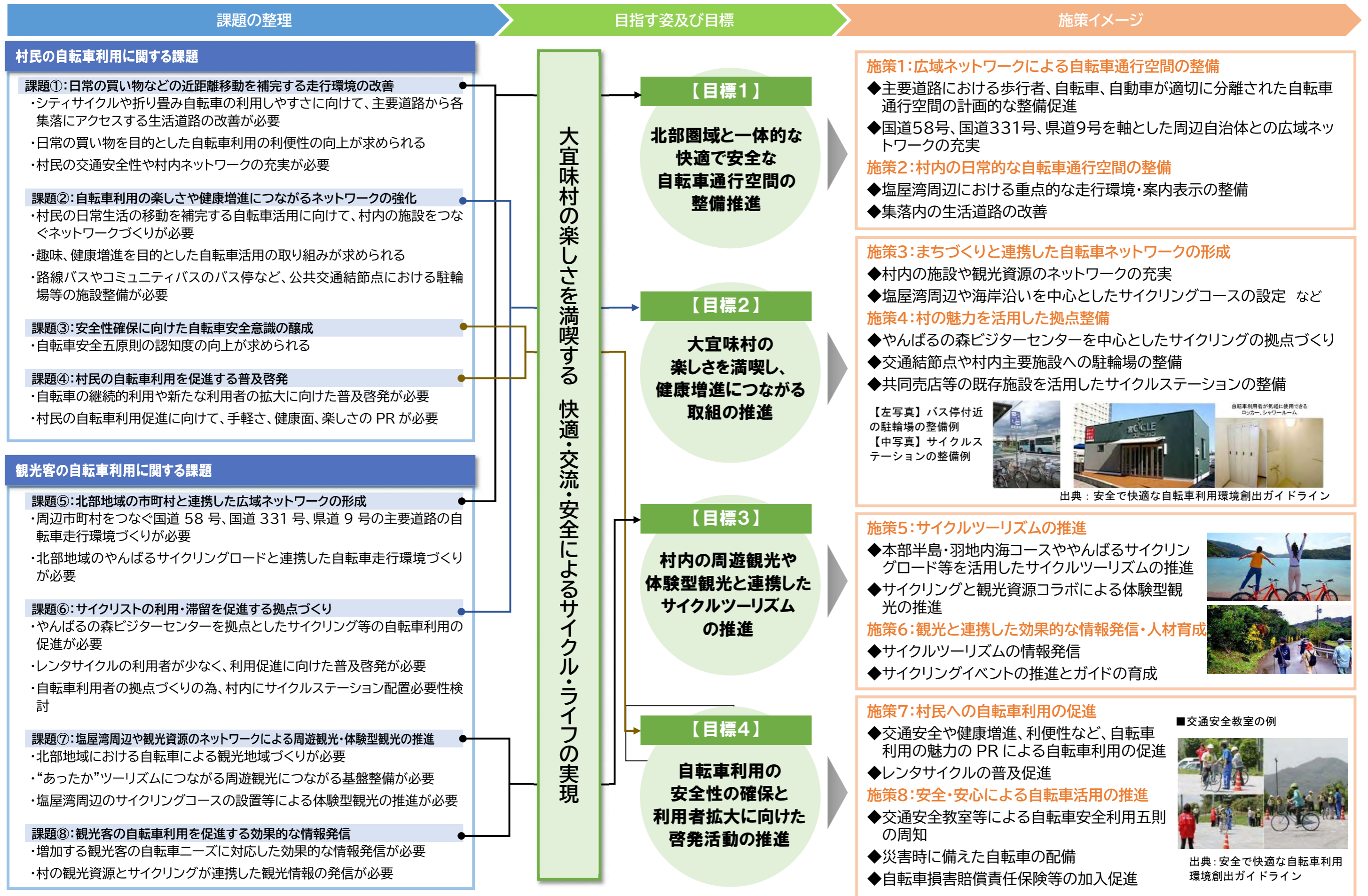
目標3:村内の周遊観光や体験型観光と連携したサイクルツーリズムの推進

世界自然遺産登録など国内外からの来訪者増加による地域の活性化や稼げる地域づくりに向け、大宜味村内の観光資源を生かしたサイクリングとのコラボによる体験型観光の推進や、大宜味村だけでなく本部半島・羽地内海コースややんばるサイクリングロード等を活用したサイクルツーリズムを推進する。

目標4:自転車利用の安全性の確保と利用者拡大に向けた啓発活動の推進

自転車利用での事故を未然に防ぎ、道路を利用する全ての人が安全・安心に通行できる環境を創出する。また災害時にも利用を可能にするため、自転車の安全教育や自転車通行ルール理解促進等、自転車の安全利用に向けた取組を推進します。また、安全に利用されることにより、更に多くの方々が自転車を利用されるような自転車利用を促進するイベントの開催等の取組を推進する。

(4) 施策体系



3-2 自転車活用推進施策

目標1: 北部圏域と一体的な快適で安全な自転車通行空間の整備推進

施策1: 広域ネットワークによる自転車通行空間の整備

村内の主要道路について、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月）」や平成31年4月に一部改正された道路構造令に基づき、各道路管理者、警察及び周辺自治体など関係機関と連携を図りながら、自転車と歩行者の分離により安全性が高く、かつネットワークとして連続した自転車通行空間の整備を推進する。

1-① 主要道路における歩行者、自転車、自動車適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備促進

内容	<p>日常利用や健康・観光レクリエーション利用に資する主要道路については、自転車と歩行者の分離を促し、歩行者・自転車ともに安全に通行可能な道路空間を創出するよう、自転車通行空間について計画的に整備を促進する。</p> <p>整備に当たっては、安全で快適な自転車通行空間を効果的・効率的に整備するため、次の視点から優先的に整備が必要な路線を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自転車の通行量が多い路線（集客施設周辺など） ○自転車関連事故が多い路線 ○通学路 ○隣接する自治体の自転車ネットワークに接続する路線 ○自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線 <p>また、矢羽根や自転車ピクトグラムといった路面表示や注意喚起のサイン等についても進める。</p>
-----------	--

実施主体	村、名護警察署
-------------	---------

1-② 国道58号、国道331号、県道9号線を軸とした周辺自治体との広域ネットワークの充実

内容	<p>国道58号、国道331号及び県道9号線については、周辺自治体（名護市、東村、国頭村）と整備形態や実施スケジュール等の連携・情報共有を図りながら、整備を促進し、広域ネットワークを充実する。</p> <p>また、沖縄県や北部市町村との連携により、必要に応じて、ナショナルサイクルルートの設定の必要性について検討する。</p>
-----------	---



実施主体	国、沖縄県、村、周辺自治体
-------------	---------------

■基本的な整備形態イメージ

整備形態	【整備イメージ】
自転車道	
自転車専用通行帯	<p>※自転車専用通行帯の幅の全部</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の一部</p>
自転車と自動車を混在通行とする道路(車道混在)	<p>(1) 歩道のある道路における対策</p> <p>(2) 歩道のない道路における対策</p> <p>[路肩・停車帯内の対策]</p> <p>[車線内の対策]</p> <p>※矢羽型路面表示は外側線の下に重複させることができる</p> <p>[車線内の対策]</p> <p>路側帯</p> <p>ピクトグラム等を設置</p>

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

施策2：村内の日常的な自転車通行空間の整備

村内の日常的な生活で自転車が安全で快適に利用できるよう、塩屋湾周辺について重点的に整備を進めるとともに、地域特性や道路形状に応じて主要生活道路を計画的に進める。

2-① 塩屋湾周辺における重点的な走行環境・案内表示の整備

内容	<p>塩屋湾周辺は、魅力ある広域的な観光・レクリエーション拠点を形成し、地域の活性化への起爆剤として有効活用するため、湾周遊ルートが求められており、自転車通行空間や民間事業者と連携した定期的な訪問型の自転車整備環境などについて進める。</p> <p>また、自転車通行空間が適切に運用させるようにするため、路面表示や案内看板等を適切に配置する。</p>
実施主体	国、沖縄県、村、名護警察署、民間事業者

2-② 集落内の主要生活道路の改善

内容	<p>集落内の主要生活道路については、ハンプなど物理的デバイスや路肩のカラー舗装、ハードとソフト両面から交通安全対策を検討する。</p> <p>また、狭あいな区間については、側溝（水路）の蓋掛けなどの路肩の整備推進に努めるとともに、歩行者・自転車の通行に支障となる電柱の道路区域外への移設や無電柱化を検討する。</p>
実施主体	国、沖縄県、村、名護警察署

施策3:まちづくりと連携した自転車ネットワークの形成

村内に立地する施設や観光資源との連携や、「ツール・ド・おきなわ」の開催などまちづくりとの連携を図りながら、安全で利便性の高い自転車ネットワークの形成を図る。

3-① 村内の施設や観光資源のネットワークの充実

内容	村内に立地する施設や観光資源と連携を図りながら、自転車ネットワークを充実する。 また、自転車通行空間が適切に運用させるようにするため、次の点に配慮し、路面表示や案内看板を適切に配置する。 ○進入箇所（交差点及び脇道）においては、路面表示に自転車ピクトグラムを設置し、必要に応じた看板を設置 ○交差点手前、横断歩道手前に停止線を設置 ○一時停止交差点には「止まれ」を表示 ○端路部には適切な間隔でピクトグラムや文字を表示
-----------	--

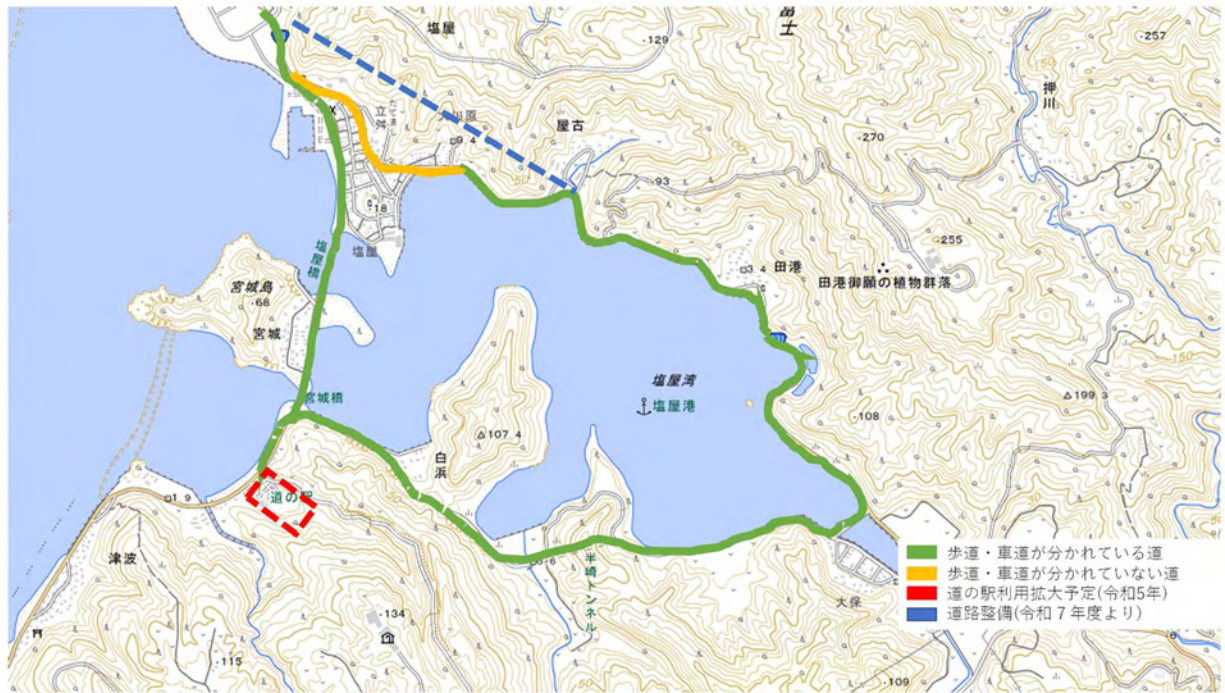
実施主体 国、沖縄県、村、名護警察署

3-② 塩屋湾周辺や海岸沿いを中心としたサイクリングコースの設定

内容	塩屋湾周辺や海岸沿いには観光資源が多く、自転車でゆったりと周遊することで新しい発見が可能となるため、（一社）大宜味村観光協会等と連携し、おすすめのサイクリングのコースを設定する。合わせて、多様な情報媒体を活用しながら、立ち寄りスポット等の情報を発信する。
-----------	---

実施主体 国、沖縄県、村、名護警察署、（一社）大宜味村観光協会

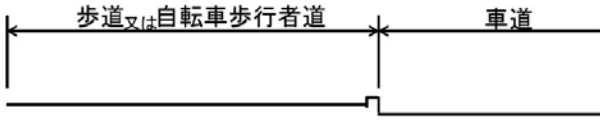
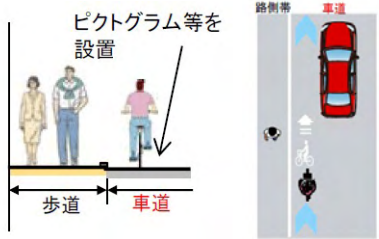
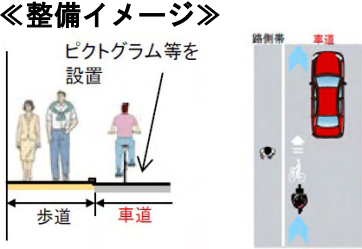


≪塩屋湾周辺の道路環境の現状≫



塩屋湾周辺の道路環境の整備方針図



≪塩屋湾周辺の道路環境の整備方針≫

区間	整備方針及び整備イメージ
<p>区間①</p>	<p>方針:自転車歩行者道+ピクトグラム等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客やサイクリストをターゲットとして、自然環境を楽しむことができる塩屋湾沿いについては、関係機関との調整を行いながら、既存の歩行空間を活用した自転車走行の可能性を検討する。 <p>※既存の歩道が3m確保できない場合は、ピクトグラムの設置を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 内陸側はピクトグラムによる自転車走行空間の確保を図る。 <p>≪塩屋湾側の整備イメージ≫</p>  <p>≪内陸側の整備イメージ≫</p> 
<p>区間②</p>	<p>方針:ピクトグラム等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 大保大橋から東側の区間及び塩屋集落においては、ピクトグラムによる自転車空間の確保を図る。 <p>≪整備イメージ≫</p> 
<p>区間③</p>	<p>方針:自転車歩行者道+ピクトグラム等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道58号沿道においては、関係機関との調整を行いながら、既存の歩行空間を活用した自転車走行の可能性を検討する。幅員が確保できない箇所は、ピクトグラムの設置による自転車走行空間の確保を図る。 <p>≪整備イメージ≫</p> 
<p>区間④</p>	<p>方針:自転車道</p> <ul style="list-style-type: none"> 塩屋湾周辺のトンネル部分は、既存道路の拡幅が困難であるため、塩屋湾側の既存の道路を自転車道として活用できるように調整を進める。 <p>≪整備イメージ≫</p> 

施策4:村の魅力を活用した拠点整備

村内には観光客が立ち寄る道の駅おおぎみについては、サイクリング拠点として整備するとともに、主要施設への駐輪場やサイクルステーションの整備・拡充により、村民や観光客が安心して快適なサイクリングを楽しむことが可能な拠点づくりを進める。


4-① やんばるの森ビジターセンターを中心としたサイクリングの拠点づくり

<p>内容</p>	<p>沖縄県ではサイクリストに向けた環境整備として、各地にサイクリングに適したルートを作成し、ホテルや公園、道の駅などにサイクルステーション（約85箇所）の整備を進めており、「道の駅おおぎみ」もその一つとして位置付けられている。</p> <p>レンタサイクルを実施中のやんばるの森・ビジターセンターについて、サイクリングの拠点づくりの充実と情報発信を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>※サイクルステーション…休憩時に自転車を立てかけるサイクリングラックの設置や工具の貸し出し、レベルに合わせたコース紹介や周遊ルートマップの無料配布等を行う場所</p> 
<p>実施主体</p>	<p>村、民間事業者</p>
<h3>4-② 村内主要施設への駐輪場の整備</h3>	
<p>内容</p>	<p>役場など公共施設や診療所、道の駅おおぎみなどの観光施設など自転車利用が見込まれる村内主要施設については、駐輪場の整備や放置自転車対策などを進める。</p> <p>また、自転車から路線バスへの乗継利便性の向上を図るため、バス事業者等と連携し、主要なバス停周辺に駐輪場を整備するなどサイクルアンドバスライドを進める。</p>
<p>実施主体</p>	<p>村、民間事業者</p>
<h3>4-③ 既存施設を活用したサイクルステーションの整備</h3>	
<p>内容</p>	<p>塩屋湾周辺ルートや自転車ネットワークと整合を図りながら、サイクルステーションの設置について検討し、事業者と連携してサイクリストの受入環境を充実させる。</p> <p>サイクリスト等に対し、「サイクリングマップ」などの情報媒体を活用し、周知PRを行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  <p>◀ 宮城新昌翁頌徳碑</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>大保公民館前 ▶</p>  </div>
<p>実施主体</p>	<p>村、民間事業者</p>

施策5:サイクルツーリズムの推進

大宜味村の地形を活かしながら、サイクリングで観光しやすい自転車走行空間の整備など環境づくりを構築するとともに、観光資源巡りとサイクリングを組み合わせるなどコンテンツの充実を図り、観光客の満足度を高めることによりサイクルツーリズムを推進する。

5-① 本部半島・羽地内海コースややんばるサイクリングロード等を活用したサイクルツーリズムの推進

<p>内容</p>	<p>快適で安心して利用できるサイクリング環境を創出するため、本部半島・羽地内海コース、やんばるサイクリングロード、北部三村（国頭村・東村・大宜味村）エリア等を活用しながら、サイクルツーリズムを推進する。</p>  <p>▲本部半島・羽地内海コース図（沖縄県）</p>
<p>実施主体</p>	<p>国、沖縄県、村、民間事業者</p>
<h3>5-② サイクリングと観光資源コラボによる体験型観光の推進</h3>	
<p>内容</p>	<p>自転車に乗ることそのものを楽しむ、あるいは自転車で村内を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型観光の促進や、「ツール・ド・おきなわ」のような世界のトップアスリートが参加する自転車競技の誘致・開催等を通じた観光地域づくりを推進し、自転車を活用した地域の活性化を図る。</p>
<p>実施主体</p>	<p>村、（一社）大宜味村観光協会、民間事業者</p>

施策6:観光と連携した効果的な情報発信・人材育成

村内の観光資源や「ツール・ド・おきなわ」等との連携を図りながら、効果的な情報発信を展開し、村の魅力発信や観光地域づくりを推進する。

6-① サイクルツーリズムの情報発信

内容

村民や観光客等を対象に、初心者から競技者まで楽しめる様々なサイクリングコースの情報に加えて、駐輪場、休憩場所、観光施設などまちの見所などを盛り込んだサイクリングマップを作成・配布する。また、インバウンド需要に対応するため、多言語についても検討する。

村ホームページや、Facebook、Twitter、Instagram等のSNS、イベントなどの機会を利用して広くPRするなど、情報発信を強化する。



▲沖縄サンライズエリア サイクリングマップ (東海岸地域サンライズ推進協議会 (与那原町、西原町、中城村、北中城村))

実施主体

村、(一社)大宜味村観光協会、民間事業者

6-② サイクリング体験の推進とガイドの育成

内容

①「ツール・ド・おきなわ」などの自転車大会開催時の関連イベントの開催

「ツール・ド・おきなわ」や「ちゅらうみ海道サイクリング」の開催に合わせて、大宜味村全体でイベントを楽しむ雰囲気づくりにより村民が自転車に関心を持ち、身近に感じて利用する機運づくりを推進するため、大会参加者だけでなく、村民や来訪者が一緒に楽しめるイベントを併催する。



②サイクリング体験の周知や誘致促進

大宜味まるごと体験として実施中のサイクリング体験や、散策ツアーなど自転車を活用したイベントを開催するなど、周知やイベントの誘致を進める。



③自転車を利用したガイドの育成

観光ツアーやイベントを通じて、地域の観光資源等を案内できる自転車を利用した観光ガイドの育成講習会を実施する。



実施主体

村、(一社)大宜味村観光協会、民間事業者

施策7:村民への自転車利用の促進

村民が楽しみながら日常生活の中に自転車を取り入れ、体力向上や健康増進に寄与するよう、自転車を活用する機会の創出や積極的な情報発信などより、自転車利用の促進を図る。

7-① 交通安全や健康増進、利便性など、自転車利用の魅力の PR による自転車利用の促進

<p>内容</p>	<p>自転車は、身近で手軽に利用することが可能な利便性の高い移動手段で、日常的な利用の他、健康増進や観光振興、スポーツ性などの効果を発揮することが可能なため、自転車利用のPRを促進する。</p> <p>①健康効果の広報・啓発</p> <p>健康増進効果が期待できる自転車活用を推進するため、リーフレットの作成・配布や出前講座、イベント等の機会を通じて広報・啓発を行う。</p> <p>②自転車通勤等促進</p> <p>自動車利用の多い通勤等において、自転車への転換を推進する。</p> <p>村職員の率先した自転車通勤を推奨し、国の「自転車通勤推進企業宣言プロジェクト」への応募等について検討する。</p> <p>③日常生活の利用促進</p> <p>自動車移動に過度に依存したライフスタイルの転換を図るため、啓発活動などにより、村民の日常生活における自転車の利用を促進する。</p> <p>また、学校や公共施設、企業などと連携しながら、駐輪場の整備などを推進する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>自転車通勤導入に関する手引き</p>  <p>令和元年5月 自転車活用推進官民連携協議会</p> </div> <div> <p>【自転車通勤推進企業宣言プロジェクト認定ロゴマーク】</p> <p>《宣言企業》 以下の3項目全てを満たす企業・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業員用駐輪場を確保 ○交通安全教育を年1回実施 ○自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化 <p>《優良企業》 自転車通勤者が、100名以上又は全従業員の2割以上を占め、先進的な取組を行う宣言企業から、独自の積極的な取組や地域性を総合的に勘案し、特に優れた企業・団体を認定</p> </div> <div style="margin-left: 10px;">  </div> </div> <p>▲自転車通勤導入に関する手引き (出典：自転車活用推進官民協議会 HP)</p>
<p>実施主体</p>	<p>村、名護警察署、民間事業者</p>
<h3>7-② レンタサイクル等の普及促進</h3>	
<p>内容</p>	<p>家庭で不要になった自転車を回収して貸出を行うことや、普通自転車では体力的に厳しいところ、高価であるが電動アシスト付自転車の活用により気軽に自転車で健康づくりができるよう、費用負担軽減のための補助制度について検討する。</p>
<p>実施主体</p>	<p>村、(一社)大宜味村観光協会、民間事業者</p>

施策8:安全・安心な自転車活用の推進

安全で快適な自転車通行空間を整備するとともに、幼児から高齢者まで幅広い年齢層への交通安全教育によるマナー向上や自転車利用者への指導などにより、誰もが安全・安心に自転車を利用できる環境づくりを推進する。

8-① 交通安全教室等による自転車安全五原則の周知

小学校や中学校、高校、高齢者など自転車を活用する年齢層により、運動能力や利用目的、頻度が異なることから、学校や地域等との連携を図りながら、ライフステージに応じた自転車安全教育を実施する。

①自転車安全利用五則に関する周知

名護地区交通安全協会で実施中の季節ごとに行う交通安全啓発活動の機会などの活用や、道の駅おおぎみで開催するイベント（大宜味村産業まつりなど）に合わせて、村民への自転車安全利用五則に関する周知を積極的に行う。

②自転車ヘルメット着用の広報啓発

令和5年4月から道交法の改正により、自転車に乗る時のヘルメット着用が全年齢で努力義務化されることを踏まえ、自転車ヘルメット着用による死亡リスクの低減効果等をしめした分かりやすいチラシなどを作成するなど、広報啓発を実施する。

特に、小中学校・高校、企業等に対し、自転車安全教育の充実を図る中で、自転車乗車時のヘルメット着用を働きかける。

③自転車の点検整備の啓発

自転車の安全な利用は、ブレーキやタイヤ、フレームなどについての定期的な整備が前提のため、自転車安全教育の機会を活用しながら、自転車利用者に対し、日常的な安全点検の啓発を促進する。

特に、TSマークについては、自転車安全整備士が点検整備した安全な自転車に貼付されるものであることから、小中学校、高校をはじめ多世代に対しPRする。

また、サイクリストなどから自転車の修理ができる場所を求められること想定し、定期出張修理を月1度道の駅で実施するなど、近隣地域の事業者（自転車屋等）と連携した取り組みについて調整を図る。

内容

自転車ヘルメット「努力義務」

来年4月 大人にも適用

道交法改正で、今年4月1日からは、小学生から中学生までの子どもにヘルメット着用が義務化された。改正道交法では、今年4月1日からは、小学生から中学生までの子どもにヘルメット着用が義務化された。改正道交法では、今年4月1日からは、小学生から中学生までの子どもにヘルメット着用が義務化された。

事故死6割頭に致命傷

令和4年12月21日(水)

読売新聞



▲TSマークパンフレット

(資料：(公社)日本交通管理技術協会)

実施主体

村、名護警察署、民間事業者

8-② 災害対応としての活用推進及び自転車の配備

内容	<p>大規模災害の発生後は、一時期交通が使用不可となる。機動性の高い自転車は、東日本大震災の被災地で発災後の移動手段として活用されたこと等を踏まえ、災害等緊急事態時における自転車の活用に関する課題や有用性を明らかにした上で、村民への啓発や災害時の自転車の利活用（主に避難時と連絡時の移動手段）を促進する。</p> <p>また、自転車を所有していない村民にも対応するよう、ビジターセンターや地域などに自転車の配備についても検討する。</p>
実施主体	村

8-③ 自転車損害賠償責任保険等の加入促進

内容	<p>自転車による交通事故で加害者となってしまった場合、高額賠償を負う可能性があり、安全に利用するため、沖縄県で配布を行っている「自転車保険広報チラシ」の周知PRを図りながら、自転車利用者の自転車損害賠償保険への加入を促進する。</p> <p>大宜味村ホームページや広報紙へ掲載をはじめ、学校や事業者向けなど、周知媒体の全戸配布を目指しあらゆる機会を通じて周知啓発を充実する。</p>
実施主体	村、村教育委員会、名護警察署



▲自転車保険広報チラシ（沖縄県）

自転車安全利用5則（警視庁ホームページより）

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。特に、横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示のある場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。歩行者用信号機の青色信号の点滅の意味は、黄色信号と同じです。次の青色信号になるまで待ちましょう。

3 夜間はライトを点灯

無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。安全のため、夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転することは、非常に危険です。自動車の場合と同じく酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。また、酒気を帯びている者に自転車を提供したり、飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供したりしてはいけません。

5 ヘルメットを着用

自転車を運転する場合は、事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

計画の推進

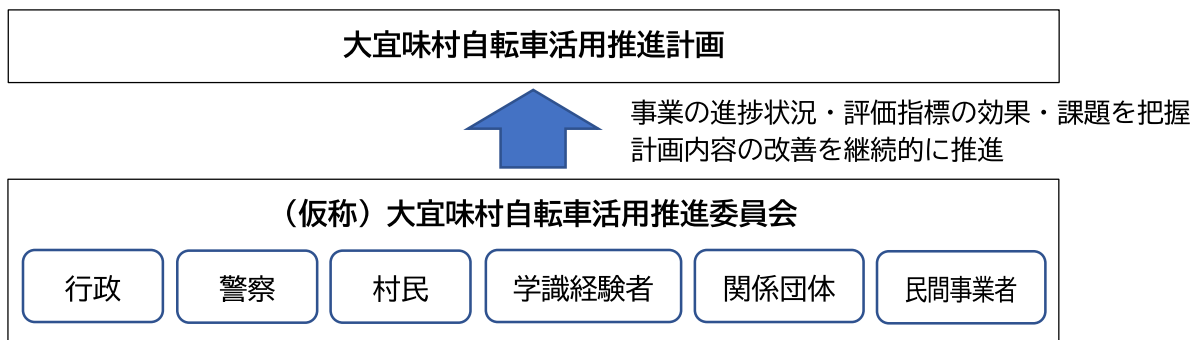
4-1 施策の推進スケジュール

計画の目標	施策	措置	掲載ページ	スケジュール											
				短期			中期			長期			まとめ		
				R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
北部圏域と一体的な 快適で安全な 自転車通行空間の 整備推進	広域ネットワークによる自転車通行空間の整備	主要道路における歩行者、自転車、自動車が適切に分離された 自転車通行空間の計画的な整備促進	95												
		国道58号、国道331号、県道9号を軸とした周辺自治体との 広域ネットワークの充実	95												
	村内の日常的な自転車通行空間の整備	塩屋湾周辺における重点的な走行環境・案内表示の整備	96												
		集落内の生活道路の改善	96												
大宜味村の 楽しさを満喫し、 健康増進につながる 取組の推進	まちづくりと連携した自転車ネットワークの形成	村内の施設や観光資源のネットワークの充実	97												
		塩屋湾周辺や海岸沿いを中心としたサイクリングコースの設定	97												
	村の魅力を活用した拠点整備	やんばるの森ビジターセンターを中心としたサイクリングの拠点づくり	100												
		交通結節点や村内主要施設への駐輪場の整備	100												
		既存施設を活用したサイクルステーションの整備	100												
村内の周遊観光や 体験型観光と連携した サイクルツーリズム の推進	サイクルツーリズムの推進	本部半島・羽地内海コースややんばるサイクリングロード等を活用した サイクルツーリズムの推進	101												
		サイクリングと観光資源コラボによる体験型観光の推進	101												
	観光と連携した効果的な情報発信	サイクルツーリズムの情報発信	102												
		サイクリングイベントの推進	102												
自転車利用の 安全性の確保と 利用者拡大に向けた 啓発活動の推進	村民への自転車利用の促進	交通安全や健康増進、利便性など、自転車利用の魅力のPRによる 自転車利用の促進	103												
		レンタサイクルの普及促進	103												
	安全・安心な自転車活用の推進	交通安全教室等による自転車安全利用五則の周知	104												
		災害時に備えた自転車の配備	105												
		自転車損害賠償責任保険等の加入促進	105												

4-2 計画のフォローアップと見直し

(1) 計画の推進体制

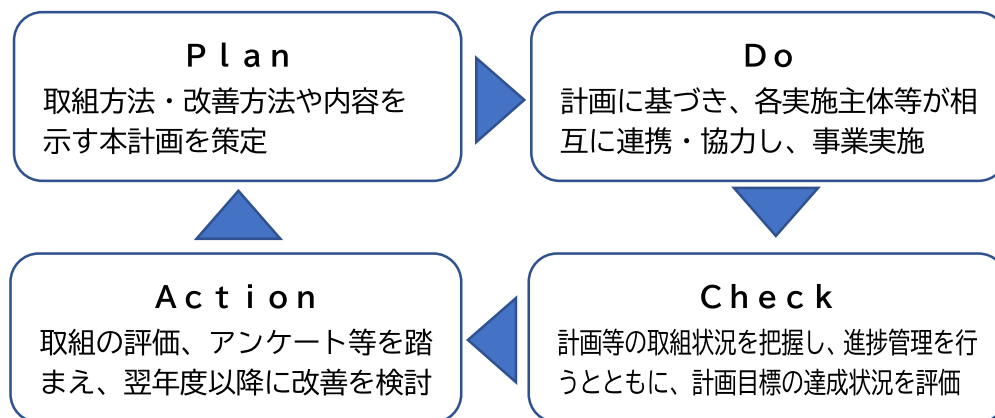
本計画の推進は、行政、警察、村民、関係団体、学識経験者等で組織する「（仮称）大宜味村自転車活用推進委員会」が中心となり、一定期間ごとに取組の進捗状況や目標指標のモニタリング等により、効果・課題等を把握する。



(2) 計画のフォローアップ

本計画を推進するために、各施策の進捗や目標の達成状況等について数値目標を指標としながら評価・検証し、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のサイクルを実行する。

計画のPDCAサイクルの実行は、「（仮称）大宜味村自転車活用推進委員会」によって確実に進捗管理を行い、継続的な計画に推進する。



(3)目標指標の設定

本計画における4つの目標に対し目標指標を定め、計画最終年における目標値を次の通り設定する。継続的に目標指標をモニタリングし、「(仮称)大宜味村自転車活用推進委員会」により社会情勢の変化等を踏まえながら本計画の見直しを行う。

目標	措置内容	現状値 (2022年)	目標値 (2032年度)	指標の推定方法
自転車通行空間の整備	塩屋湾周辺や海岸沿いを中心としたサイクリングコースの設定	0か所	1カ所以上	事業者ヒアリング等による実績
村の魅力を活用した拠点整備	交通結節点や村内主要施設への駐輪場の整備	1か所	2カ所以上	実績調査
	既存施設を活用したサイクルステーションの整備	0か所	2カ所以上	実績調査
サイクルツーリズムの推進	サイクリングと観光資源コラボによる体験型観光の推進	1事例	5事例以上	事業者ヒアリング
観光と連携した効果的な情報発信・人材育成	自転車を活用したツーリズム・イベント等の促進	0件	4件以上	実績調査
村民への自転車利用の促進	村民の自転車利用の促進	保有10% 利用38%	現状値以上	アンケート(保有・利用頻度)
安全・安心による自転車活用の推進	交通安全教室等による自転車安全利用五則の周知	36.9%	利用者/保有者80%以上	アンケートによる理解度
	自転車損害賠償責任保険の認知度	—	100%	アンケート

参考資料:村民の自転車利用実態や自転車利用意向の調査結果

大宜味村内の自転車利用の現状や今後の自転車利用意向を把握するため、村内の小中高校生や大宜味村民へのアンケートを実施する。また、大宜味村内での自転車事業の今後の展開を把握するため、観光関係 NPO や事業者へヒアリングを行う。

(1) 村民アンケート調査結果

1) 調査概要

大宜味村に居住する全世帯を対象に、自転車の利用状況や利用意向などを把握するため、アンケート調査を行った。

調査対象者	大宜味村在住の全ての世帯
調査方法	区長による配布・回収 ※令和4年10月3日(月)～10月17日(月)
調査項目	○回答者の属性：住まい、性別、年齢、職業、勤め先、自転車の所有状況 ○実際の自転車利用について ：保有自転車の種類、利用頻度、行先、目的、移動距離、利用理由、メリット、問題点、村内の自転車環境満足度、利用しない理由、自転車五原則について ○これからの自転車利用について ：利用意向、大宜味村の自転車利用促進に必要な取組、ご意見
配布数	1,383 票
回収数	92 票

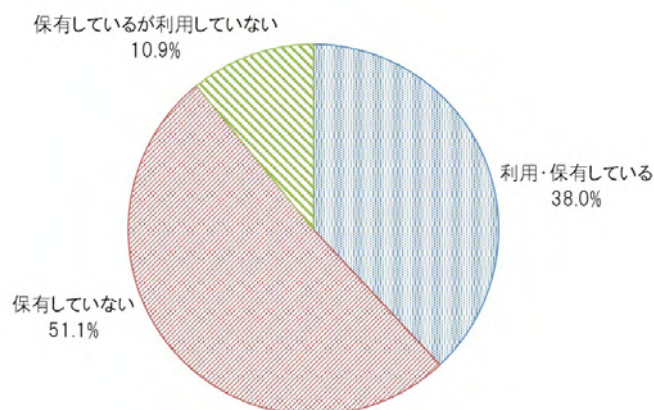
2) 調査結果

① 調査対象者の属性

《世帯自転車保有状況・利用状況》

回答者全員に、世帯の自転車保有数及び利用状況についてうかがったところ、保有していないが51.1%と最も多く、次いで利用・保有しているが、38.0%、保有しているが利用していないが10.9%となっている。

■ 世帯自転車保有状況・利用状況

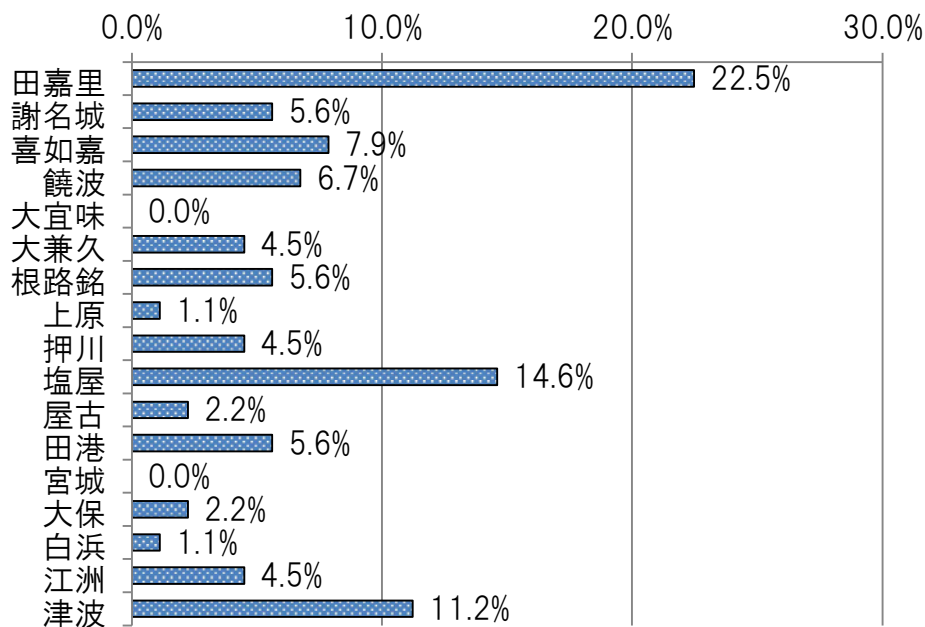


(N=92)

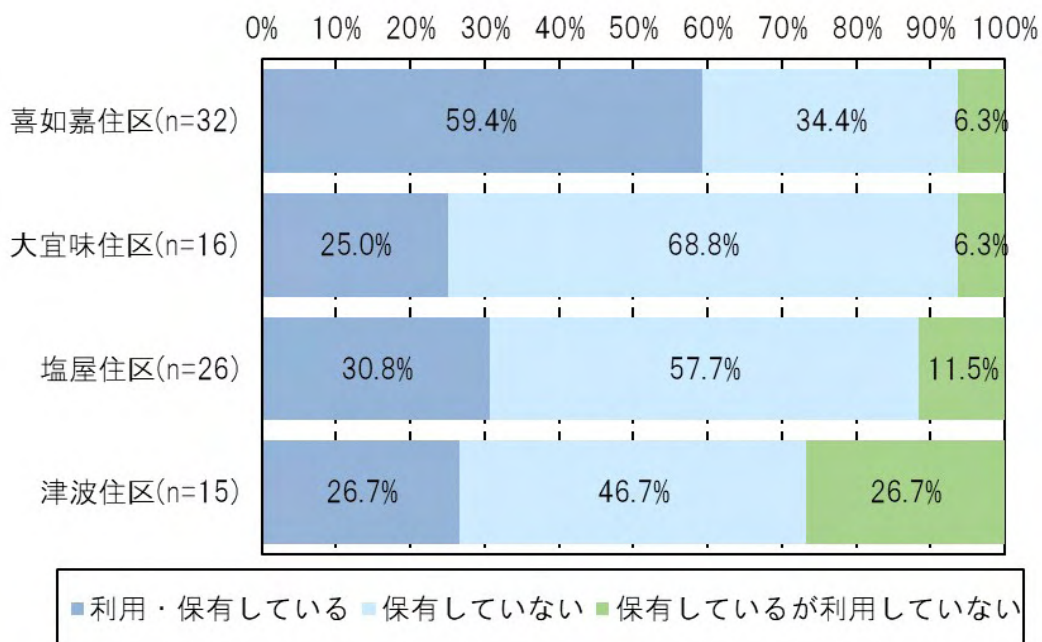
《居住》

回答者の居住地をうかがったところ、田嘉里区が22.5%と最も多く、次いで塩屋が14.6%、津波区が11.2%となっている。また、各区の自転車保有状況をみると、喜如嘉区、謝名城区、田嘉里区での利用が高い。(白浜は回答者が1名のため、100%である)

■ 居住



(N=89)

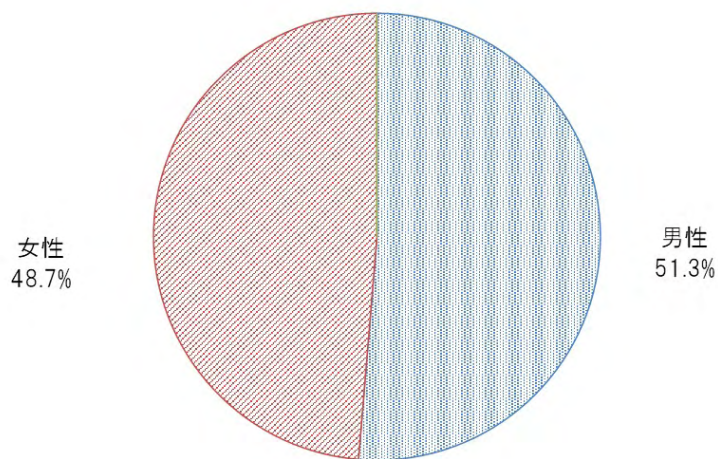


《性別》

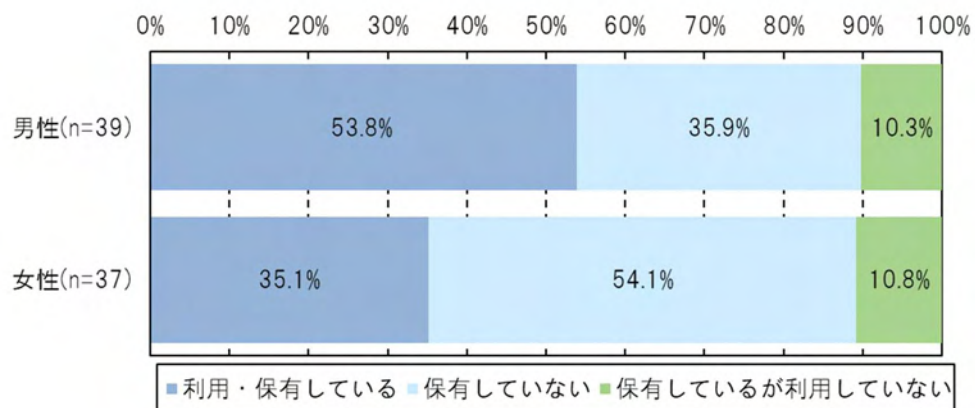
回答者の性別は、男性が 51.3%、女性が 48.7%と少し男性が多い。

性別での自転車利用状況をみると、女性は 35.1%で男性が 53.8%と男性の方が自転車を利用している割合が高い。

■ 性別



(N=76)

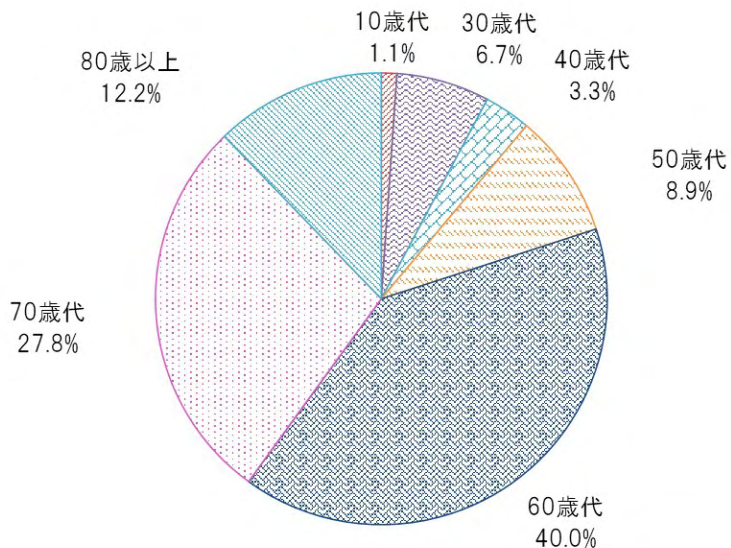


《年齢》

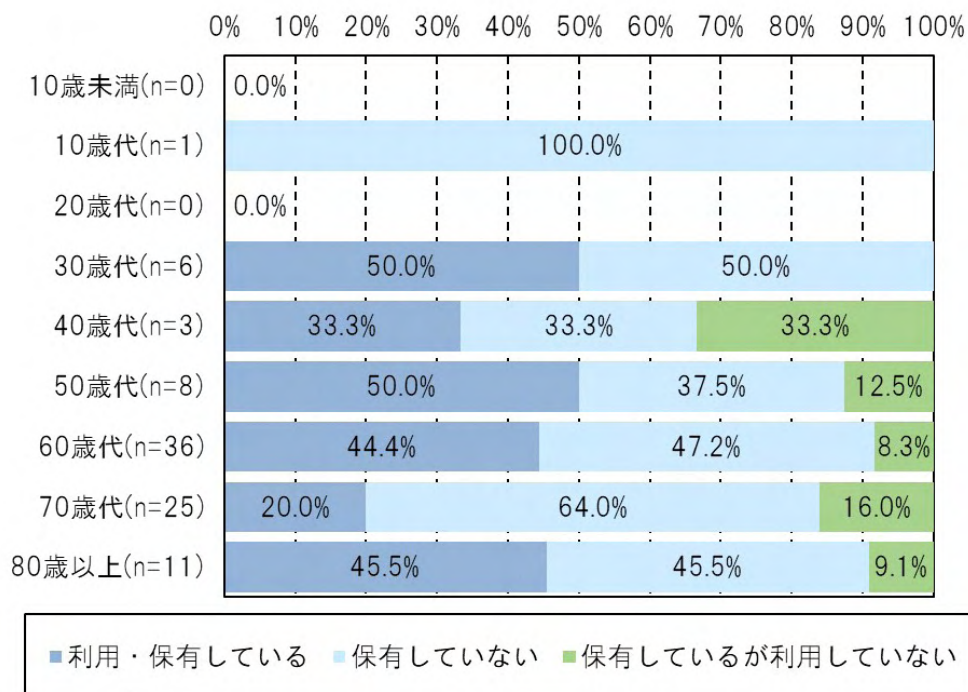
回答者の年齢は、60歳代が40.0%と最も多く、次いで70歳代、80歳代以上となる。

各年代の自転車利用状況をみると、30代、50代の利用が50.0%と高く、次いで60歳代、80歳代が高い。

■ 年齢



(N=90)

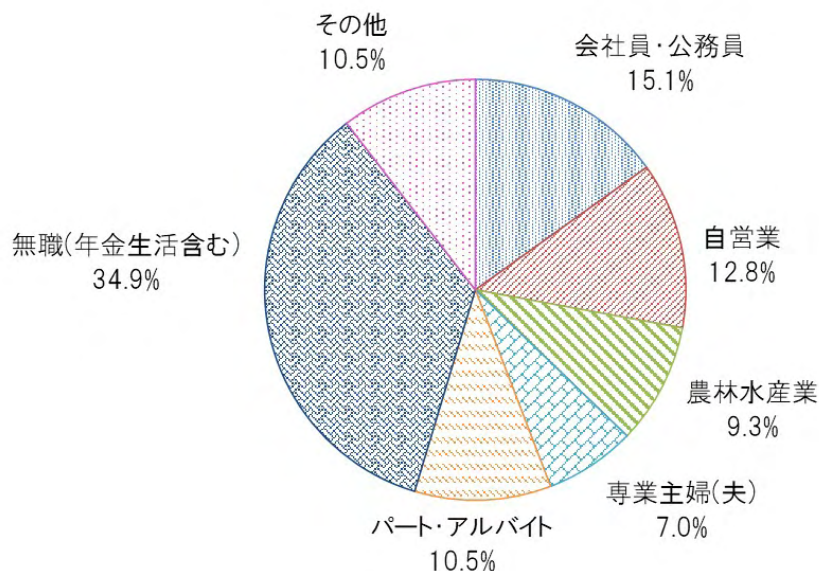


《職業》

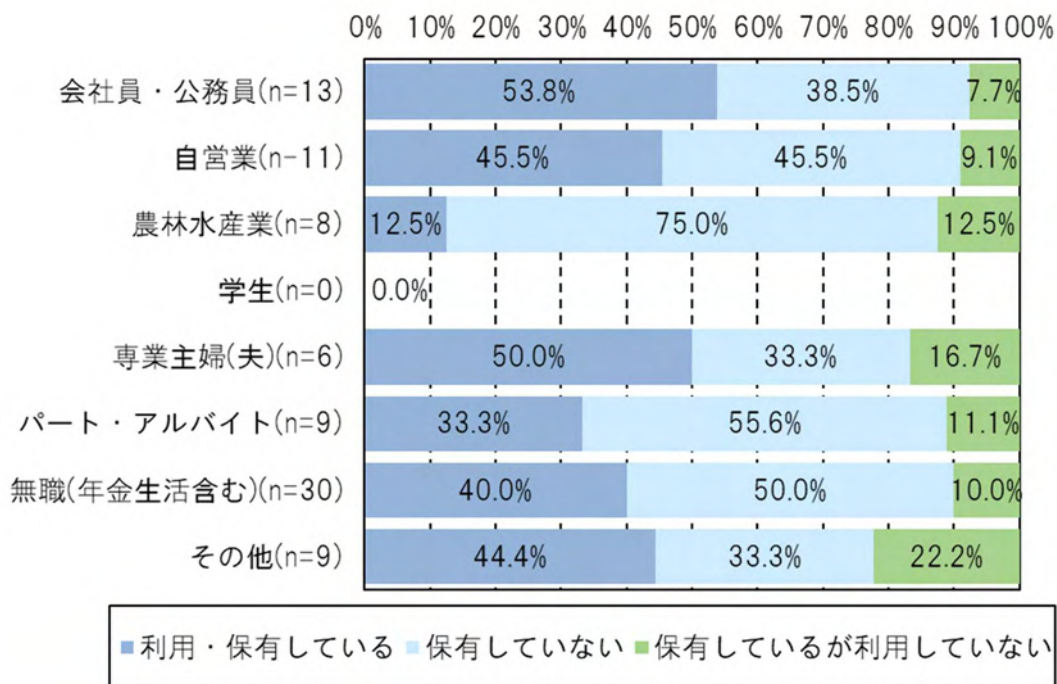
回答者の職業は、無職が 34.9%と最も多く、次いで会社員・公務員が 15.1%、自営業が 12.8% となっている。

職業別での自転車利用状況をみると、会社員・公務員、専業主婦(夫)の利用が半数を超えている。

■ 職業



(N=86)

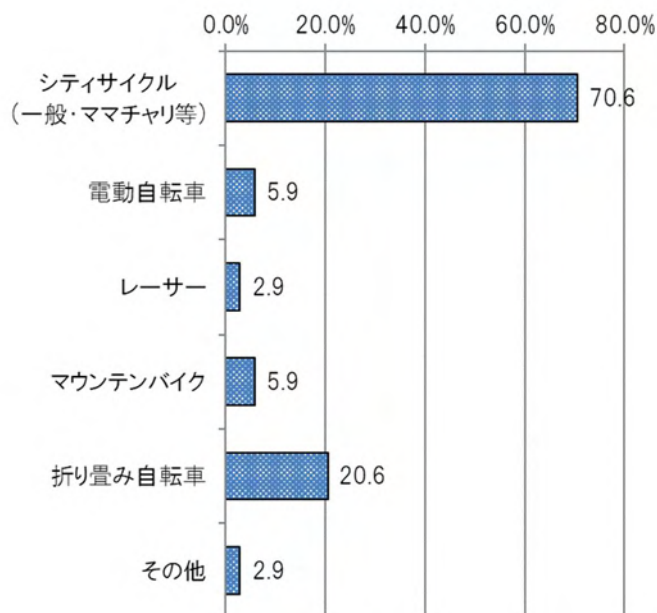


②自転車を利用している方について

《所有している自転車の種類》

自転車を利用する方に所有している自転車の種類をうかがうと、シティバイク(一般・ママチャリ)が64.9%と最も多く、次いで折りたたみ自転車が18.9%、電動自転車、マウンテンバイクが5.4%となっている。

■ 所有している自転車の種類

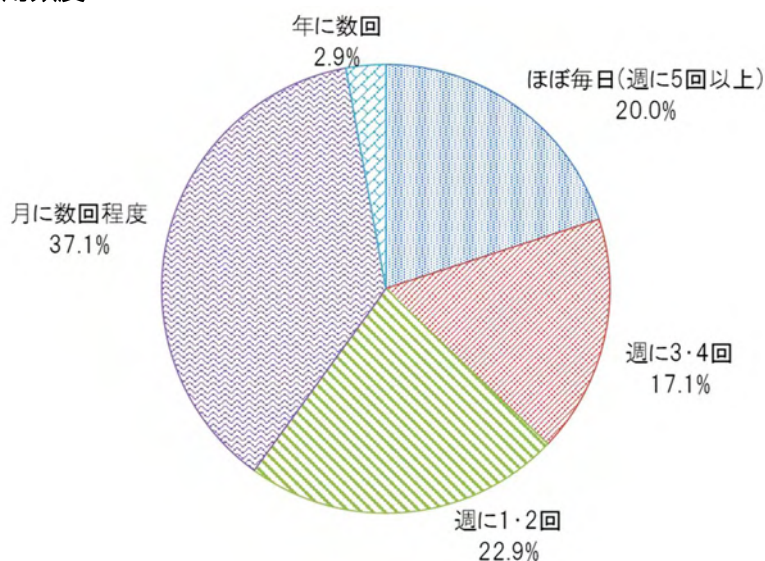


(N=34)

《利用頻度》

自転車を利用する方に、自転車を利用している頻度をうかがうと、月に数回程度が37.1%と最も多く、次いで週に1・2回が22.9%、ほぼ毎日が20%と、週に1日以上利用している割合が約60%である。

■ 自転車利用頻度

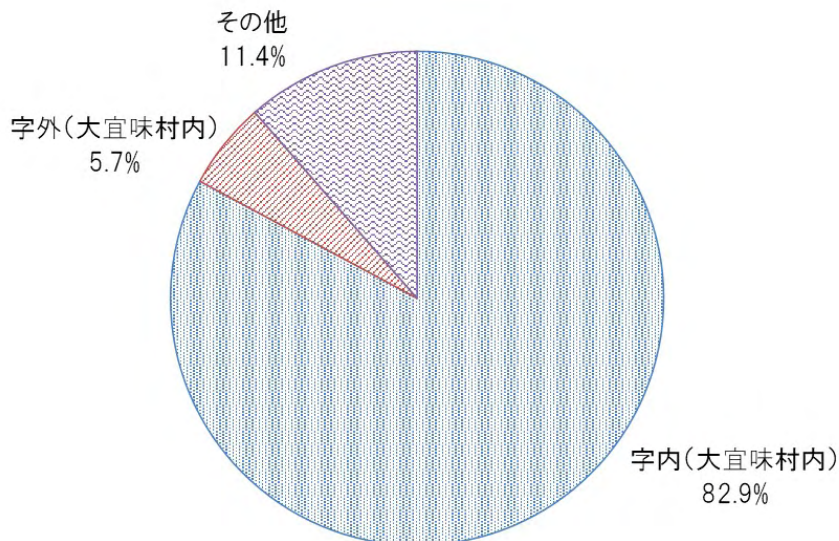


(N=35)

《主な行先》

自転車を利用する方に、自転車を利用しての主な行先をうかがうと、字内が82.9%と最も多い。その他の市町村では、隣接している国頭村の回答が多く見受けられた。

■ 主な行先

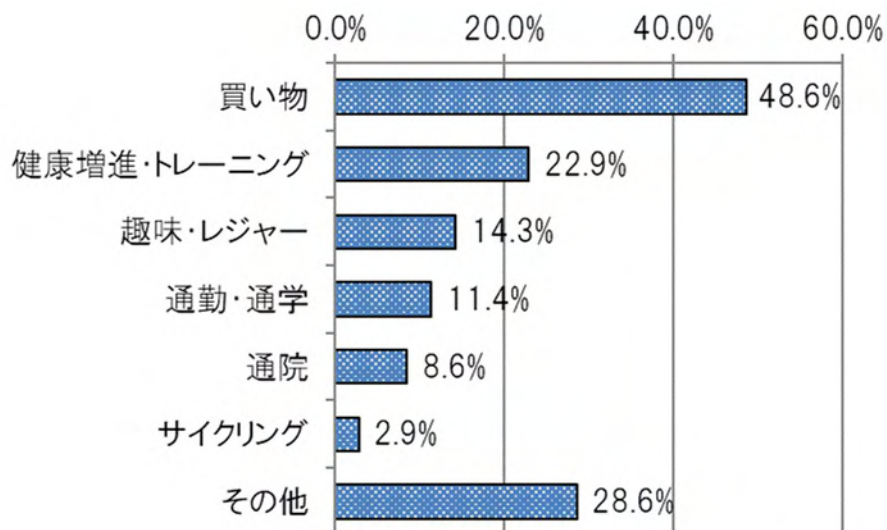


(N=35)

《利用目的》

自転車を利用する方に、自転車の利用目的をうかがうと、買い物が48.6%と最も多く、次いで健康増進やトレーニングが22.9%、趣味・レジャーが14.3%となっている。

■ 利用目的



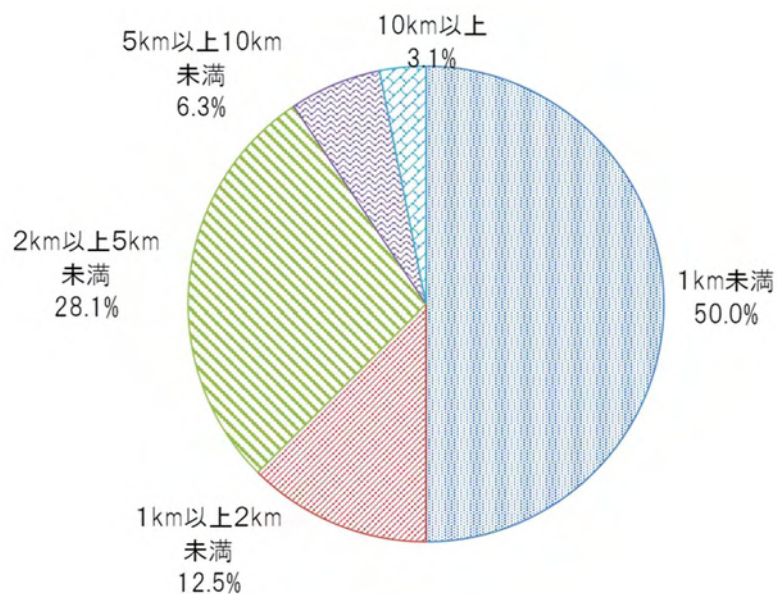
(N=35)

その他意見：農作業(3)、子供の送り迎え(1)

《平日の移動距離》

自転車を利用する方に、自転車での利用距離をうかがうと、平日休日ともに1km未達が半数を超えている。平日では、2km以上5km未達が28.1%と多く、休日では1km以上5km未満に差は見受けられない。

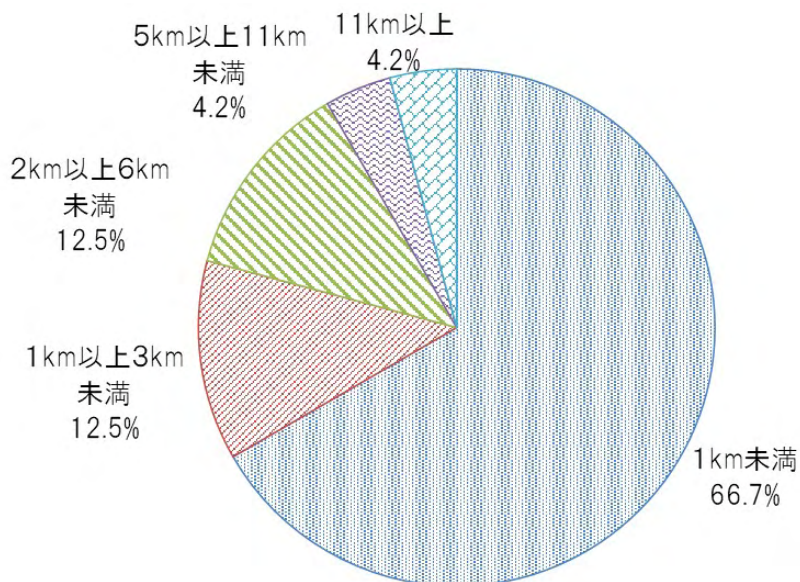
■ 平日1日の移動



(N=32)

《休日1日の移動距離》

■ 休日1日の移動

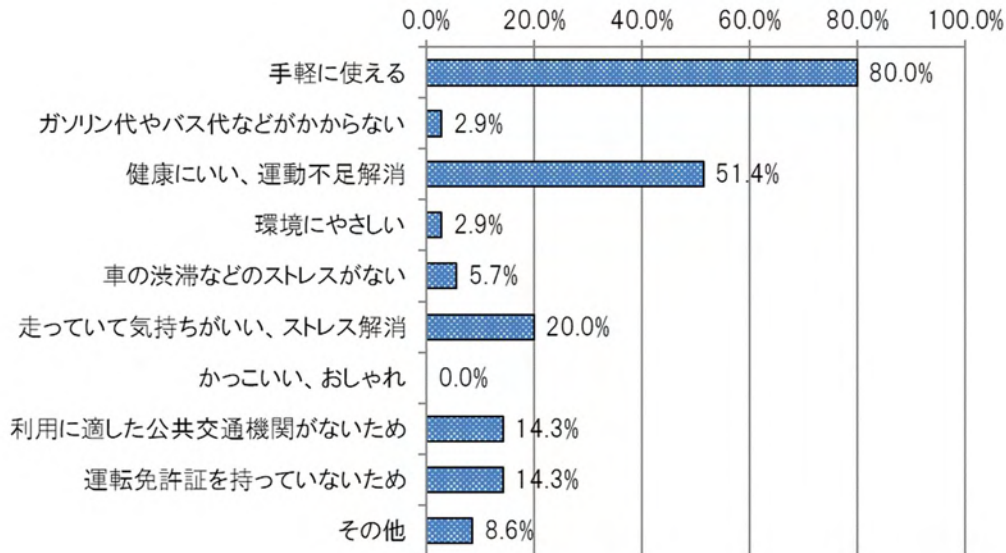


(N=24)

《自転車を利用する理由》

自転車を利用する方に、自転車を利用する理由をうかがうと、手軽に使えるが80.0%と最も多く、次いで健康にいい、運動不足解消が51.4%、走っていて気持ちがいい、ストレス解消が20.0%となっている。

■ 自転車を利用する理由

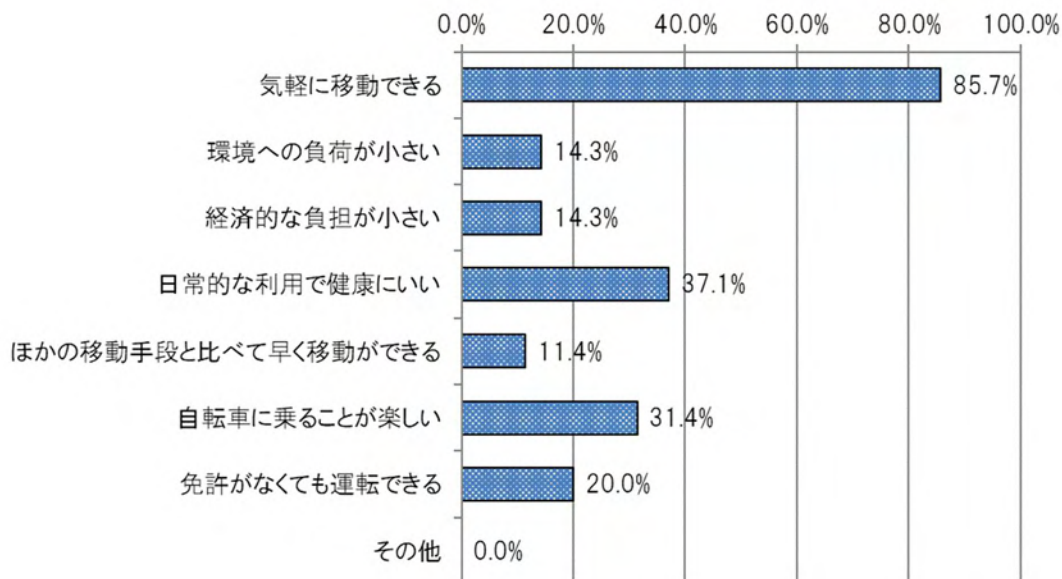


(N=35)

《自転車を利用するメリット》

自転車を利用する方に、自転車を利用するメリットをうかがうと、気軽に移動できるが85.7%と最も多く、次いで日常的な利用で健康にいいが37.1%、自転車に乗ることが楽しいが31.4%となっている。

■ 自転車を利用するメリット

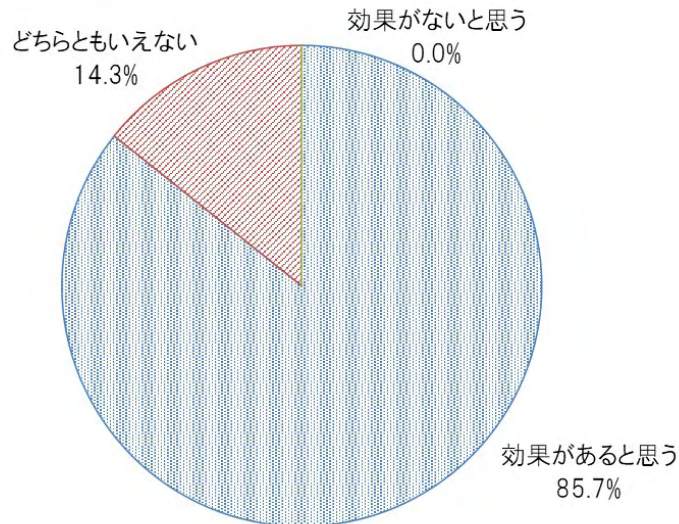


(N=35)

《自転車の健康への効果》

自転車を利用する方に、自転車の健康への効果をうかがうと、効果があると思うが 85.7%と、最も多かった。

■ 自転車の健康への効果

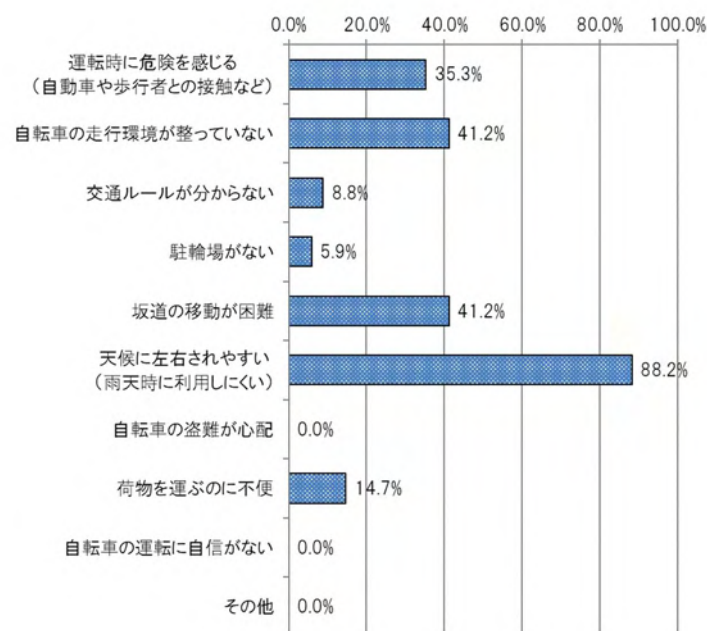


(N=35)

《自転車を利用する上での意識や問題点》

自転車を利用する方に、自転車利用の問題点をうかがうと、天候に左右されやすいが 88.2%と最も多く、次いで自転車の走行環境が整っていない、坂道の移動が困難が 41.2%となっている。

■ 自転車利用の問題点

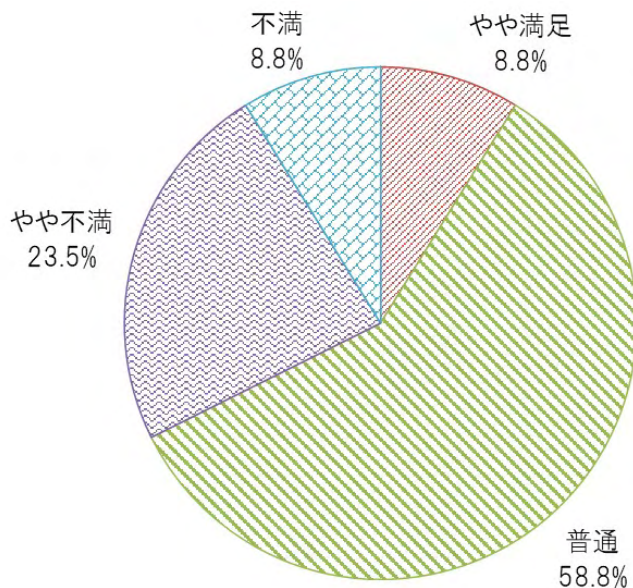


(N=34)

《自転車走行の道路環境における満足度》

自転車を利用する方に、大宜味村の自転車走行の道路環境の満足度をうかがうと、普通が58.8%と最も多く、次いでやや不満が23.5%となっている。

■ 自転車走行の道路環境

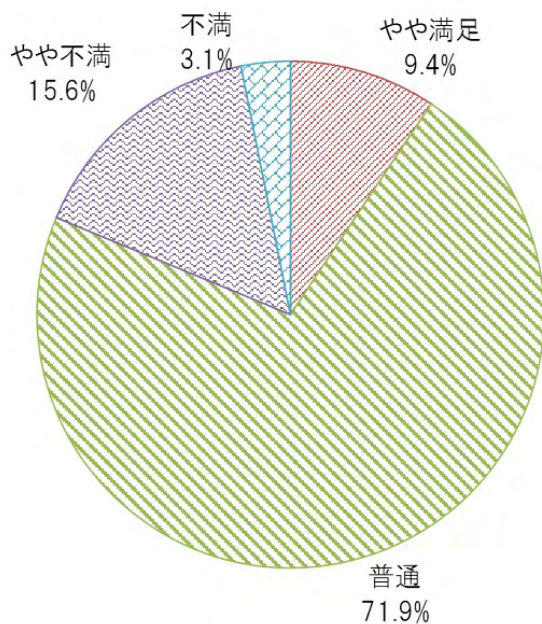


(N=34)

《自転車のマナー・ルールの満足度》

自転車を利用する方に、大宜味村の自転車のマナー・ルールの満足度をうかがうと、普通が71.9%と最も多く、次いでやや不満が15.6%となっている。

■ 自転車のマナー・ルール

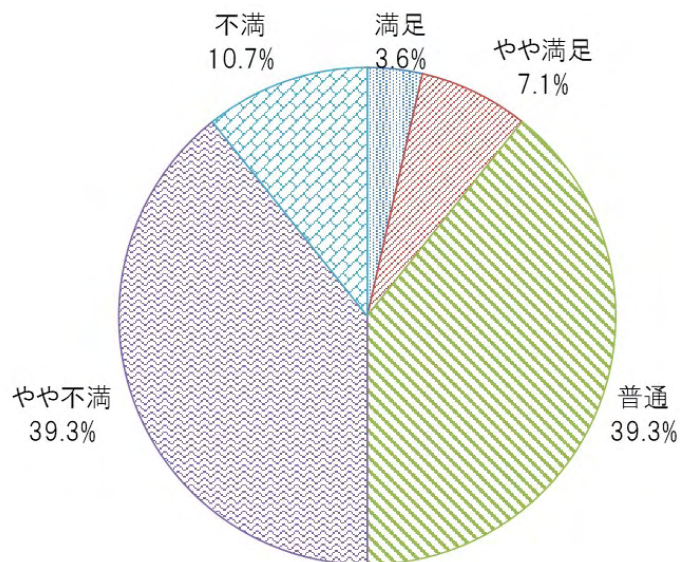


(N=32)

《駐輪場の個所数・収容台数》

自転車を利用する方に、大宜味村の駐輪場の個所数・収容台数の満足度をうかがうと、普通・やや不満が39.3%と同率で最も多くなっている。

■ 駐輪場の個所数・収容台数

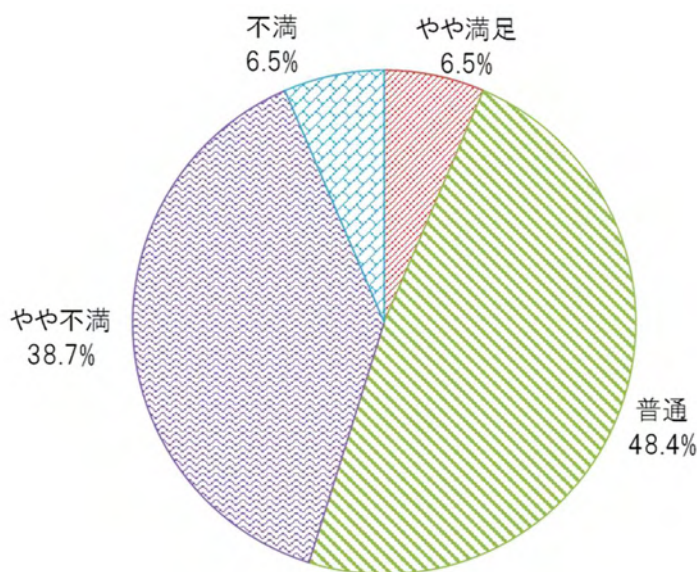


(N=28)

《自転車の普及対策に対する満足度》

自転車を利用する方に、大宜味村の自転車のマナー・ルールへの満足度をうかがうと、普通が48.4%と最も多く、次いでやや不満が38.7%となっている。

■ 自転車の普及対策



(N=31)

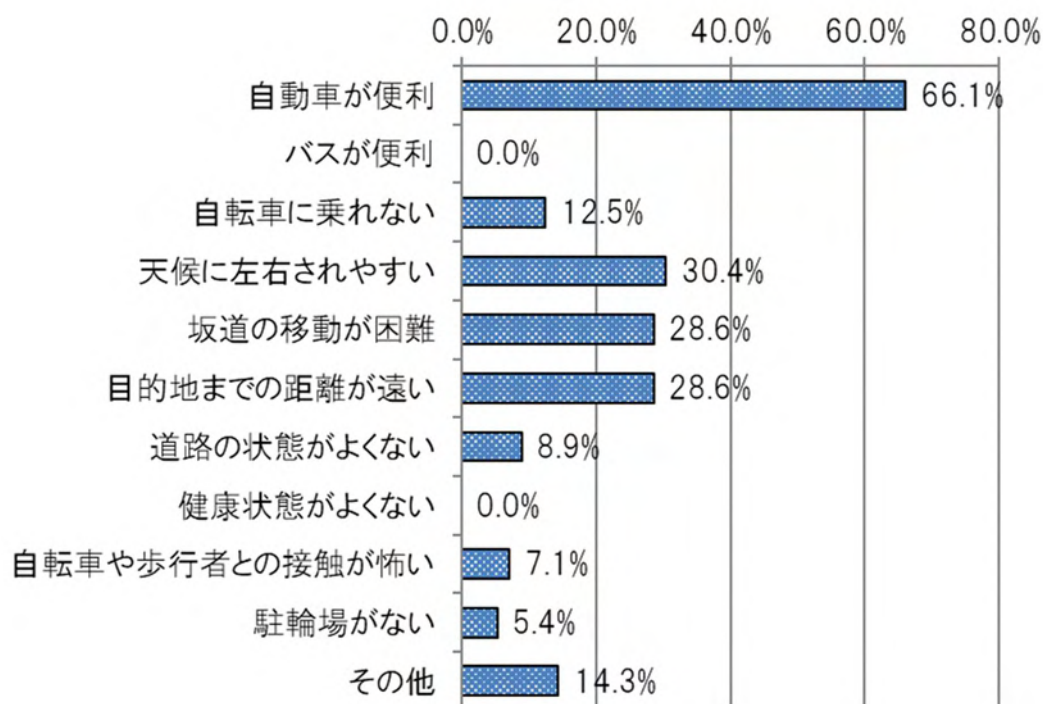
③自転車を利用しない理由

《自転車を利用しない理由》

自転車を保有していない、保有しているが利用していない方に、自転車を利用しない理由をうかがうと、自動車が便利が66.1%と最も多く、次いで天候に左右されやすいが30.4%、坂道の移動が困難、目的地までの距離が遠いが28.6となっている。

その他の回答には、以前まで使っていたが、修理できるところが近くにないため利用をしていないという方が数名いた。

■ 自転車を利用しない理由



(N=56)

④自転車利用に関する意識と今後の取組みについて

《自転車安全利用五原則の認知》

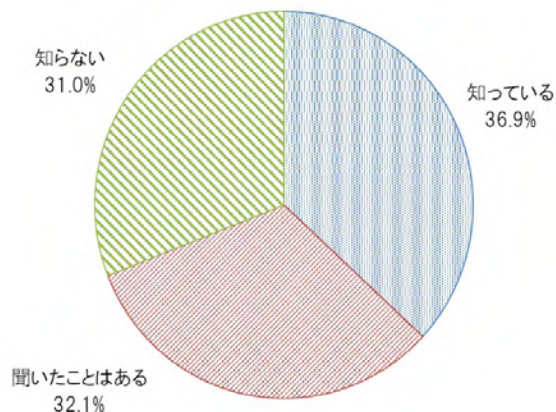
回答者に自転車安全利用五原則を知っているかどうかがうと、知っているが 36.9%と最も多く、次いで聞いたことはあるが 32.1%、知らないが 31.0%となっている。

自転車利用頻度別にみると、知っていると回答した中で、自転車を利用・保有している方が 54.8%と過半数を占めている。

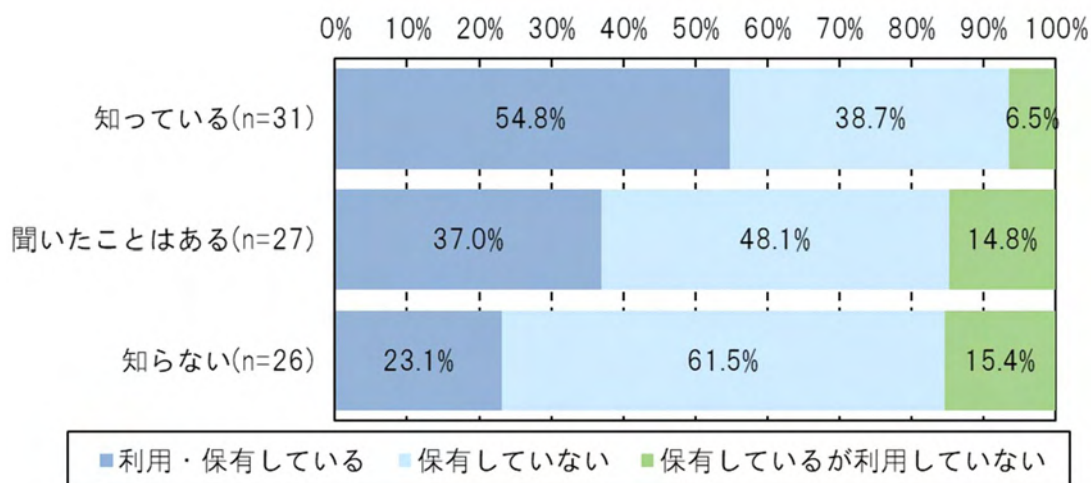
■ 自転車安全利用五原則の認知

自転車安全利用五原則

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号順守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



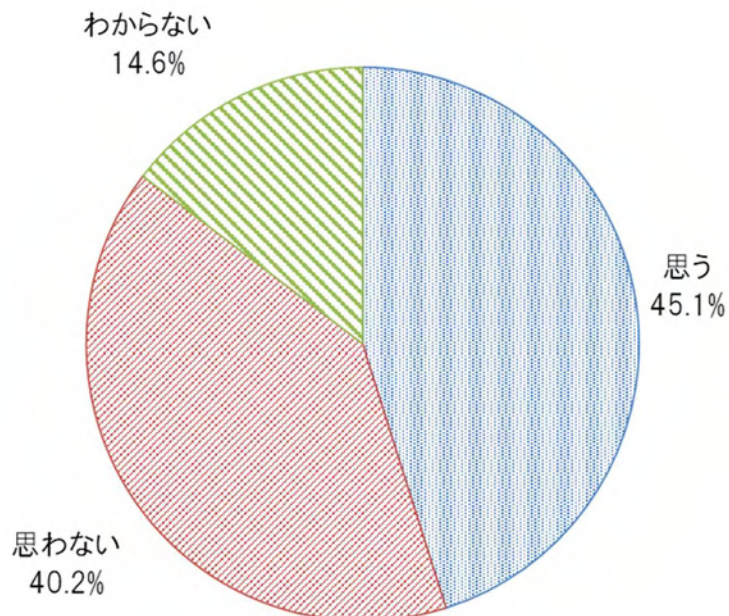
(N=84)



《今後の自転車利用の可能性》

回答者に今後も引き続き自転車を利用したいと思うかがうと、思うが45.1%と最も多く、思わないが40.2%となっている。

■ 今後の自転車利用の可能性



(N=82)

《必要だと思う取り組み・意見》

回答者に大宜味村で自転車を利用するにあたって必要な取組をうかがうと、自転車専用道路の整備をするという回答が多く、イベントや各区に設置して認知される機会を増やす、修理に対する充実が挙げられた。

《取り組み》

自転車道・自転車レーンを作る	14
レンタサイクル	5
修理屋の設置	4
イベントでの周知・認知度向上	3
駐輪場	3
交通安全の啓蒙活動	2
ヘルメット着用義務	2
サイクリングコース	1
補助金	1

《参照》

自転車専用レーンを実施する。自転車専用道路を作る。
専用道路の整備
自転車専用印、ヘルメット着用等の条例整備
自転車専用道路の整備
自転車専用道路の設置
修理が出来る人、場所を作る。有料が良い
せまい道での運転、お年寄りや小さな子供が安心して乗れる道ではない。塩屋公民館の前の道など。自動車に乗っていると怖いです。
自転車道の設置、ヘルメット着用の義務化
自転車専用道路を整備するのは(大宜味村では)不可能だと思うので、何らかのイベント(例:大人向けの安全教室、〇〇時まで〇〇に自転車で集合で記念品贈呈などゲーム感覚を取り入れる)を催す。
結の浜の空地に自転車専用コースを作る。マウンテンバイクの大会場など。
道の駅や役場などに貸出用の自転車を置いたり、サイクリング大会を開いたり楽しむイベントを作らないと定着は困難だと思う。
各字内で共用出来る様貸出
<ul style="list-style-type: none"> ・字ごとに駐輪場を設けては ・共用の自転車を用意しては ・坂道(山)が多いので、アシスト又はギア変速の物が必要 ・道自体の安全走行を保証できるよう整備が必要
パンク補修に熟練すること
①電動自転車は必須(坂道が多いため)
②行先での自転車置場(駐輪場)がないと困る
③役場やJA、郵便局等には極力自転車を活用する。(近い所)
ルールを守り、車社会なので区内では健康のために自転車を利用した方がいいと思う。
自転車の販売店や修理工場が近くにあればよいと思う
自転車道ができれば安全で自己も少なくなると思う。
目的が不明。なぜ推進したいのか。
自転車専用道路の整備(走行レーンでは無く、専用道路)。国道58号線の自転車走行はやはり危険と思う時がある。もし道路ができれば、観光客(サイクリング目的の)が絶対増えると思う。
自転車道の整備
塩屋湾内とか、サイクリングコースがあれば良いと思う。(村内の観光に役立てば良いかな?)
自転車修理、とくにパンク関係を必要だと思う。修理工場が必要です
交通安全指導(特に子供達)の取り組み
所有しなくてもレンタルが気軽にできれば推進のきっかけになるかもしれない。
車道、歩道とは別の道路で安全を保てる距離でないと子供と一緒に乗れない。
区内は山間部のため、自転車は使えない。道の駅、その他に駐輪場があると利用しやすくなると思う。
アシスト用自転車に対する補助
道路整備が必要
道路の整備
自転車専用道路の整備。安全利用の啓蒙活動

《意見》

道路の整備	8
修理について	5
自転車安全の周知	4
自転車のイベント	1
共同サイクルステーション	1
サイクルルート	1

《参照》

安全運転しながら事故にあわない、起こさないようにする。
学校でも安全教育を実施の上、通学を認める事も検討してもいいと思う。
自転車安全利用五原則の周知徹底。特に自転車は車であることの認識が高まり、自転車も自動車同様のルールを守る意識が高まってほしい。
特に悪く感じていない。
修理が出来る人、場所を作る。有料で良い
58号線はともかく、塩屋字内の利用時はかなり注意が必要な状況。結の浜は自転車も利用しやすい。
歩道を利用する時の草木が繁茂しているところが多く除草の徹底。自転車利用での健康づくり等子供たちの今後の体力にもなる。
道路での整備、年1回ぐらい自転車でのイベント(ルール、PRなど)
安い補修・修理場の設置
<ul style="list-style-type: none"> ・集落で共用利用可能な自転車(通常の足漕ぎタイプ)を設置し公民館等で利用できるようにする。 ・鍵等の管理は公民館で保管し、利用者は鍵を受け取り利用記録に記入する。 ・手入れは利用者が月一回集まり、修理や掃除をする。
区民全員でルールを守る。子供たちへのヘルメット着用などを指導する声掛けをする。
村外に自転車の販売や修理するところが必要だと思う。
大人も子供達も安心して自転車利用も多くなると思う。
自転車専用道路の整備(走行レーンでは無く、専用道路)。国道58号線の自転車走行はやはり危険と思う時がある。もし道路ができれば、観光客(サイクリング目的の)が絶対増えると思う。
自転車道の整備
村内でも自転車を利用している人は少ないと思う。子供達はスクーターだし、老人が乗るとあぶないし、山原地域で推進を急ぐ意味があまりわかりません。環境のため、健康のため、浸透するには時間がかかると思う。
パンクを直す工場から作ってください
森林公園等で自転車利用のみで車が入らず、自転車と車が分けられる環境であれば利用あり。
故障等に対する適格な対応
自転車道を作る。
村内に自転車で行きやすい施設がたくさんあれば、村外まで車でなくても自転車で行くかもしれません。国道58号線を自転車で通るのは少し怖いです。58号線を使わずに自転車で行けるルートがあれば利用しやすいと思います。

令和4年10月
大宜味村民の皆様へ

大宜味村村長（公印省略）

大宜味村自転車利用に関する利用調査へのご協力のお願い

日頃より大宜味村政にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今年度策定を予定している「大宜味村自転車活用推進計画」の基礎資料とするため、アンケート調査を行います。※将来にわたり大宜味村内の自転車利用環境において、村全体を面的に捉え、課題解決を目指す計画です。

自転車利用していただくためには、本村の実情に合わせた、自転車利用環境を構築する必要があります。

本調査は、皆様の移動実態や自転車利用に対する考えをお伺いし、将来の大宜味村での自転車利用環境のあり方を検討していくための重要な調査となります。お忙しい中とは存じますが、皆様のご協力をお願い申し上げます。

○調査内容

皆様の自転車保有状況や、利用実態、自転車を利用するにあたってのご意見を伺います。

○調査実施方法

村内の全世帯にご協力をお願いしています。

調査は無記名であり、内容はすべて統計的に処理するため、個人が特定されることはなく、ご迷惑をおかけすることはありません。

○回答方法

自転車を利用されている方がいない場合につきましては、世帯主方の回答をお願いします。

自転車を利用されている方がいる場合、主に利用されている方の回答をお願いします。

小学生以下の利用者及び何らかの理由で回答できない場合は、本人様から聞き取って記入、または、代理で回答していただいても構いません。

○回収方法

※本調査票にご記入の上、お近くの公民館に設置されております郵便受けに投函。もしくは、直接、村企画観光課への持参をお願いします。切手貼付、お名前・ご住所の記入は不要です。

○回答にかかる所要時間

おおむね5分から10分程度です。

○回答期限

令和4年10月17日(月)までに、ご回答をお願いいたします。

問い合わせ先

本調査事業全体に関して】

大宜味村企画観光課 担当：石川、島袋/TEL:0980-44-3007
/FAX:0980-43-0166

大宜味村自転車利用に関する村民アンケート調査票

ア 家庭における自転車の保有・利用状況についてお聞きします。

問1 あなたの家庭における自転車の保有状況・利用状況をお聞きします。(1つに○印)

(1) 家庭の自転車の保有台数	1. 保有・利用している(保有台数を記入: 台) 2. 保有していない 3. 保有しているが利用していない
-----------------	---

イ 自転車利用者又は世帯主(回答者)ご自身についてお聞きします。

問2. あなたのお住まいの字名についてお聞きします。(1つに○印)

1. 上原	4. 大宜味	7. 塩屋	10. 大保	13. 津波	16. 宮城
2. 江洲	5. 押川	8. 白浜	11. 田嘉里	14. 饒波	17. 屋古
3. 大兼久	6. 喜如嘉	9. 謝名城	12. 田港	15. 根路銘	

問3. あなたご自身のことについてお聞きします。(それぞれ1つに○印)

(1) 性別	1. 男性	2. 女性	3. その他
(2) 年齢	1. 10歳未満	4. 30歳代	7. 60歳代
	2. 10歳代	5. 40歳代	8. 70歳代
	3. 20歳代	6. 50歳代	9. 80歳代以上
(3) 職業等	1. 会社員・公務員	5. 専業主婦(夫)	
	2. 自営業	6. パート・アルバイト	
	3. 農林水産業	7. 無職(年金生活含む)	
	4. 学生	8. その他()	
(4) 通学先・勤め先	1. 字内(大宜見村内)	3. 名護市	
	2. 字外(大宜味村内)	4. その他市町村()	

※問1で「1. 保有・利用している」を回答した場合:

⇒主に利用されている方又は世帯主(小学生以下の利用者)が、**ウ**にお進みください。

問1で「2. 保有していない」「3. 保有しているが利用していない」を回答した場合:

⇒世帯主が、**エ**にお進みください。

ウ 自転車利用についてお聞きします。

問1で「1. 保有・利用している」を回答された方お聞きします。

(「2. 保有していない」または「3. 保有しているが利用していない」と回答した方は **エ**へお進みください。)

問4. 普段の自転車の利用状況についてお聞きします。

(1) 利用する自転車の種類(該当するもの全てに○印)	1. シティサイクル(一般・ママチャリ等)	4. マウンテンバイク
	2. 電動自転車	5. 折り畳み自転車
	3. レーサー	6. その他()

(2)利用頻度 (1つに○印)	1. ほぼ毎日(週に5回以上) 2. 週に3・4回	3. 週に1・2回 4. 月に数回程度	5. 年に数回
(3)主な行き先 (1つに○印)	1. 字内(大宜味村内) 2. 字外(大宜味村内)	3. 名護市 4. その他(市町村名:)	
(4)利用目的 (該当するもの 全てに○印)	1. 通勤・通学 2. 買い物 3. 通院	4. 趣味・レジャー 5. サイクリング 6. 健康増進・トレーニング	7. その他 ()
(5)平日1日の移動 距離(1つに○印)	1. 1 km 未満 2. 1 km 以上 2 km 未満	3. 2 km 以上 5 km 未満 4. 5 km 以上 10 km 未満	5. 10 km 以上
(6)休日1日の移動 距離(1つに○印)	1. 1 km 未満 2. 1 km 以上 2 km 未満	3. 2 km 以上 5 km 未満 4. 5 km 以上 10 km 未満	5. 10 km 以上

問5. 自転車を利用する理由についてお聞きします。(3つまでに○印)

1. 手軽に使える	6. 走っていて気持ちがいい、ストレス解消
2. ガソリン代やバス代などがかからない	7. かっこいい、おしゃれ
3. 健康にいい、運動不足解消	8. 利用に適した公共交通機関がないため
4. 環境にやさしい	9. 運転免許証を持っていないため
5. 車の渋滞などのストレスがない	10. その他()

問6. 自転車を利用するメリットについてお聞きします。(3つまでに○印)

1. 気軽に移動できる	5. ほかの移動手段と比べて早く移動ができる
2. 環境への負荷が小さい	6. 自転車に乗ることが楽しい
3. 経済的な負担が小さい	7. 免許がなくても運転できる
4. 日常的な利用で健康にいい	8. その他()

問7. 自転車利用による健康への効果についてお聞きします。(1つに○印)

1. 効果があると思う	2. どちらともいえない	3. 効果がないと思う
-------------	--------------	-------------

問8. 自転車を利用する上での意識や問題点についてお聞きします。(3つまでに○印)

1. 運転時に危険を感じる (自動車や歩行者との接触など)	6. 天候に左右されやすい (雨天時に利用しにくい)
2. 自転車の走行環境が整っていない	7. 自転車の盗難が心配
3. 交通ルールが分からない	8. 荷物を運ぶのに不便
4. 駐輪場がない	9. 自転車の運転に自信がない
5. 坂道の移動が困難	10. その他()

問9. 自転車を利用に関する村内の環境について、あなたのお考えに最もあてはまる番号それぞれ1つに○印をつけてください。

自転車走行の道路環境	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満
自転車のマナー・ルール	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満
駐輪場の箇所数・収容台数	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満
自転車の普及対策	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満

オへお進みください。

エ 自転車を利用しない理由についてお聞きします。

問1で「2.保有していない」または「3.保有しているが利用していない」と回答した方にお聞きします。

問10. 自転車を利用していない理由についてお聞きします。(3つまでに○印)

- | | | |
|---------------|----------------|-------------------|
| 1. 自動車が便利 | 5. 坂道の移動が困難 | 9. 自転車や歩行者との接触が怖い |
| 2. バスが便利 | 6. 目的地までの距離が遠い | 10. 駐輪場がない |
| 3. 自転車に乗れない | 7. 道路の状態がよくない | 11. その他 |
| 4. 天候に左右されやすい | 8. 健康状態がよくない | () |

オへお進みください。

オ 自転車利用に関する意識と今後の取組みについてお聞きします。

問11. 自転車安全利用五則を知っていますか。(1つに○印)

- | | | |
|----------|-------------|---------|
| 1. 知っている | 2. 聞いたことはある | 3. 知らない |
|----------|-------------|---------|

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



問12. 今後も引き続き自転車を利用したいと思いますか。(1つに○印)

- | | | |
|-------|---------|----------|
| 1. 思う | 2. 思わない | 3. わからない |
|-------|---------|----------|

問13. 自転車利用を推進するにあたっての必要だと思う取組についてございましたら、ご記入ください。

問14. 大宜味村の自転車利用環境をより良くするためにご意見等ございましたら、ご記入ください。

お忙しい中、アンケートにご協力くださり誠にありがとうございました。ご回答ありがとうございました。アンケート用紙は10月17日(月)までにお近くの公民館に設置している郵便受けに投函、もしくは、直接、村企画観光課に持参してください。

(2) 村内小中学生アンケート調査結果

1) 調査概要

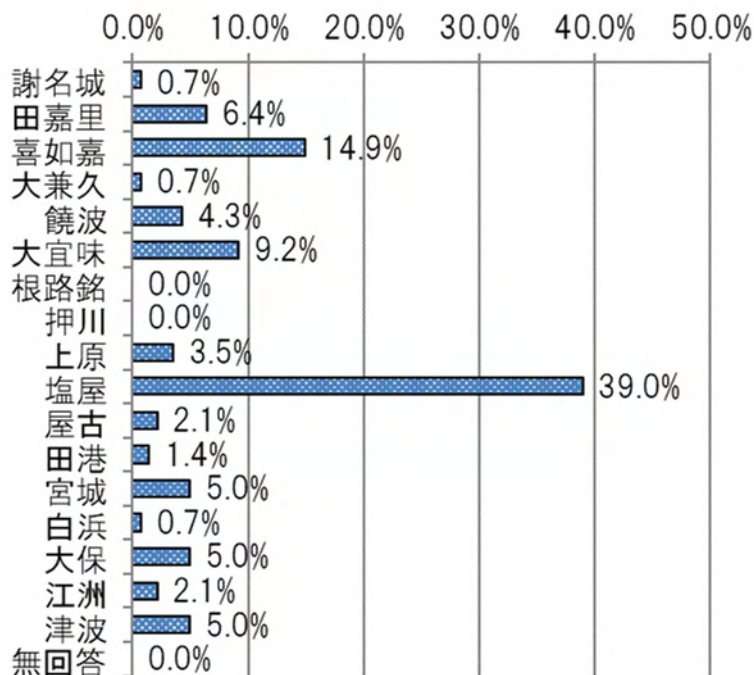
大宜味村立小中学校に在籍する全児童・生徒を対象に、自転車の利用状況や利用意向などを把握するため、アンケート調査を行った。

調査対象者	大宜味村立小学校・中学校に通っている全ての学生
調査方法	タブレット端末での回答 ※令和5年1月23日(月)～2月10日(金)
調査項目	<p>○回答者の属性：住まい、性別、年齢、自転車の所有状況</p> <p>○実際の自転車利用について ：保有自転車の種類、利用頻度、行先、目的、移動距離、理容理由、メリット、問題点、村内の自転車環境満足度、利用しない理由、自転車五原則について</p> <p>○これからの自転車利用について ：利用意向、大宜味村の自転車利用促進に必要な取組、ご意見</p>
配布数	152人
回収数	141票(92.7%) (回答率)

2) 調査結果

《住まい》

回答者の居住地区をうかがうと、「塩屋」が39.0%と最も多く、次いで「喜如嘉」が14.9%、「大宜味」が9.2%、「田嘉里」が6.4%となっている。

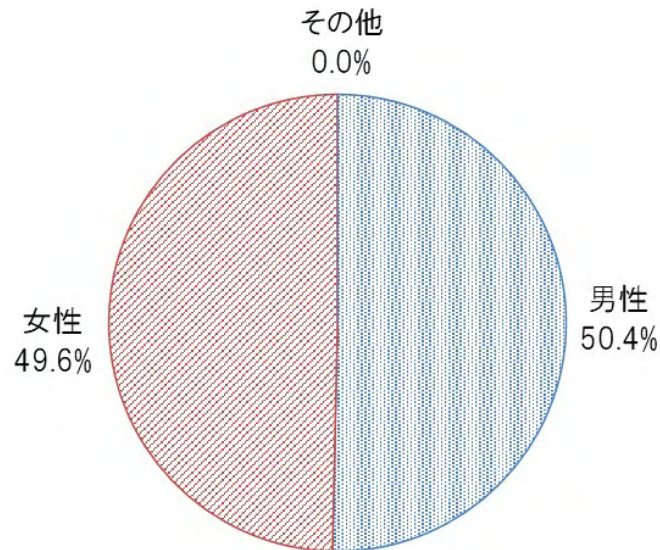


(n=141)

《性別》

回答者の性別についてうかがうと、「男性」が50.4%、「女性」が49.6%となっている。

■ 性別

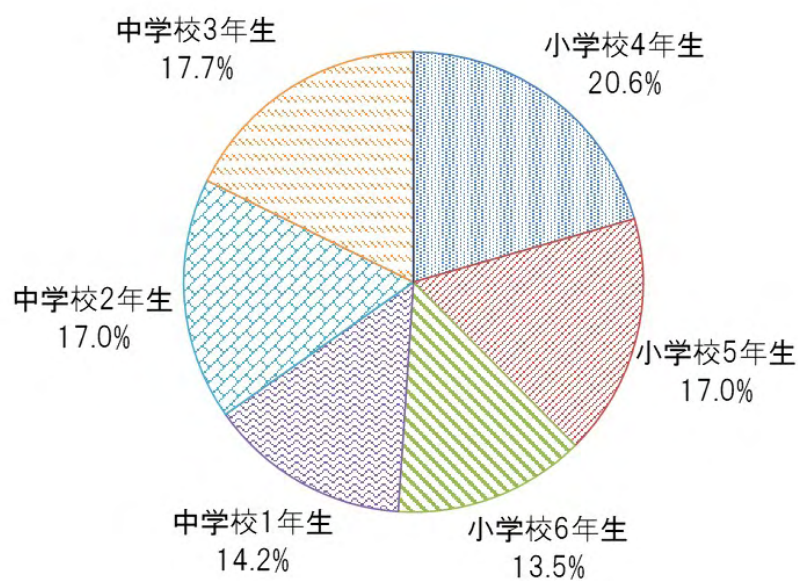


(n=141)

《学年》

回答者の学年をうかがうと、「小学校4年生」が20.6%、「中学校3年生」が17.7%、「小学校5年生」、「中学校2年生」が17.0%となっている。

■ 学年

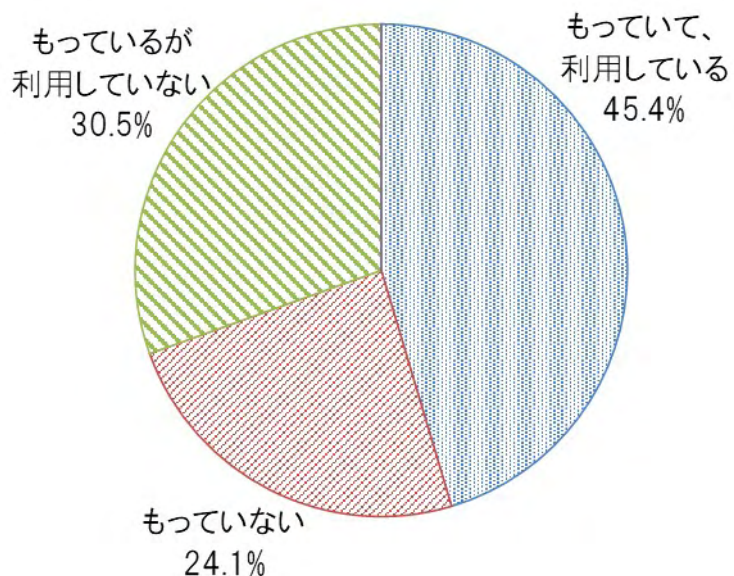


(n=141)

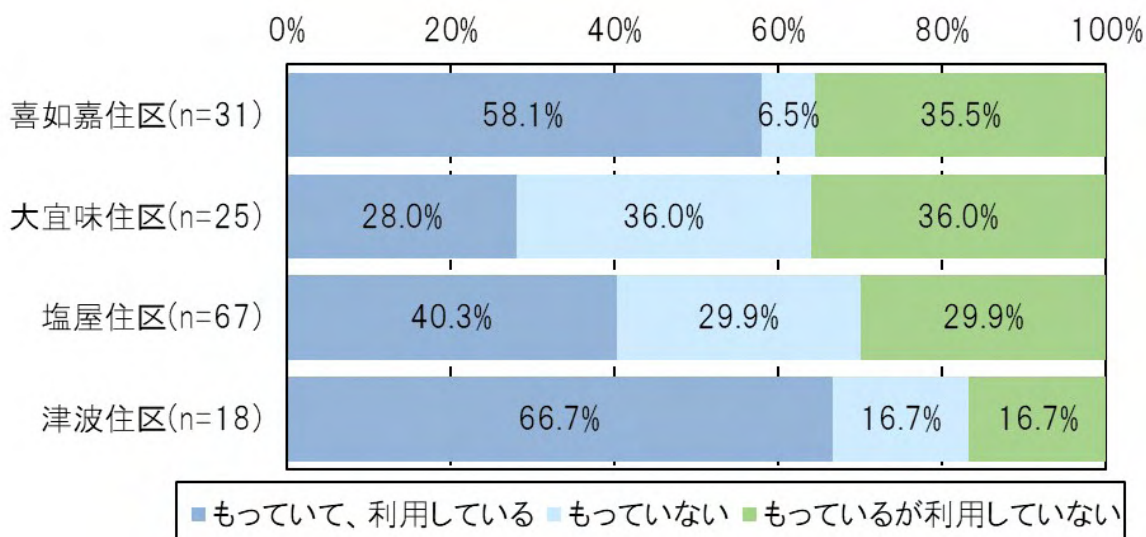
《自転車所有状況・利用状況》

自転車の所有状況についてうかがうと、「もっていて、利用している」が 45.4%と最も多く、次いで「もっているが利用していない」が 30.5%、「もっていない」が 24.1%となっている。また、地域別にみると、津波住区に住んでいる学生が持っている割合が 66.7%と高い。

■ 所有状況



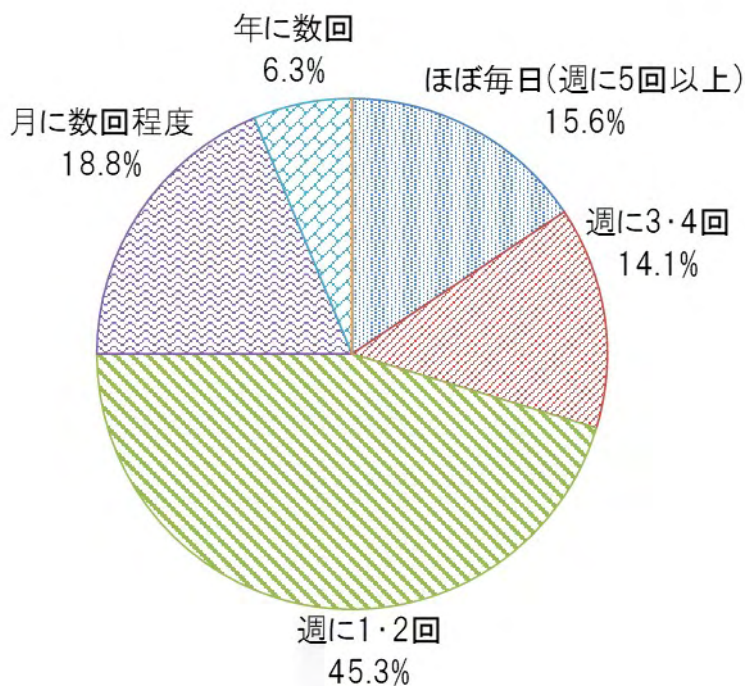
(n=141)



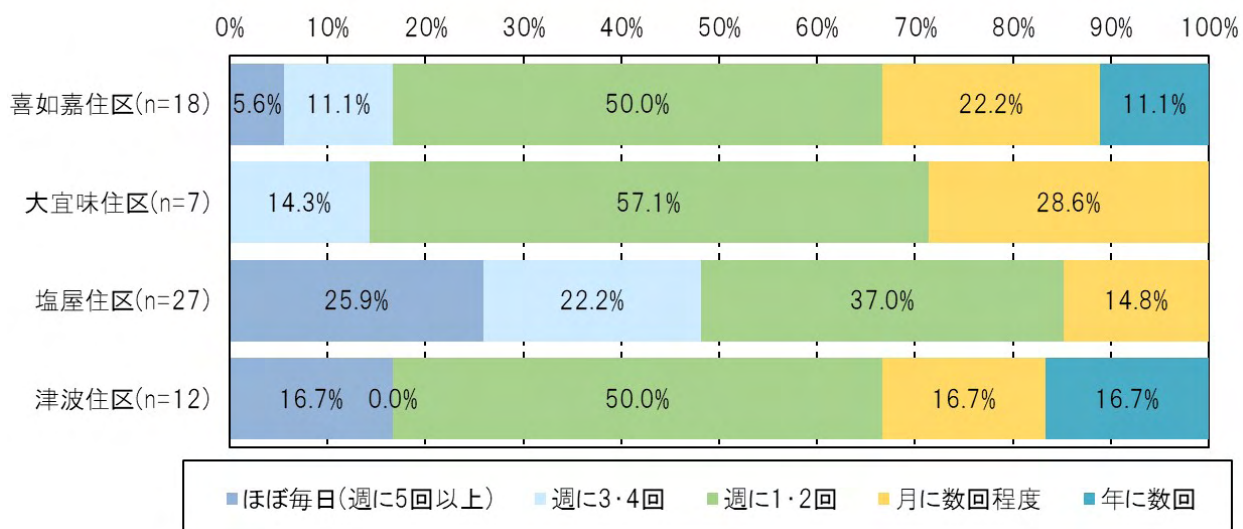
《利用頻度》

自転車を利用している方に、利用状況についてうかがうと、「週に1・2回」が45.3%と最も多く、次いで「月に数回程度」が18.8%、「ほぼ毎日(週に5回以上)」が15.6%、「週に3・4回」が14.1%となっている。地域別にみると、ほぼ毎日自転車を利用している学生の内、塩屋住区に住んでいる学生が25.9%である。

■ 利用頻度



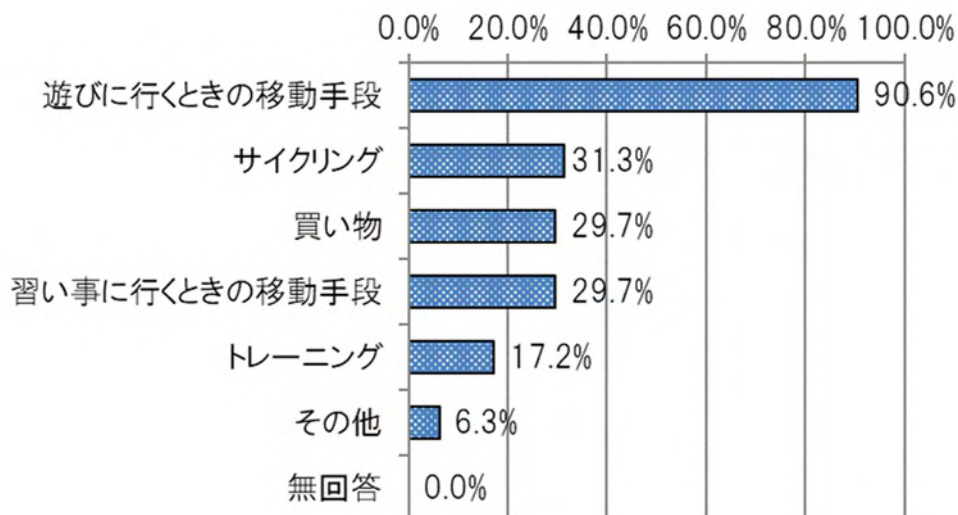
(n=64)



《利用目的》

自転車を利用している方に、利用目的についてうかがうと、「遊びに行くときの移動手段」が90.6%と最も多く、次いで「サイクリング」が31.3%、「習い事に行くときの移動手段」「買い物」が29.7%となっている。

■ 利用目的

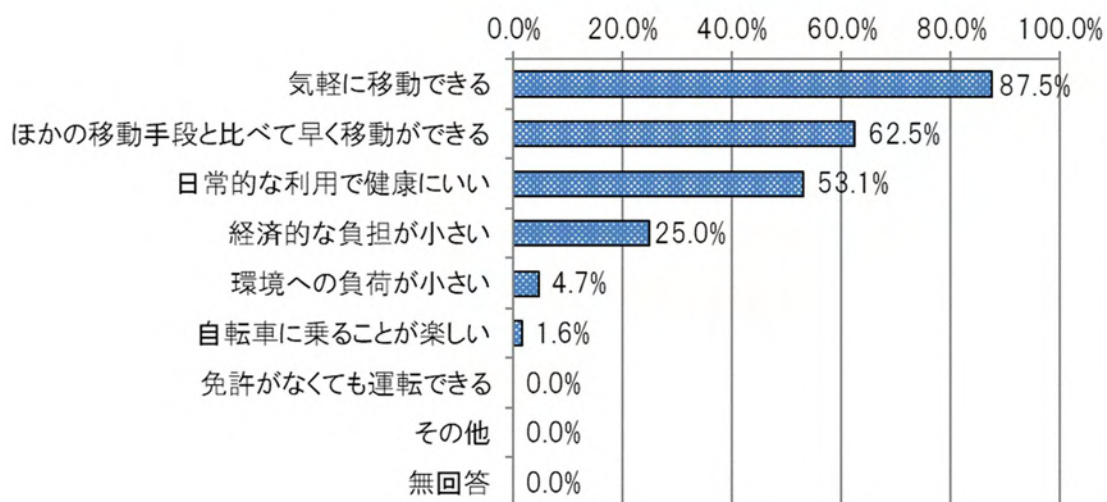


(n=64)

《メリット》

自転車を利用している方に、自転車を利用するメリットについてうかがうと、「気軽に移動できる」が87.5%と最も多く、次いで「ほかの移動手段と比べて早く移動ができる」が62.5%、「日常的な利用で健康にいい」が53.1%、「経済的な負担が小さい」が25.0%となっている。

■ メリット

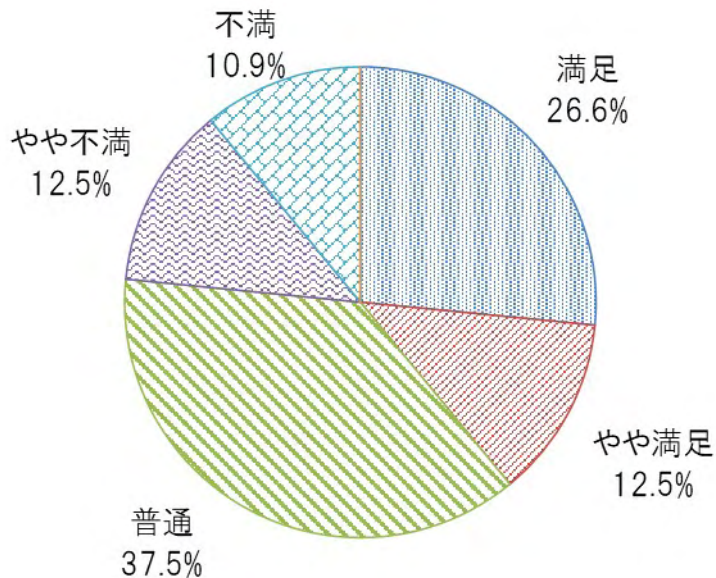


(n=64)

《自転車走行の道路環境における満足度》

自転車を利用している方に、大宜味村の自転車道路環境についてうかがうと、「普通」が37.5%と最も多く、次いで「満足」が26.6%、「やや満足」「やや不満」が12.5%となっている。

■ 自転車道路環境の満足度

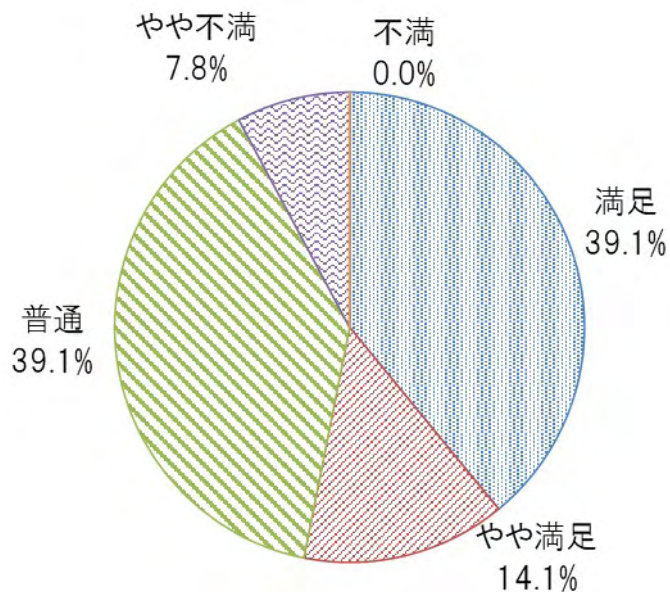


(n=64)

《自転車のマナー・ルールの満足度》

自転車を利用している方に、大宜味村内の自転車のマナーやルールについてうかがうと、「満足」「普通」が39.1%、「やや満足」が14.1%、「やや不満」が7.8%となっている。

■ 自転車のマナー・ルールの満足度※



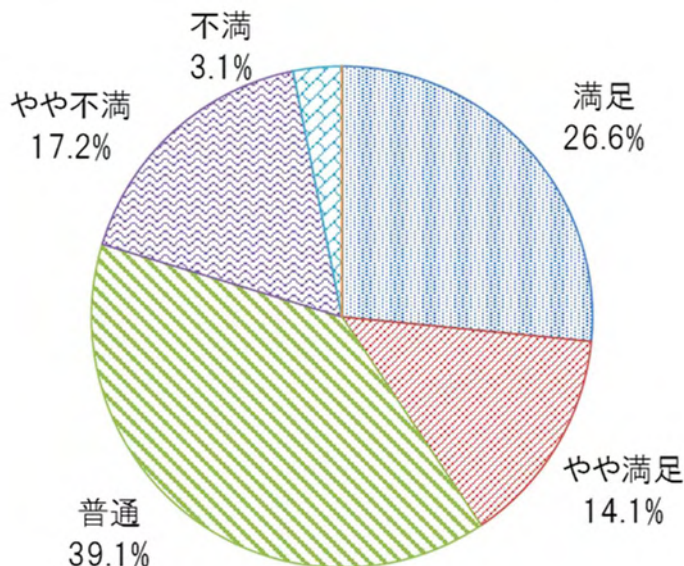
(n=64)

※大宜味村内で

《駐輪場の個所数・収容台数の満足度》

自転車を利用している方に、大宜味村内の駐輪場の個所数や収容台数の満足度についてうかがうと、「普通」が39.1%と最も多く、次いで「満足」が26.6%、「やや不満」が17.2%、「やや満足」が14.1%となっている。

■ 駐輪場の個所数・収容台数の満足度

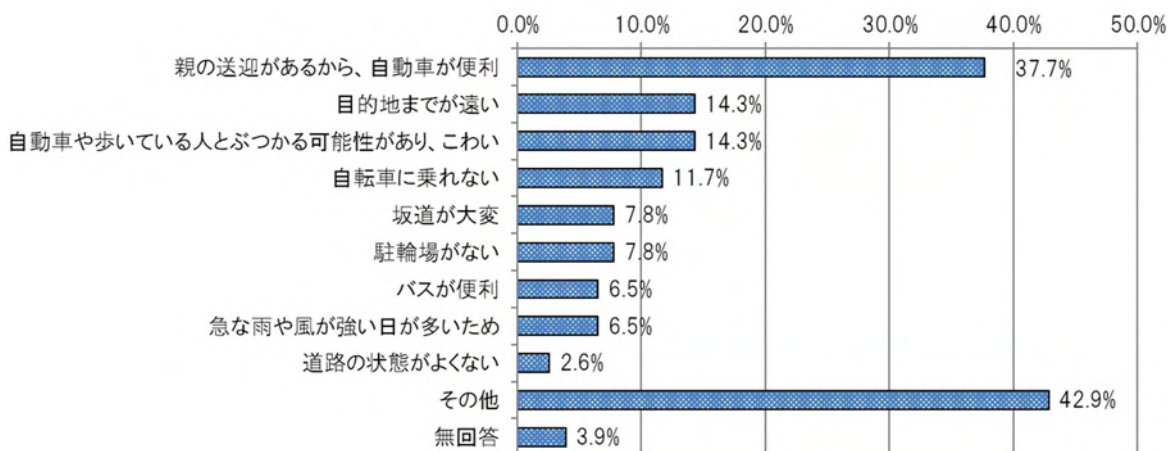


(n=64)

《利用しない理由》

自転車を利用していない方に、利用しない理由についてうかがうと、「親の送迎があるから、自動車が便利」が37.7%と最も多く、次いで「目的地までが遠い」、「自動車や歩いている人とぶつかる可能性があり、こわい」が14.3%となっている。その他の回答として、「自転車の故障に伴い乗車を辞めた」等が多い。

■ 利用しない理由



(n=77)

その他の意見

《まとめ》

自転車の故障に伴い乗車を辞めた。	9
自転車に乗る機会がないから。	4
忙しくて乗る時間がない	3
自転車に乗って怪我をしたから。	3
めんどくさい	3
兄弟と共用しているから乗る機会が少なくなった	2
学校で乗ることを許可されていないから。	2
買ってもらえない	1
すぐに錆びて壊れるから	1
自転車で出かける距離ではないから。	1
欲しいと思わないから	1
家にいるから	1

《参照》

買ってもらえない
自転車が壊れている
壊れている
パンクしている
自転車に乗ってたけど壊れてから買ってない。
パンクしている
買ったり、もらったりしてもパンクなどでこわれたから
ボロボロで、もうあんまり乗らないから捨てた。
前まで使ってたけど壊れたから使えなくなった
タイヤのくうきがすぐなくなる
乗るのが下手ですぐに怪我をしてしまうから
怪我をしてしまうから
小さい頃自転車で大怪我したから
自転車に乗る機会がない
乗る機会がない
乗る機会がないから
乗る日がないから。
使う時間ない
やる暇ない
やる時間がない
めんどい
疲れる 飽きた

妹が借りるから
妹が借りるから
自転車はつかわなくなったから
そもそも自転車を持ってない
持っていないから
もっていないから
必要ないから
自転車に乗る必要がない
自転車に乗る距離じゃないから
シンプルに欲しいと思わないから
大宜味は海の近くで塩水がかかってすぐさびて使えなくなって意味ないから
学校側が駄目とっているから。
あんまり使わん
別にいらない
のりたくないから
自転車を出すのが面倒くさい
家にいるから

④自転車利用に関する意識と今後の取組みについて

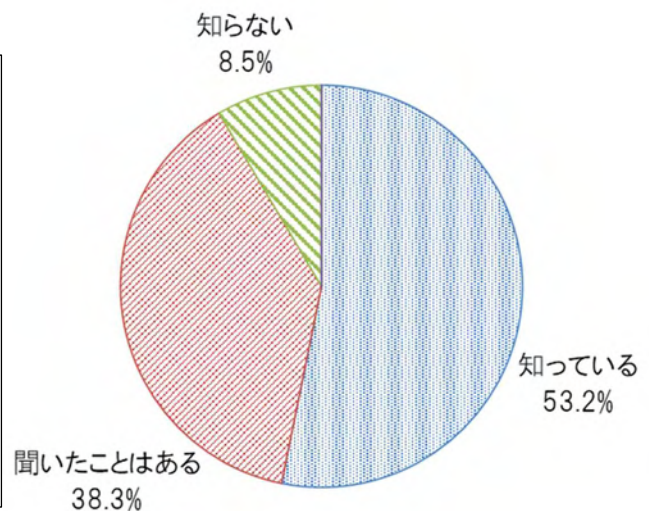
《自転車五原則の認知》

自転車五原則についてうかがうと、「知っている」が 53.2%と最も多く、次いで「聞いたことはある」が 38.3%、「知らない」が 8.5%となっている。

■ 自転車五原則の認知

自転車安全利用五原則

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号順守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

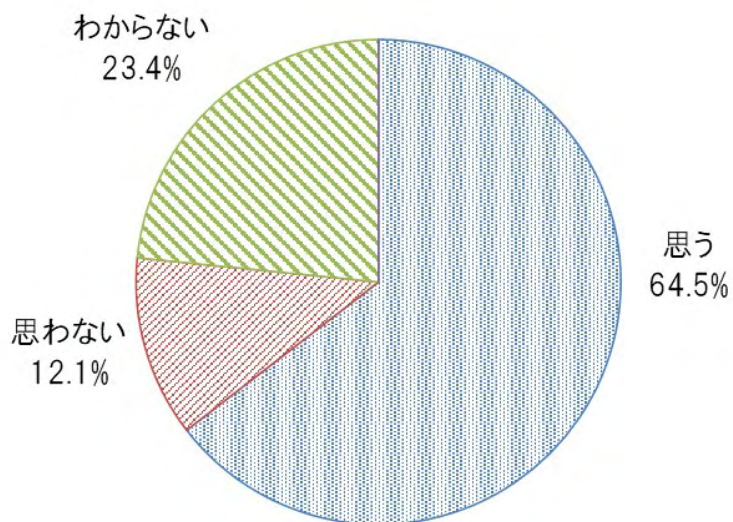


(n=141)

《今後の自転車利用の可能性》

今後の自転車利用意向をうかがうと、「自転車を利用したいと思う」が 64.5%と最も多く、次いで「わからない」が 23.4%、「自転車を利用したいと思わない」が 12.1%となっている。

■ 今後の自転車利用の可能性



(n=141)

《ご意見》

《まとめ》

・自転車通学を許可する。	10
・自転車道を作る	8
・イベントを企画する	6
・自転車を配布する。	2
・優しく扱う	1
・電灯をつける	1
・道路を整備する	1
・自転車で動ける距離にお店をつくる	1
・自転車のいいところを伝える	1

《参照》

みんなが好きそうな自転車を村の自転車を持っていない人にあげる。
自転車を配布する
年に一回、景品ありの自転車大会
ロードレースを開催する
サイクリングを企画したら良い
自転車のイベントを企画すく
イベントを企画する

自転車の1ヶ月の移動距離で優勝者はロードバイクもらえるとか
学校への自転車通学をOKにする
学校にチャリ通おっけー
学校への自転車登校をありにする
学校もいいとかがいいともう
学校からの自転車通学をokにする
自転車登校あり
学校チャリ通OK
自転車での登下校の許可
自転車通学
自転車での通学
自転車用の道を作る
自転車路をつくる
道路の整備（自転車専用道路の整備）
自転車道を作ったほうがいいと思う
自転車の車道を作る
自転車道を整備する！
58号線を整備してほしい。自転車専用路作って欲しい
名護みたいに自転車用の道路ほしい
どうろをたいらにする
無料で自転車を借りれるところを作る
大宜味村にお店を増やす➦人が自転車で移動するようになる
自転車で行けるとこを増やす
こわれないように優しくあつかう
自転車のいいところを伝える
電灯をつける
自転車を作る早いやつ

大宜味村自転車利用に関するアンケート調査票

ア

あなたの自転車の保有・利用状況についてお聞きします。

問1 あなたは自転車を持っていますか？（1つに○印）

(1) 利用・保有状況 <small>りよう ほゆうじょうきょう</small>	1. 持っていて、利用している
	2. 持っていない
	3. 持っているが利用していない

イ

あなたについてお聞きします。

問2. あなたのお住まいはどこですか？（1つに○印）

1. 上原 <small>うえはら</small>	4. 大宜味 <small>おおきみ</small>	7. 塩屋 <small>しおや</small>	10. 大保 <small>たいほ</small>	13. 津波 <small>つば</small>	16. 宮城 <small>みやぎ</small>
2. 江洲 <small>えす</small>	5. 押川 <small>おしかわ</small>	8. 白浜 <small>しらばま</small>	11. 田嘉里 <small>たかざと</small>	14. 饒波 <small>ぬうば</small>	17. 屋古 <small>やこ</small>
3. 大兼久 <small>おおかねく</small>	6. 喜如嘉 <small>きじょか</small>	9. 謝名城 <small>しゃなぐすく</small>	12. 田港 <small>たみなと</small>	15. 根路銘 <small>ねろめ</small>	

問3. あなたご自身のことについてお聞きします。（それぞれ1つに○印）

(1) 性別 <small>せいべつ</small>	1. 男性	2. 女性	3. その他
(2) 年齢 <small>ねんれい</small>	1. 小学4年生	4. 中学1年生	
	2. 小学5年生	5. 中学2年生	
	3. 小学6年生	6. 中学3年生	

ウ

自転車利用についてお聞きします。

問1で「1. 持っていて、利用している」を回答された方お聞きします。
 （「2. 持っていない」または「3. 持っているが利用していない」と回答した方は **エ** へお進みください。）

問4. いつもの自転車の利用状況についてお聞きします。

(2) 利用頻度 <small>りようひんど</small> (1つに○印)	1. ほぼ毎日(週に5回以上)	3. 週に1・2回	5. 年に数回
	2. 週に3・4回	4. 月に数回程度	
(4) 利用目的 (当てはまるもの 全てに○印)	1. 通学・習い事	4. 買い物	
	2. 遊びにいくときの移動手段	5. トレーニング	
	3. サイクリング	6. その他 ()	

問5. 自転車を利用するメリットについてお聞きします。（3つまでに○印）

1. 気軽に移動できる <small>きがる いどう</small>	5. ほかの移動手段と比べて早く移動ができる <small>いどうしゅだん</small>
2. 環境にやさしい <small>かんきょう</small>	6. 自転車に乗ることが楽しい
4. 体にいい	8. その他 ()

問6. 自転車を利用するときの問題点

--

問7. 自転車を利用している中での村内の環境について、あなたのお考えに最もあてはまる番号それぞれ1つに○印をつけてください。

自転車の道路の環境	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満
自転車のマナー・ルール	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満
駐輪場の数・場所 <small>ちゅうりんじょう</small>	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満

オへお進みください。

エ 自転車を利用しない理由についてお聞きします。

問1で「2. 保有していない」または「3. 保有しているが利用していない」と回答した方にお聞きします。

問8. 自転車を利用していない理由についてお聞きします。(3つまでに○印)

- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| 1. 自動車が便利 | 6. 目的地までの距離が遠い |
| 2. バスが便利 | 7. 道路の状態がよくない |
| 3. 自転車に乗れない | 8. 自動車や歩行者とぶつかる可能性があり怖い |
| 4. 急な雨や風が強い日が多いため | 9. 駐輪場がない
<small>ちゅうりんじょう</small> |
| 5. 坂道の移動が大変 | 10. その他() |

オへお進みください。

オ 自転車利用に対する考えをお聞きします。

問9. 自転車安全利用五則を知っていますか。(1つに○印)

- | | | |
|----------|-------------|---------|
| 1. 知っている | 2. 聞いたことはある | 3. 知らない |
|----------|-------------|---------|

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道では左側を走る
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りをゆっくり走る
4. 安全ルールを守る
 - ・二人乗り・横2列以上の禁止
 - ・夜間のライト点灯
 - ・交差点で信号を守り、一時停止・安全確認をする
5. 子どもはヘルメットを着用



問10. 今後も自転車を利用したいと思いますか。(1つに○印)

- | | | |
|-------|---------|----------|
| 1. 思う | 2. 思わない | 3. わからない |
|-------|---------|----------|

問11. 自転車利用を活発にするために必要な取組がございましたら、ご記入ください。

ご回答ありがとうございました！

今後の大宜味村の自転車環境をよりよくするための貴重なご意見として反映してまいります。

右記 QR コードを読み、回答いただいた。



(3) 村内高校生アンケート調査結果

1) 調査概要

沖縄県立辺土名高等学校に在籍する全生徒を対象に、自転車の利用状況や利用意向などを把握するため、アンケート調査を行った。

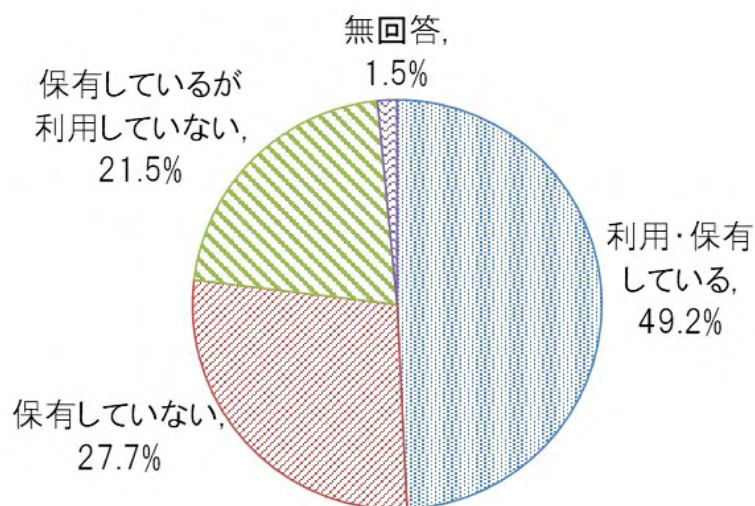
調査対象者	沖縄県立辺土名高等学校に在籍する全ての学生
調査方法	タブレット端末での回答 ※令和5年2月13日(月)～2月24日(金)
調査項目	○回答者の属性：住まい、性別、年齢、自転車の所有状況 ○実際の自転車利用について ：保有自転車の種類、利用頻度、行先、目的、移動距離、理容理由、メリット、問題点、村内の自転車環境満足度、利用しない理由、自転車五原則について ○これからの自転車利用について ：利用意向、大宜味村の自転車利用促進に必要な取組、ご意見
配布数	72人
回収数	65票(90.2%)

2) 調査結果

《自転車保有状況・利用状況》

自転車を「利用・保有している」が49.2%と最も多く、次いで「保有していない」が27.7%、「保有しているが利用していない」が21.5%となっている。

■ 自転車保有状況、利用状況

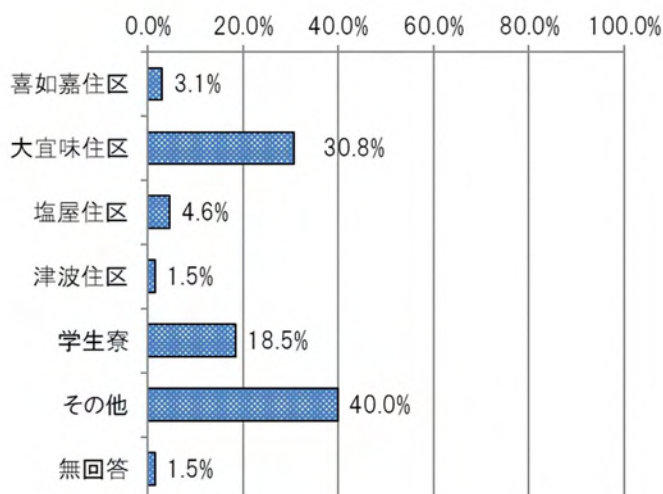


(n=65)

《居住》

回答者の居住地をうかがったところ、「大宜味住区」が最も多く40.0%、「学生寮」が18.5%、「塩屋住区」が4.6%となっている。その他市町村では、隣接している国頭村や名護市からの通学者が多くなっている。

■ 居住



(n=65)

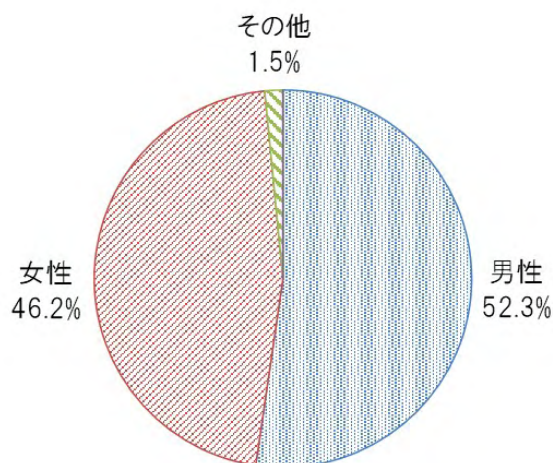
その他市町村

国頭村	12
名護市	9
本部町	1
今帰仁村	1
その他	1

《性別》

回答者の性別は、「男性」が52.3%、「女性」が46.2%、「その他」が1.5%となっている。

■ 性別



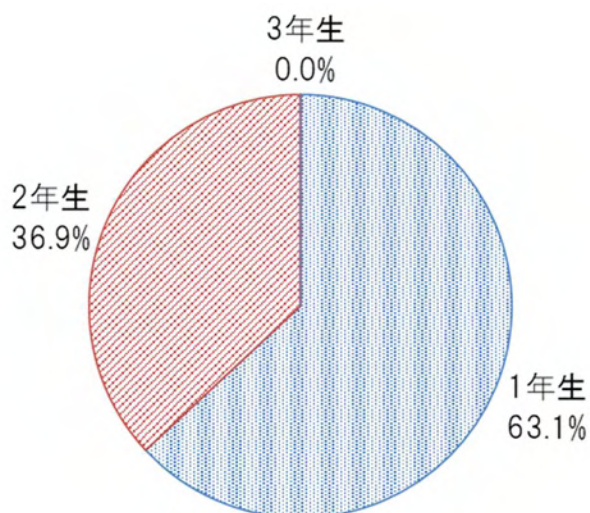
(n=65)

《学年》

回答者の学年は、「1年生」が63.1%、「2年生」が36.9%となっている。

※3年生については受験期のため無回答。

■ 学年

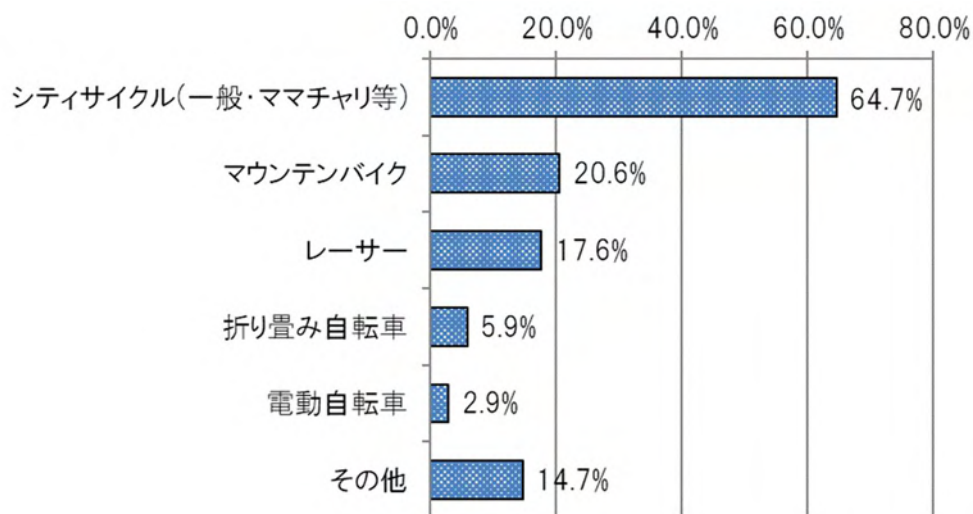


(n=65)

《所有している自転車の種類》

自転車を利用する方に所有している自転車の種類をうかがうと、「シティサイクル(一般・ママチャリ等)」が64.7%と最も多く、次いで「マウンテンバイク」が20.6%、「レーサー」が17.6%、「その他」が14.7%となっている。

■ 所有している自転車の種類

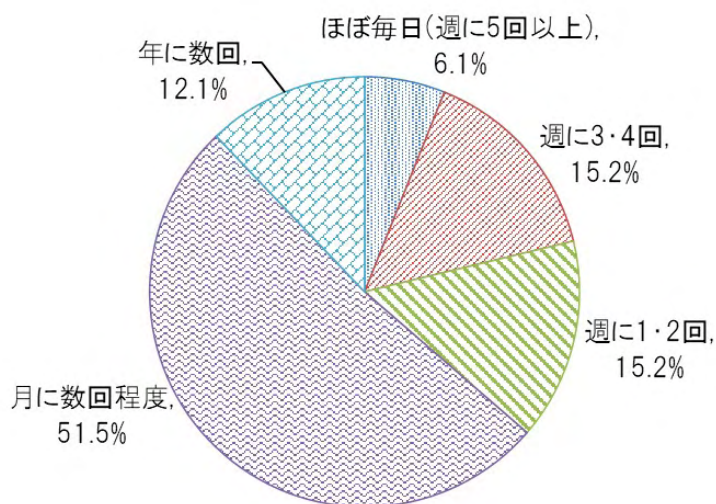


(n=34)

《利用頻度》

自転車を利用する方に自転車を利用している頻度をうかがうと、「月に数回程度」が 51.5%と最も多く、次いで「週に3・4回」、「週に1・2回」が 15.2%、「年に数回」が 12.1%となっている。

■ 自転車利用頻度知

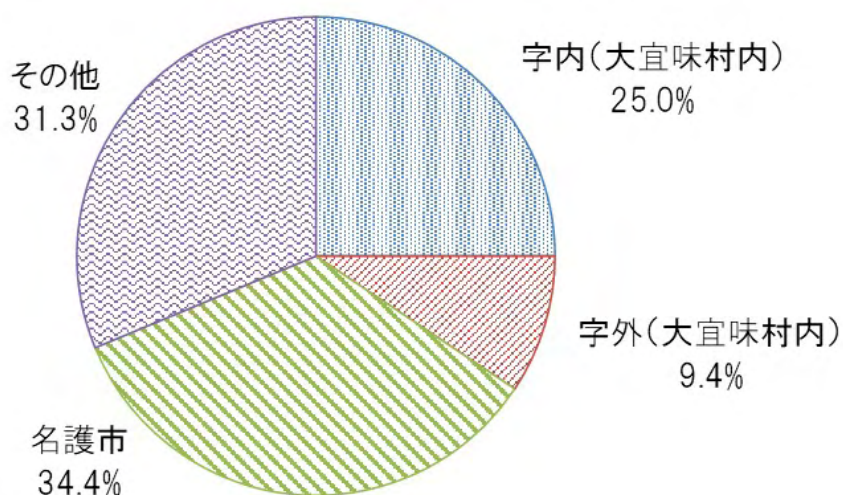


(n=33)

《主な行き先》

自転車を利用する方に主な行き先をうかがうと、「名護市」が 34.4%と最も多く、次いで「字内(大宜味村内)」が 25.0%、「字外(大宜味村内)」が 9.4%となっている。

■ 主な行先

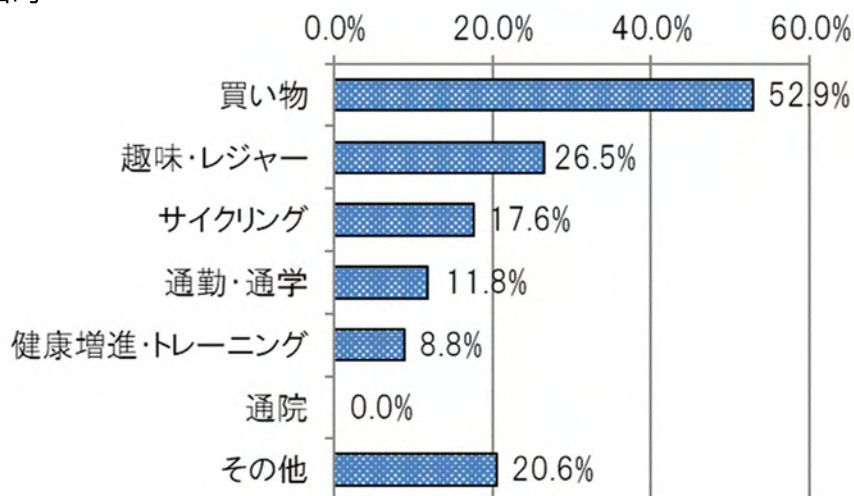


(n=32)

《利用目的》

自転車を利用する方に利用目的をうかがうと、「買い物」が52.9%と最も多く、次いで「趣味・レジャー」が26.5%、「サイクリング」が17.6%となっている。

■ 利用目的

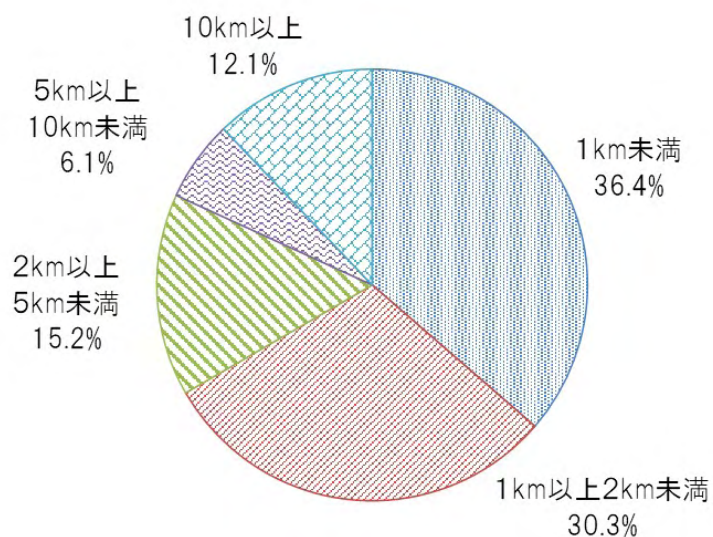


(n=34)

《平日1日の移動距離》

自転車を利用する方に平日1日の自転車での移動距離をうかがうと、「1km未満」が36.4%と最も多く、次いで「1km以上2km未満」が30.3%、「2km以上5km未満」が15.2%、「10km以上」が12.1%となっている。

■ 平日1日の移動距離

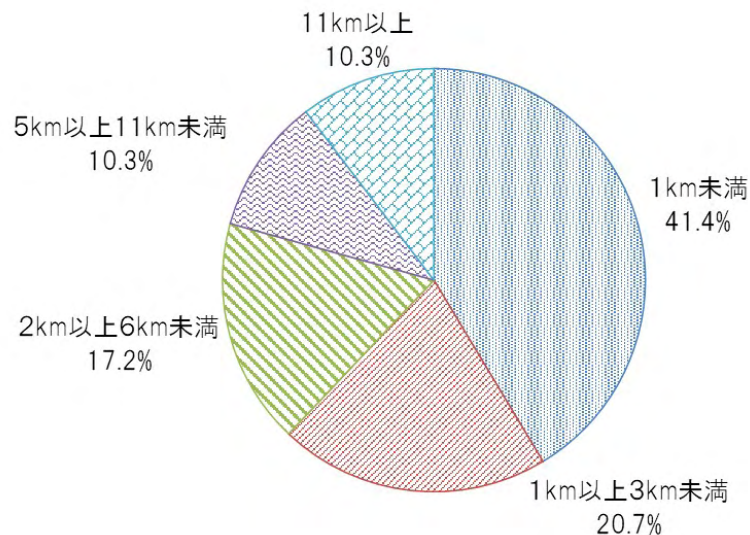


(n=33)

《休日1日の移動距離》

自転車を利用する方に休日1日の自転車での移動距離をうかがうと、「1km未満」が41.4%と最も多く、次いで「1km以上3km未満」が20.7%、「2km以上6km未満」が17.2%、「5km以上11km未満」、「11km以上」が10.3%となっている。

■ 休日1日の移動距離

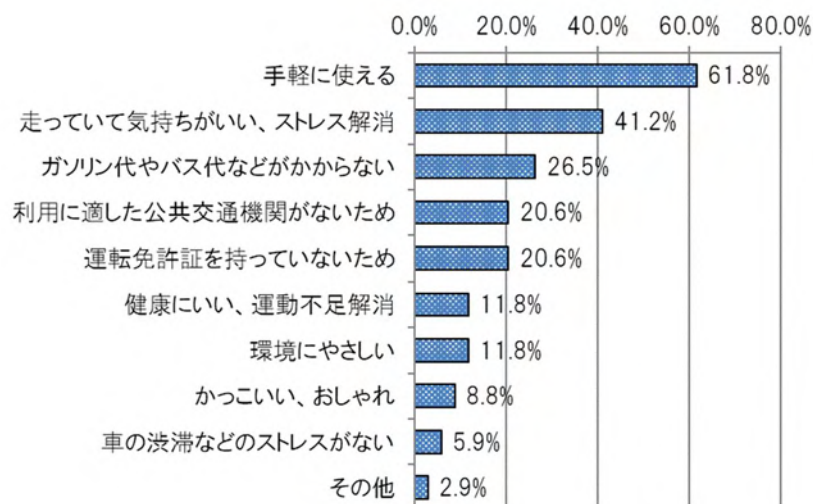


(n=29)

《自転車を利用する理由》

自転車を利用する方に自転車を利用する理由をうかがうと、「手軽に使える」が61.8%と最も多く、次いで「走っていて気持ちがいい、ストレス解消」が41.2%、「ガソリン代やバス代などがかからない」が26.5%、「利用に適した公共交通機関がないため」「運転免許証を持っていないため」が20.6%となっている。

■ 自転車を利用する理由

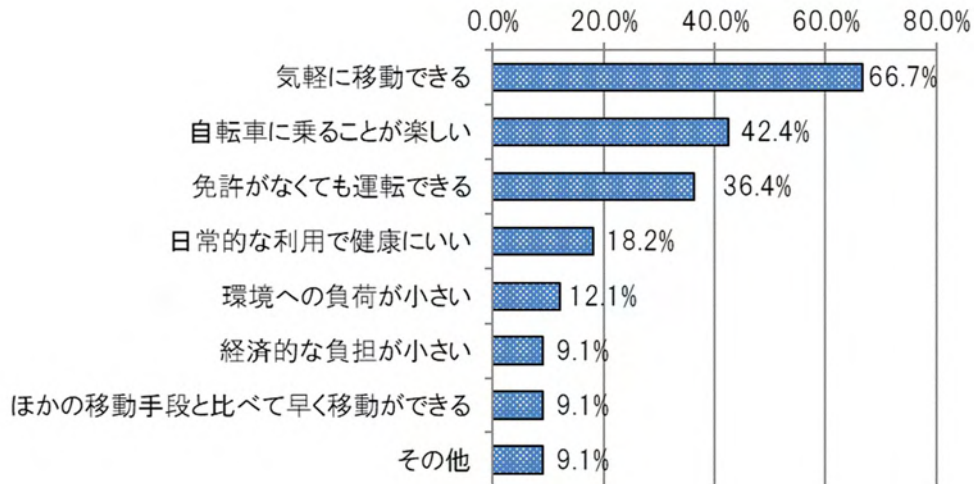


(n=34)

《自転車を利用するメリット》

自転車を利用する方に自転車を利用するメリットをうかがうと、「気軽に移動できる」が66.7%と最も多く、次いで「自転車に乗ることが楽しい」が42.4%、「免許がなくても運転できる」が36.4%、「日常的な利用で健康にいい」が18.2%となっている。

■ 自転車を利用するメリット

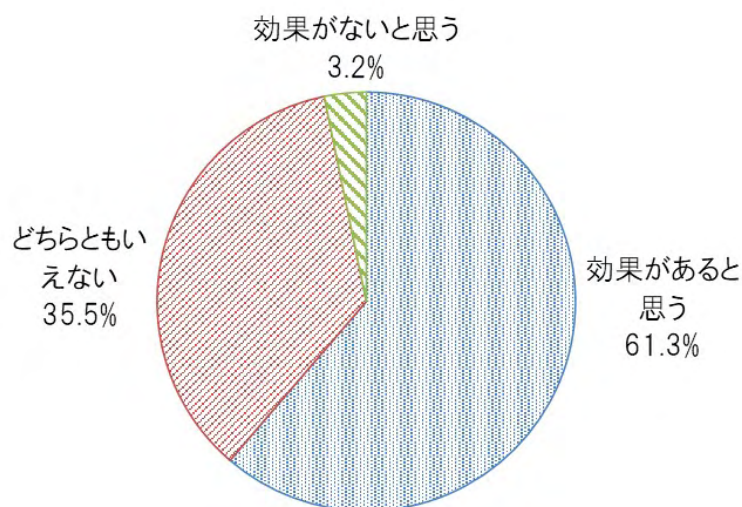


(n=33)

《自転車利用による健康への効果》

自転車を利用する方に自転車利用による健康への効果をうかがうと、「効果があると思う」が61.3%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が35.5%、「効果がないと思う」が3.2%となっている。

■ 自転車利用による健康への効果

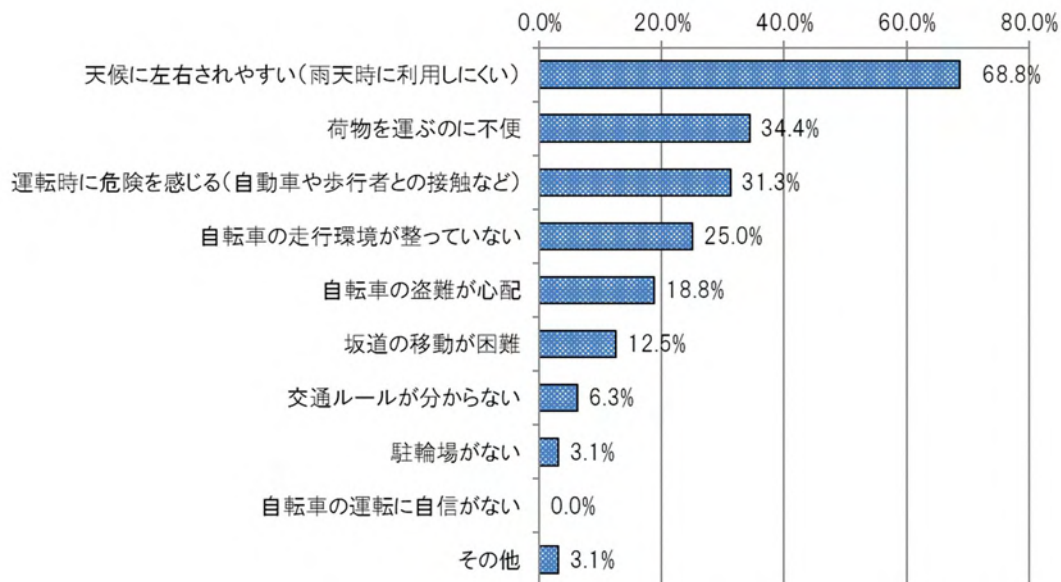


(n=31)

《自転車を利用する上での意識や問題点》

自転車を利用する方に自転車利用する上での意識や問題点をうかがうと、「天候に左右されやすい（雨天時に利用しにくい）」が68.8%と最も多く、次いで「荷物を運ぶのに不便」が34.4%、「運転時に危険を感じる（自動車や歩行者との接触など）」が31.3%、「自転車の走行環境が整っていない」が25.0%となっている。

■ 自転車を利用する上での意識や問題点

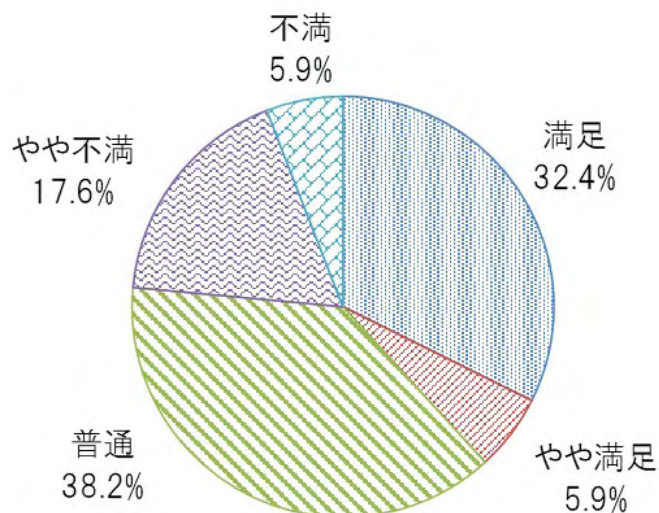


(n=32)

《自転車の道路環境の満足度》

自転車を利用する方に大宜味村内の自転車の道路環境の満足度をうかがうと、「普通」が38.2%と最も多く、次いで「満足」が32.4%、「やや不満」が17.6%、「やや満足」、「不満」が5.9%となっている。

■ 自転車の道路環境の満足度

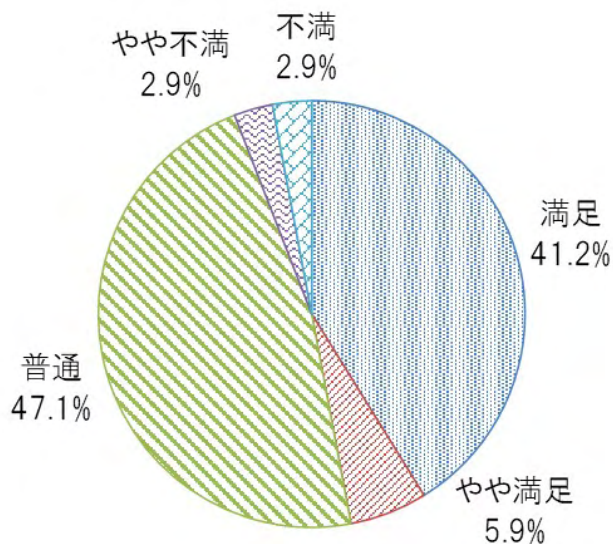


(n=34)

《自転車のマナー・ルール》

自転車を利用する方に大宜味村内の自転車のマナーやルールの満足度をうかがうと、「普通」が47.1%と最も多く、次いで「満足」が41.2%、「やや満足」が5.9%、「やや不満」「不満」が2.9%となっている。

■ 自転車のマナー・ルールの満足度

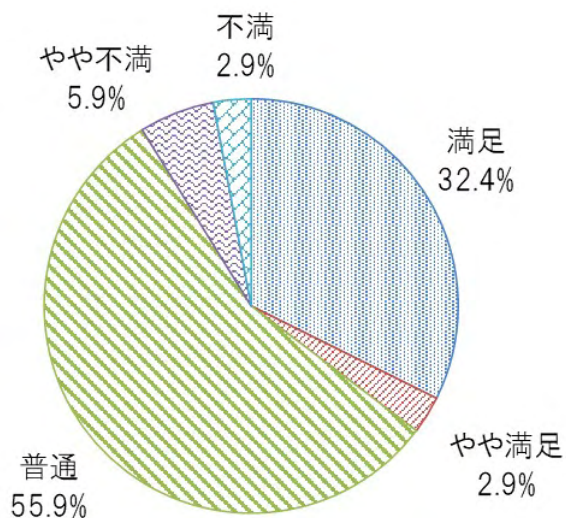


(n=34)

《駐輪場の箇所数・収容台数》

自転車を利用する方に大宜味村内の駐輪場の箇所数・収容台数の満足度をうかがうと、「普通」が55.9%と最も多く、次いで「満足」が32.4%、「やや不満」が5.9%、「やや満足」「不満」が2.9%となっている。

■ 駐輪場の箇所数・収容台数の満足度

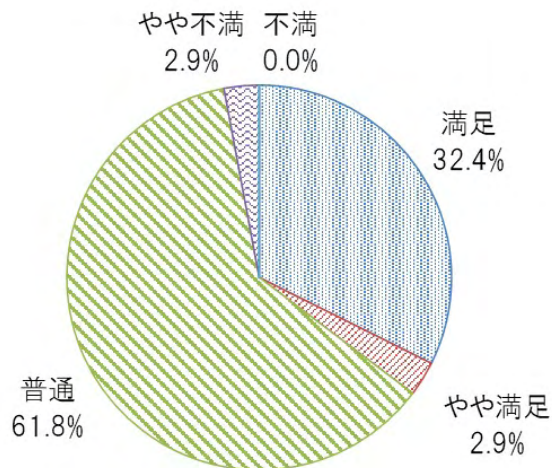


(n=34)

《自転車の普及対策》

自転車を利用する方に大宜味村の自転車の普及対策の満足度をうかがうと、「普通」が 61.8%と最も多く、次いで「満足」が 32.4%、「やや満足」、「やや不満」が 2.9%となっている。

■ 自転車の普及対策の満足度

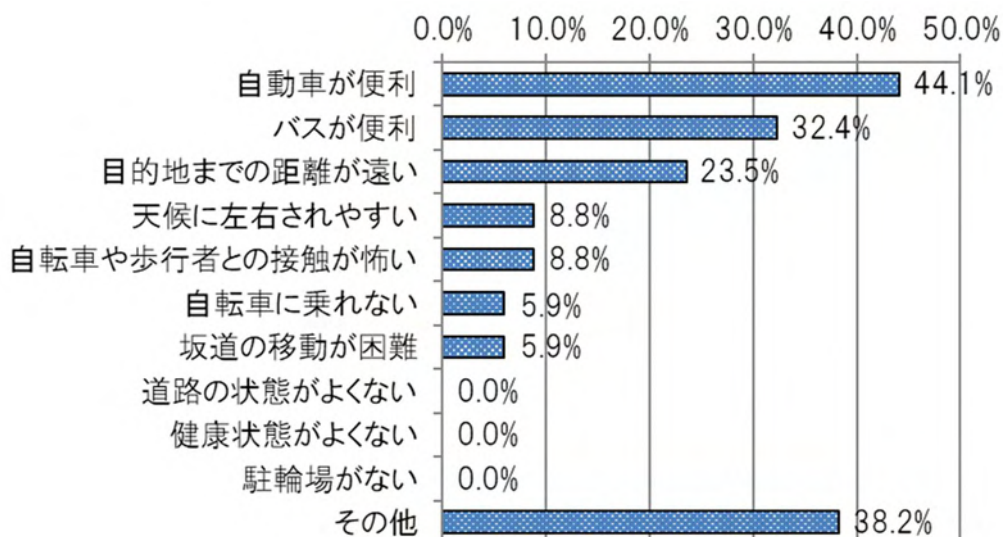


(n=34)

《自転車を利用していない理由》

自転車を利用していない方に自転車を利用していない理由をうかがうと、「自動車が便利」が 44.1%と最も多く、次いで「バスが便利」が 32.4%、「目的地までの距離が遠い」が 23.5%となっている。その他の意見として多く挙がっているのは、自転車を利用する機会がないためと等である。

■ 自転車を利用していない理由



(n=34)

その他の理由

《まとめ》

乗る機会がないため	3
自転車を持ってなくても困らない為	3
壊れているから	2
高額だから	1
暑いから	1
めんどくさいから	1

《参照》

使う機会がない
乗る機会がなく、乗ろうと思わない
錆びやすいから
暑い
家と学校の距離が近すぎる
実家は持って帰ったり持ってきたりが面倒
めんどくさい
ボロい。ほぼ壊れている。
乗る機会がない
高いから
買う理由がない
困っていない

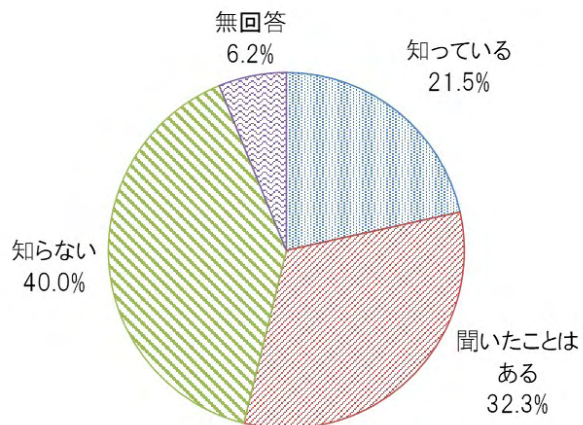
《自転車安全五原則の認知》

自転車安全五原則についてうかがうと、「知らない」が40.0%と最も多く、次いで「聞いたことはある」が32.3%、「知っている」が21.5%となっている。

■ 自転車五原則の認知

自転車安全利用五原則

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号順守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

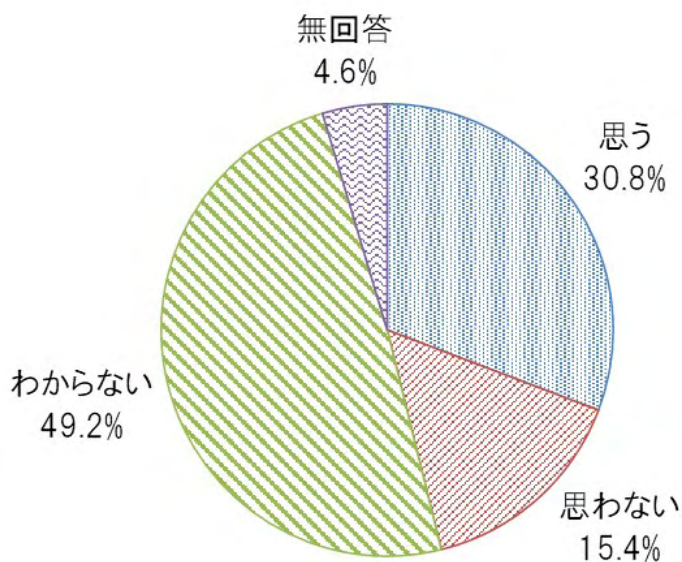


(n=65)

《今後の自転車利用の可能性》

今後の自転車利用意向をうかがうと、「わからない」が49.2%と最も多く、次いで「思う」が30.8%、「思わない」が15.4%となっている。

■ 今後の自転車利用の可能性



(n=65)

《必要だと思う取組》

《まとめ》

交通安全ルールの認知・意識向上	11
自転車道を作る	5
レンタサイクルをする	1
助成金を促す	1

《参照》

もっと自転車用の道を使って欲しい
ヘルメットの助成金を作ったほうがいい。小学生向けの自転車講習授業をした方が良い。
名護市みたいに自転車専用の道があると安全
ヘルメットをつける
道路の走行環境をよくする
レンタルを貸してほしい
人にぶつからない
人にぶつからないようにする
自転車レーンを増やした方がいいと思う。
安全運転
自転車道路整備
自分自身が乗り方について気を付けるという考えをもつ
イヤホンしてたり近くをすごい勢いで通る自転車があると怖いと思う
事故らない
自転車専用の道もしくは歩道を道の両サイドに作ってほしい。いちいち移るのが面倒
ヘルメット
気を付ける
交通ルールを守る

《意見》

《まとめ》

自転車道を作る	5
道路環境整備	4
自転車イベントを実施する	1

《参照》

自転車用の道を作る
自転車専用道路の整備をした方がよい。大会を行って欲しい。
道の整備
自転車専用道路を増やす
自転車用の道路を増やす
がんばる
道をきれいにする
車道の場所を広げてほしい。
自転車に乗っている際、サイクリングしている人が邪魔
整備が整っていない道は直す。
車で、視覚障害者のために音が鳴るものがあるように、自転車も歩行者の近くを通るとき音を鳴らしてほしい。
車をなくして車道を走る
道のでこぼこを減らす。

大宜味村自転車利用に関する高校生アンケート調査票

ア 家庭における自転車の保有・利用状況についてお聞きします。

問1 あなたの家庭における自転車の保有状況・利用状況をお聞きします。(1つに○印)

(1) 家庭の自転車の保有台数	1. 保有・利用している(保有台数を記入: _____ 台) 2. 保有していない 3. 保有しているが利用していない
-----------------	---

イ あなたご自身についてお聞きします。

問2. あなたのお住まいの字名についてお聞きします。(1つに○印)

1. 上原	4. 大宜味	7. 塩屋	10. 大保	13. 津波	16. 宮城
2. 江洲	5. 押川	8. 白浜	11. 田嘉里	14. 饒波	17. 屋古
3. 大兼久	6. 喜如嘉	9. 謝名城	12. 田港	15. 根路銘	18. 学校寮
19. その他市町村(_____)					

問3. あなたご自身のことについてお聞きします。(それぞれ1つに○印)

(1) 性別	1. 男性	2. 女性	3. その他
(2) 年齢	1. 1年生	2. 2年生	3. 3年生

※問1で「1. 保有・利用している」を回答した場合: **ウ**にお進みください。

問1で「2. 保有していない」「3. 保有しているが利用していない」を回答した場合:

⇒ **エ**にお進みください。

ウ 自転車利用についてお聞きします。

問1で「1. 保有・利用している」を回答された方お聞きします。

(「2. 保有していない」または「3. 保有しているが利用していない」と回答した方は **エ**へお進みください。)

問4. 普段の自転車の利用状況についてお聞きします。

(1) 利用する自転車の種類 (該当するもの全てに○印)	1. シティサイクル (一般・ママチャリ等)	4. マウンテンバイク	
	2. 電動自転車	5. 折り畳み自転車	
	3. レーサー	6. その他(_____)	
(2) 利用頻度 (1つに○印)	1. ほぼ毎日(週に5回以上)	3. 週に1・2回	5. 年に数回
	2. 週に3・4回	4. 月に数回程度	
(3) 主な行き先 (1つに○印)	1. 字内(大宜味村内)	3. 名護市	
	2. 字外(大宜味村内)	4. その他(市町村名: _____)	
(4) 利用目的 (該当するもの全てに○印)	1. 通勤・通学	4. 趣味・レジャー	7. その他
	2. 買い物	5. サイクリング	(_____)
	3. 通院	6. 健康増進・トレーニング	

(5)平日1日の移動距離(1つに○印)	1. 1 km 未満 2. 1 km 以上 2 km 未満	3. 2 km 以上 5 km 未満 4. 5 km 以上 10km 未満	5. 10km 以上
(6)休日1日の移動距離(1つに○印)	1. 1 km 未満 2. 1 km 以上 2 km 未満	3. 2 km 以上 5 km 未満 4. 5 km 以上 10km 未満	5. 10km 以上

問5. 自転車を利用する理由についてお聞きします。(3つまでに○印)

1. 手軽に使える	6. 走っていて気持ちがいい、ストレス解消
2. ガソリン代やバス代などがかからない	7. カッコいい、おしゃれ
3. 健康にいい、運動不足解消	8. 利用に適した公共交通機関がないため
4. 環境にやさしい	9. 運転免許証を持っていないため
5. 車の渋滞などのストレスがない	10. その他()

問6. 自転車を利用するメリットについてお聞きします。(3つまでに○印)

1. 気軽に移動できる	5. ほかの移動手段と比べて早く移動ができる
2. 環境への負荷が小さい	6. 自転車に乗ることが楽しい
3. 経済的な負担が小さい	7. 免許がなくても運転できる
4. 日常的な利用で健康にいい	8. その他()

問7. 自転車利用による健康への効果についてお聞きします。(1つに○印)

1. 効果があると思う	2. どちらともいえない	3. 効果がないと思う
-------------	--------------	-------------

問8. 自転車を利用する上での意識や問題点についてお聞きします。(3つまでに○印)

1. 運転時に危険を感じる (自動車や歩行者との接触など)	6. 天候に左右されやすい (雨天時に利用しにくい)
2. 自転車の走行環境が整っていない	7. 自転車の盗難が心配
3. 交通ルールが分からない	8. 荷物を運ぶのに不便
4. 駐輪場がない	9. 自転車の運転に自信がない
5. 坂道の移動が困難	10. その他()

問9. 自転車を利用に関する村内の環境について、あなたのお考えに最もあてはまる番号それぞれ1つに○印をつけてください。

自転車走行の道路環境	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満
自転車のマナー・ルール	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満
駐輪場の箇所数・収容台数	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満
自転車の普及対策	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満

オ へお進みください。

エ 自転車を利用しない理由についてお聞きします。

問1で「2.保有していない」または「3.保有しているが利用していない」と回答した方にお聞きします。

問10. 自転車を利用していない理由についてお聞きします。(3つまでに○印)

- | | | |
|---------------|----------------|-------------------|
| 1. 自動車が便利 | 5. 坂道の移動が困難 | 9. 自転車や歩行者との接触が怖い |
| 2. バスが便利 | 6. 目的地までの距離が遠い | 10. 駐輪場がない |
| 3. 自転車に乗れない | 7. 道路の状態がよくない | 11. その他 |
| 4. 天候に左右されやすい | 8. 健康状態がよくない | () |

オ へお進みください。

オ 自転車利用に関する意識と今後の取組みについてお聞きします。

問11. 自転車安全利用五則を知っていますか。(1つに○印)

- | | | |
|----------|-------------|---------|
| 1. 知っている | 2. 聞いたことはある | 3. 知らない |
|----------|-------------|---------|

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



問12. 今後も引き続き自転車を利用したいと思いますか。(1つに○印)

- | | | |
|-------|---------|----------|
| 1. 思う | 2. 思わない | 3. わからない |
|-------|---------|----------|

問13. 自転車利用を推進するにあたっての必要だと思う取組についてございましたら、ご記入ください。

問14. 大宜味村の自転車利用環境をより良くするためにご意見等ございましたら、ご記入ください。

お忙しい中、アンケートにご協力くださり誠にありがとうございました。

(4) レンタサイクル利用者アンケート調査結果

1) 調査概要

道の駅大宜味ビジターセンターでレンタサイクルを利用した方に対して、乗車後、大宜味村の自転車利用環境やレンタサイクルでの周遊について把握するため、アンケート調査を行った。

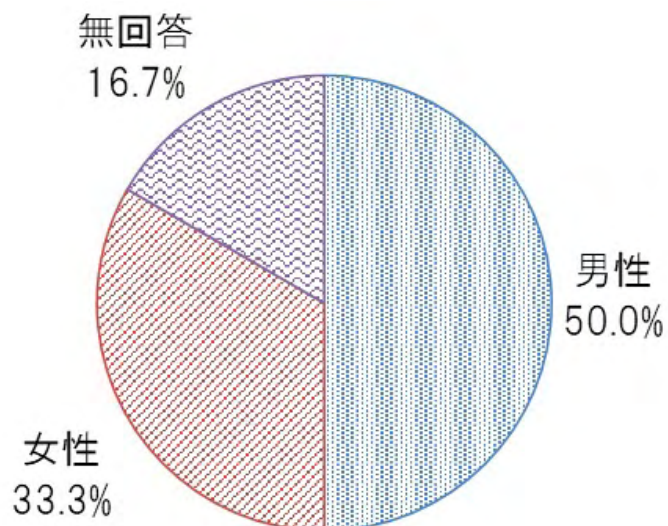
調査対象者	道の駅大宜味ビジターセンターでレンタサイクルを利用された方
調査方法	ビジターセンター関係者による配布・回収 ※令和4年9月15日(木)～10月25日(火)
調査項目	○回答者の属性：住まい、性別、年齢、 ○大宜味村への来訪状況：同行者数、同行者との関係、訪問歴 ○レンタサイクルの利用状況・満足度について ：使用した自転車、事前収集情報、訪問場所、利用する理由、満足度 ○今後の大宜味村自転車利用の促進するにあたっての取組、ご意見 ：大宜味村の自転車利用促進に必要な取組、ご意見
回収数	6票

2) 調査結果

≪性別≫

回答者の性別は、男性が50.0%、女性が33.3%と少し男性が多い。

■ 性別

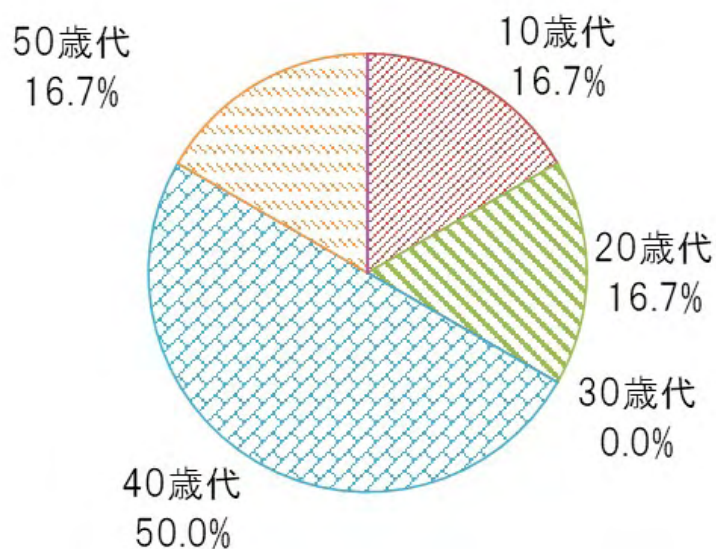


(n=6)

《年齢》

回答者の年齢は40代が50.0%と最も多く、次いで10歳代、20歳代、50歳代が16.7%となっている。

■ 年齢



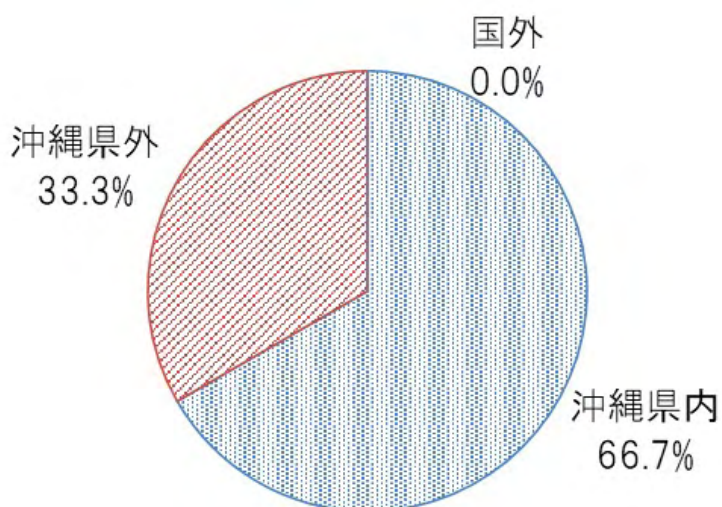
(n=6)

《居住》

回答者の居住地について伺ったところ、沖縄県内が66.7%と最も多く、次いで沖縄県外となっている。

沖縄県内は那覇市の方が、沖縄県外の方では、埼玉県、山梨県の方が来訪されている。

■ 居住

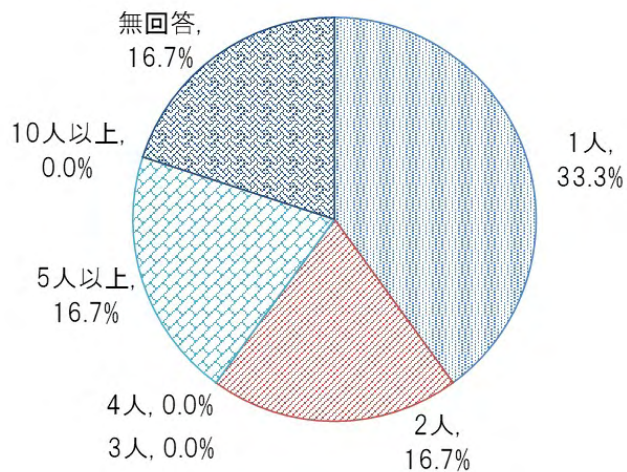


(n=6)

《来訪人数》

回答者に来訪人数についてうかがうと、1人、2人での来訪が33.3%と最も多く、次いで5名以上が16.7%となっている。

■ 来訪人数

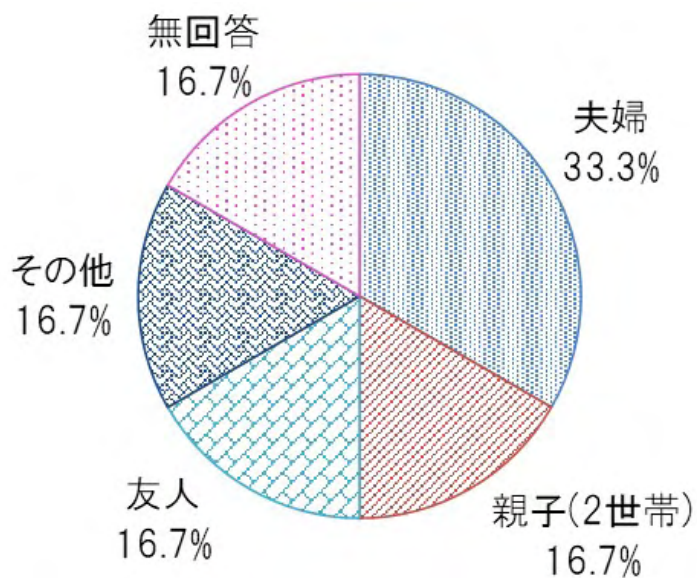


(n=6)

《同行者について》

複数名で参加された方に同行者についてうかがうと、夫婦が33.3%と最も多く、次いで親子(2世帯)、親子(3世帯)、友人が16.7%となっている。

■ 同行者について

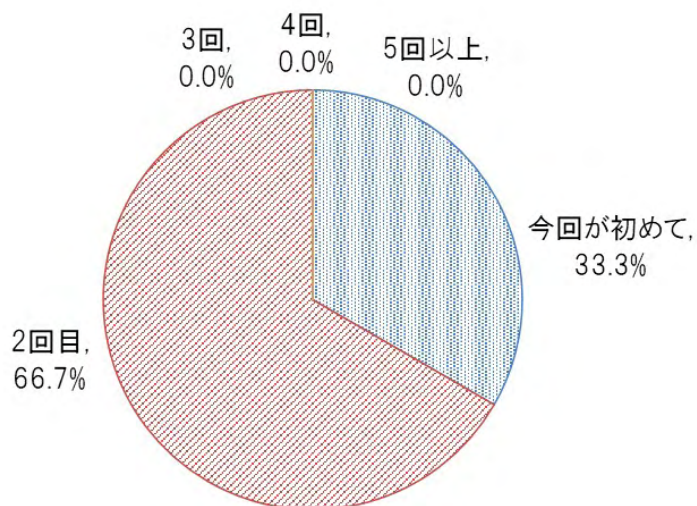


(n=6)

《大宜味村への来訪歴》

回答者に大宜味村への訪問歴をうかがうと、2回目が66.7%と最も多く、次いで今回が初めてが33.3%となっている。

■ 大宜味村への来訪歴

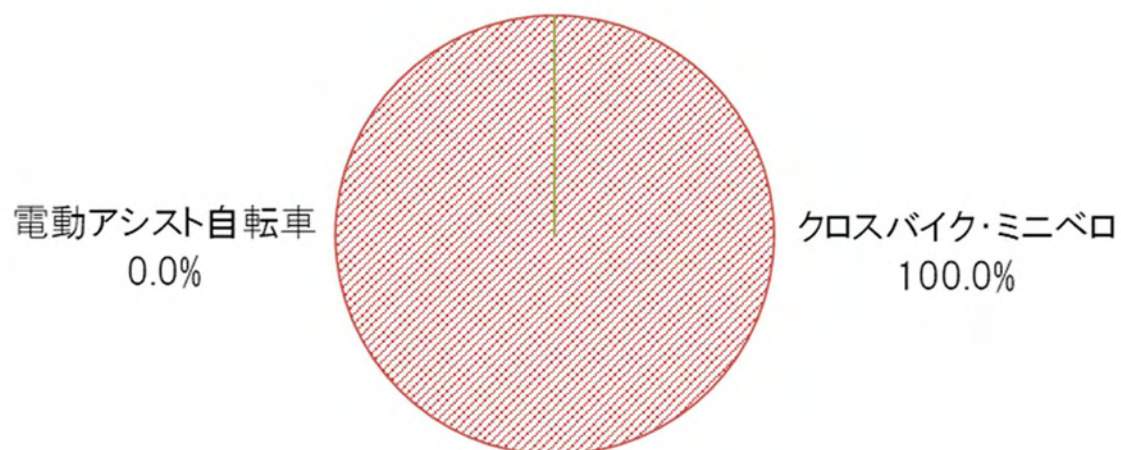


(n=6)

《レンタサイクルの種類》

回答者に利用された自転車の種類についてうかがうと、全ての方がクロスバイク・ミニベロを使用されていた。

■ レンタサイクルの種類

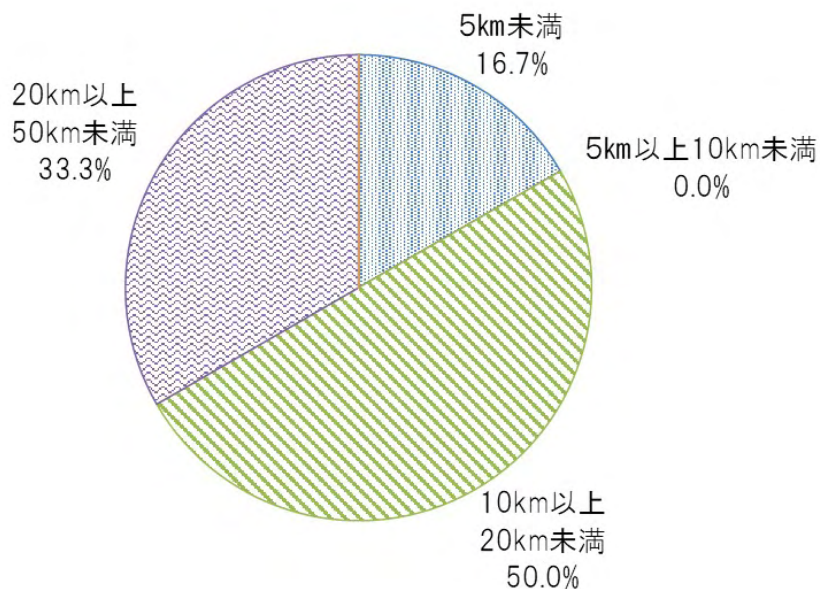


(n=6)

《レンタサイクル利用距離》

回答者に自転車の利用距離をうかがうと、10km 以上 20km 未満が 50.0%と最も多く、次いで20km 以上 50km 未満が 33.3%、5km 未満が 16.7%となっている。

■ レンタサイクル利用距離

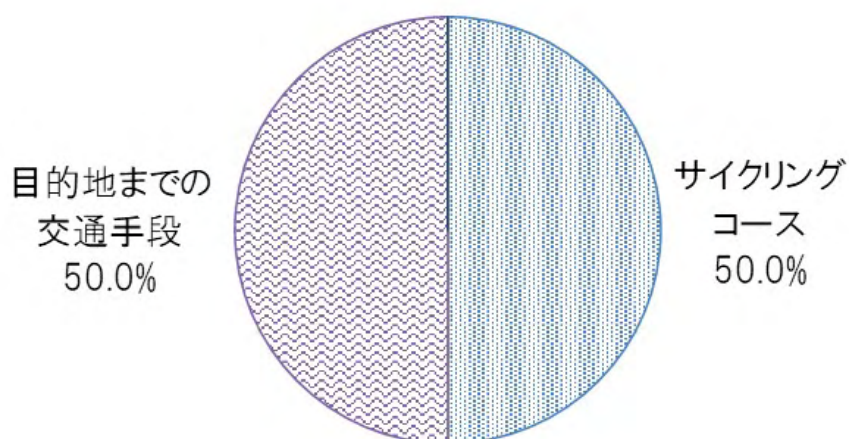


(n=6)

《レンタサイクル利用前の収集情報》

回答者に利用前の収集情報についてうかがうと、サイクリングコース、目的地までの交通手段を収集している。

■ レンタサイクル利用前の収集情報

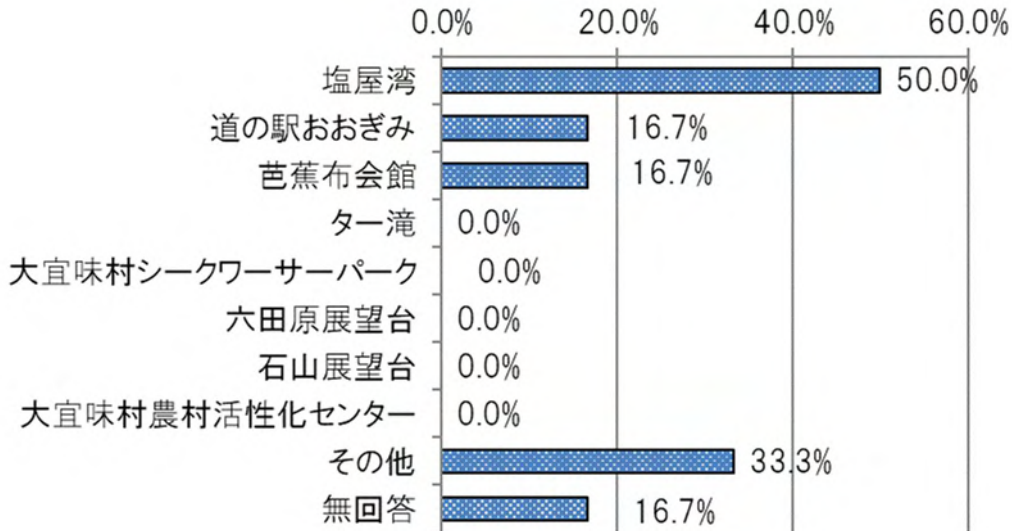


(n=6)

《レンタサイクル利用時の大宜味村の訪問場所》

回答者に自転車を利用して立ち寄った場所・立ち寄る予定のある場所についてうかがうと、塩屋湾が50.0%と最も多く、次いで、道の駅おおぎみ、芭蕉布会館が16.7%となっている。その他の回答では「名護市まで向かう」が多い。

■ レンタサイクル利用時の大宜味村の訪問場所

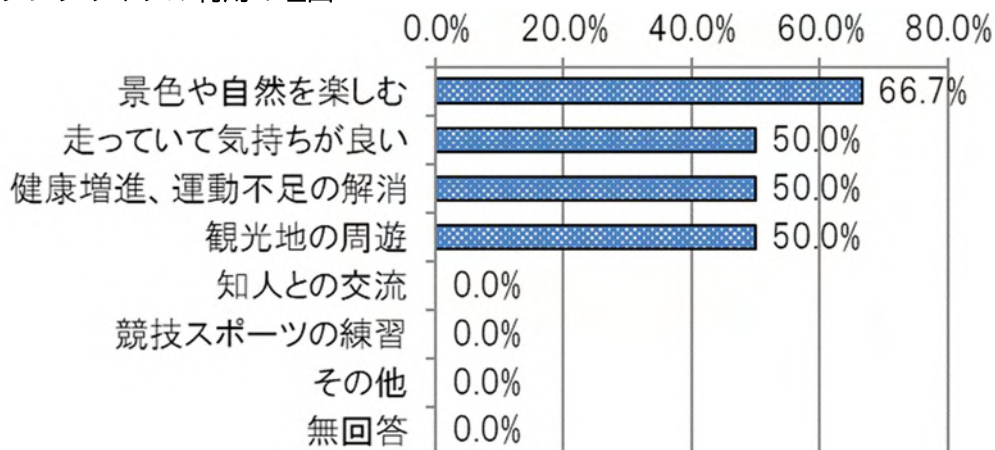


(n=6)

《レンタサイクル利用の理由》

回答者にレンタサイクルを利用する理由についてうかがうと、景色や自然を楽しむが66.7%と最も多く、次いで走っていて気持ちが良い、健康増進、運動不足の解消、観光地の周遊がそれぞれ50.0%となっている。

■ レンタサイクル利用の理由

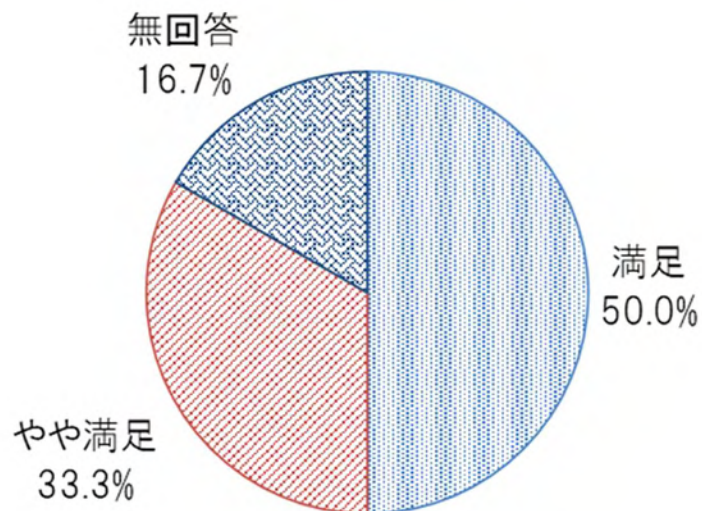


(n=6)

《レンタサイクル利用料金の満足度》

回答者にレンタサイクルの料金についてうかがうと、満足が 50.0%と最も多く、次いでやや満足が 33.3%となっている。

■ レンタサイクル利用料金の満足度

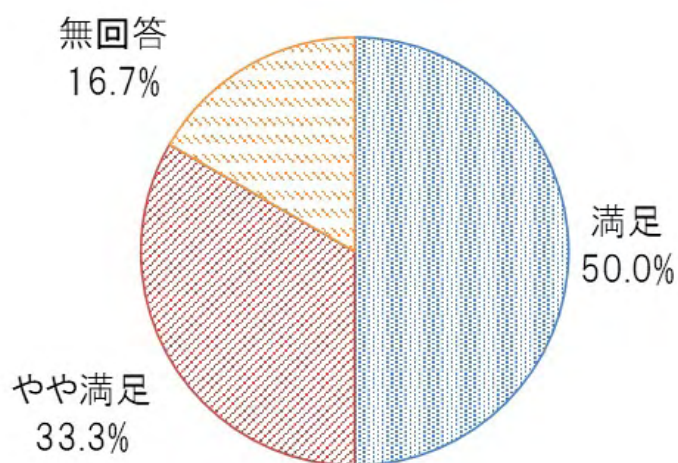


(n=6)

《レンタサイクル利用時のサービス全般の満足度》

回答者にレンタサイクルのサービス全般についてうかがうと、満足が 50.0%と最も多く、次いでやや満足が 33.3%となっている。

■ レンタサイクル利用時のサービス全般の満足度



(n=6)

《必要だと思う取組》

- ・58号線を北上したが、雑草が歩道に覆いかぶさって走りにくいところが何か所もありました。(芭蕉布会館向け)(半ズボンの子供たちは、それが嫌だったようです…)もう少し走りやすいところがあるとよかったな…
- ・継続的な広報
- ・道の駅でレンタサイクルできることの周知
- ・とても美しい塩屋湾をもっとアピールした方がよい。
- ・時間設定(1時間 100円など刻む)
- ・乗り捨てなどの乗降自由箇所があればより利用しやすい。

《ご意見》

- ・電動自転車があるので、体力差のある人も一緒にサイクリングを楽しめるので良かったです。小学生の子はとても楽！と言っていました。
- ・前回、大保ダム向け(塩屋湾)一周のコースは、とても楽しかったです。”
- ・塩屋湾一周コースはよく整備されていて走りやすかった。
- ・坂が多い

※本調査結果(考察)については、対象数が少ないことから、参考程度とする。

大宜味村自転車アンケート調査票

問1. あなたご自身についてお聞きします。(それぞれ1つに○印)

性別	1. 男性	2. 女性	3. その他		
年齢	1. 10歳未満	3. 20歳代	5. 40歳代	7. 60歳代	9. 80歳以上
	2. 10歳代	4. 30歳代	6. 50歳代	8. 70歳代	
居住地	1. 沖縄県内 市町村名 ()		3. 国外 国名()		
	2. 沖縄県外 都道府県名 ()				

問2. 大宜味村への訪問状況についてお聞きします。(それぞれ1つに○印)

人数	ご自身を含め () 人				
同行者	1. 夫婦	3. 親子(3世帯)	5. 友人	7. その他	
	2. 親子(2世帯)	4. カップル	6. 職場・団体	()	
大宜味村の訪問歴	1. 今回が初めて		3. 3回		5. 5回以上
	2. 2回		4. 4回		

問3. レンタサイクルの利用状況や満足度等についてお聞きします。

使用した自転車(1つに○印)	1. 電動アシスト自転車	2. クロスバイク・ミニベロ			
自転車の利用距離 (1つに○印)	1. 5km未満	3. 10km以上20km未満		5. 50km以上	
	2. 5km以上10km未満	4. 20km以上50km未満			
利用前の収集情報 (該当するもの全てに○印)	1. サイクリングコース		4. 目的地までの交通手段		
	2. 観光・食事スポット		5. イベント情報		
	3. トイレや休憩所		6. その他()		
立ち寄った場所・予定 の場所(該当するもの 全てに○印)	1. ター滝		6. 六田原展望台		
	2. 大宜味村シークワサーパーク		7. 石山展望台		
	3. 道の駅おおぎみ		8. 大宜味村農村活性化センター		
	4. 塩屋湾		9. その他()		
	5. 芭蕉布会館				
利用する理由(該当する もの全てに○印)	1. 景色や自然を楽しむ		5. 知人との交流		
	2. 走っていて気持ちが良い		6. 競技スポーツの練習		
	3. 健康増進、運動不足の解消		7. その他()		
	4. 観光地の周遊				
レンタサイクルの料金 (1つに○印)	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満
レンタサイクルの サービス全般(1つに○印)	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満

問4. 今後、大宜味村で自転車利用を推進するにあたり、必要だと思う取組についてお答えください。

問5. 大宜味村の自転車環境に関するご意見・ご要望がありましたらお答えください。

アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。

(5)関係団体ヒアリング調査結果

1) 調査概要

大宜味村内で自転車事業を行っている事業者に対して、各事業者の仕事内容について、大宜味村内の自転車環境や今後の活動予定等を把握するため、ヒアリング調査を行った。

調査対象者	大宜味村内で自転車事業をおこなっている事業者
調査方法	直接訪問による聞き取り
調査項目	○回答者の属性：住まい、性別、年齢、 ○大宜味村への来訪状況：同行者数、同行者との関係、訪問歴 ○レンタサイクルの利用状況・満足度について ：使用した自転車、事前収集情報、訪問場所、利用する理由、満足度 ○今後の大宜味村自転車利用の促進するにあたっての取組、ご意見 ：大宜味村の自転車利用促進に必要な取組、ご意見
回収数	6票

(2)調査結果

●団体の活動について

・沖縄県サイクリング協会

・タンデムの一般道での利用を可能にした。
・第1土曜日に初心者向けの「おはようサイクリング」、第2日曜日に自転車愛好家による「月例サイクリング」を開催している。
・沖縄輪業がビジターセンターに自転車を提供している。

・特定非営利活動法人おおぎみまるとツーリズム協会

・滞在体験交流の場の創出おこない、着地型の食文化・歴史を中高生で体験するものを得意とする。
・15年前から修学旅行の推進事業を行っている。

・株式会社ファーマーズ・フォレスト

・「道の駅おおぎみ やんばるの森ビジターセンター」の指定管理者。レンタサイクルは主要業務で、レンタサイクルの利用料金は指定管理者に入る。
・情報発信は(一社)大宜味村観光協会で、ファーマーズ・フォレストは主に特産品を扱っている。
・自転車は指定管理前からあり、(一社)大宜味村観光協会が所有するかファーマーズ・フォレストが所有するか問題になった。今後どのようにしていくは村と協議していく。
◎観光に来ていただいた方に、周遊し、食べ物を食べてお土産を買っていただいといる構想を村にはあった。
・これまでハイキング、修学旅行、自転車等を行っているが、アクティビティの体験事業者が1名のため多くすることは難しい。

●取り組んでいる事業におけるニーズ・課題

・沖縄県サイクリング協会

○「ちゅらうみ海道サイクリング」のニーズ・課題
・まだ、県外からのサイクリストよりも県内からのニーズが高い。
・1名で参加される方がいるが、一人で走ることに躊躇される方がいるので、その支援も必要。
・まだ県外からの参加者が少なく、誘客に苦戦している。
・今年度より県外からのサイクリストが増加すると予想し、サイクリストの壁である「100km コース」を作成したく、58号線沿いの道は平坦なところが多く、信号がないという点から延伸した。
→実際に、申込が届いているが、100km コースの申込が一番多い状況である。

・特定非営利活動法人おおぎみまるとツーリズム協会

○観光サイクリングのニーズ・課題
・モニターツアーのアンケートを行った際、車が入ることができない場所に行くことができ、ゆったりとした時間が味わえたと答えられた方が多かった。
・以前はマリンの需要が高く、ダムの需要は少なかったが、コロナ禍でアウトドアライフ思考が強くなっている。
・ファミリー層の要望に応えることが難しい。
→子供用の自転車を持っていないかつ、子供の村内周遊利用は危険であるため、小学生以下の利用が出来ていない。
→今後はターゲットとして子供含む家族も視野に入れている

・株式会社ファーマーズ・フォレスト

○レンタサイクル利用者のニーズ・課題
・自転車をよく利用されている方が来られている。また、キャンプ利用、車中泊のお客が多い。
・塩屋湾周遊か国頭村奥間周辺をお勧めしている。
・六田原展望台までレンタサイクルを使用して上った方もいる。
・大宜味村内の宿泊施設で宿泊されている方が宿泊施設から道の駅周辺までの移動で使いたいというような要望もある。
・コロナの影響で、集落に立ち入らないようにも促していたことが、レンタサイクル利用者が少ない原因の1つでもあり、頻度自体が上がってこない。県外や週末の家族連れが多いが子供用の自転車がないことや、安全面の観点からレンタルが難しい。
・自転車の利用のメンテナンスの問題もあり、名護の修理の方に来ていただかなければならない。ファーマーズ・フォレストでレンタサイクルの常駐することは人手不足もあり、不可能である

●大宜味村での自転車環境等について

・沖縄県サイクリング協会

- ・58号や塩屋湾など、自動車あまり通らないところが多いため走りやすい。
- ・利用調査では自転車を利用されている方が増えている結果が出ているため、自転車で観光される人を取り組んでいけばいいのではないかと。

・特定非営利活動法人おおぎみまるとツーリズム協会

- ・塩屋湾や喜如嘉など大宜味村には歴史文化が詰まっている。
- ・ただ走行するだけでなく、ガイドと一緒にゆっくりと巡れるような体験があればいい。

・株式会社ファーマーズ・フォレスト

- ・修学旅行時にセレモニーのための集合場所にはなるが、買い物はしていない。民宿で各家庭での立ち寄りはあるが、まだここでの自転車利用ではない。

●今後の自転車促進の予定

・沖縄県サイクリング協会

- ・免許切り替えの際に、少し自転車講習をして乗る機会を作り返納後の移動手段としての提案をしたらどうか。
- ・道の整備も大切ではあるが、自転車に乗る人のマナーや自転車への認知が重要であると考えている。
→学校側が自転車利用をして事故につながると困るという考えで自転車の安全教室をしたがらない。しかし、自転車のマナーに対して、警察から向上に努めるようには言われている。
- ・沖縄県サイクリング協会単体で動くよりも、沖縄県サイクルスポーツ協会や沖縄県サイクルツーリズム協会とも連携して動いていきたい。

・特定非営利活動法人おおぎみまるとツーリズム協会

- ・修学旅行生もコロナ前と比較して、80%程度は戻ってきている。ター滝等大宜味村の観光地も徐々に回復しているので、今が大きなチャンスだと思っている。
- ・伊江村では、修学旅行生に対してサイクリング体験も行っている。大宜味村もビジターセンターを拠点に周遊できる場所はたくさんあるため取組んでほしい。新しい発見も見つかるだろう。
- ・修学旅行の学校側からSDGs等の環境教育に関する要求が強くなってきている。大宜味村は自然の取り組みが少なく、海や川はあるが、活かされていらないため、自転車を活用し、大宜味村を周遊する。
- ・喜如嘉で4月にいぎみていぐま展をしている。秋から春の時期が大宜味村は狙い目である。
- ・自転車でのナイトツアーも面白いかもしれない。
- ・もう少し地元の方々や共同売店を活用していきたい

・株式会社ファーマーズ・フォレスト

・利用率を上げていきたい。
・ハイキングなど、地域の方々とくづめて、一緒に取り組んでいきたい。
・ガイドと周遊するような取組もしていきたい。人材の確保が必要。
・周遊レンタサイクルについてのアピールをする。認知がまだ不足している。
・修学旅行生の問い合わせはないが、15台では難しい。
・ビジターセンターの後ろの用地を今後利用し、子供達も安全に遊べ、自転車利用が出来る場所を作っていきたいと考えている。また川も流れており、宿泊施設にするか等も考えている。
・やんばるの観光、自転車周遊、キャンプ利用など初めの一步として、できるような施設にしていきたい。

●村民の利用について

・特定非営利活動法人おおぎみまるとツーリズム協会

・自転車通学も可能になれば、生活様式に取り入れることができるだろう。
・警察による安全教室を一時開催していたが、再開していきたい。

・株式会社ファーマーズ・フォレスト

・以前はサイクルツーリズム協会での交通安全教室を予定していた。ターゲットは決めていなかったが、村民の利用のきっかけとなるような働きかけもおもしろい。
--

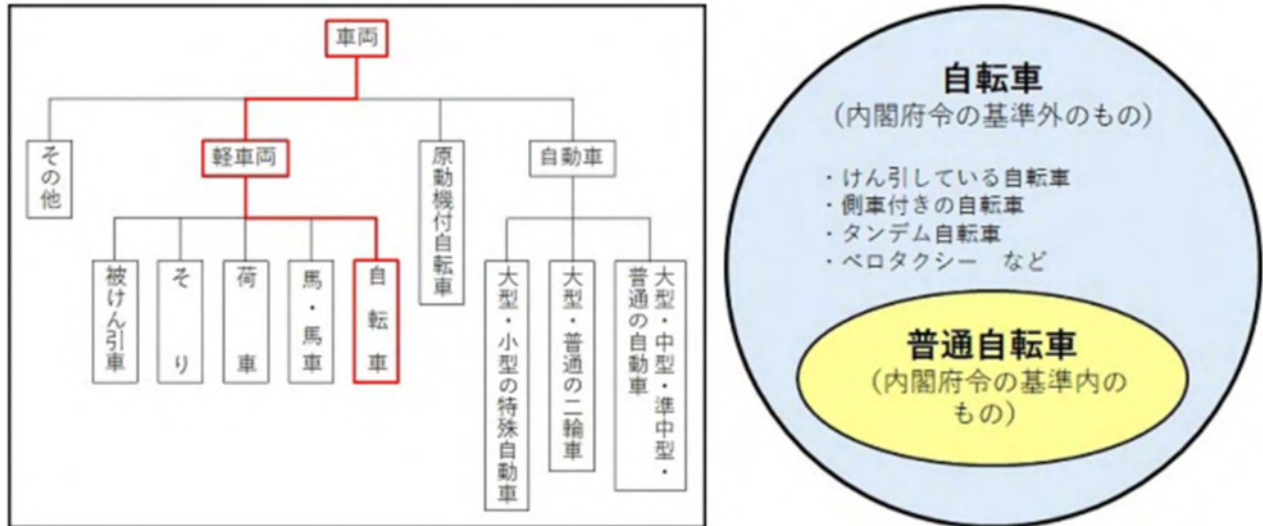
(6) 自転車の交通ルール

引用：情報発信元 警視庁 交通総務課 交通安全対策第二係

自転車とは

自転車は、道路交通法上は「軽車両」となっています。

そして、自転車の中には大きさや構造に応じて「普通自転車」とされているものがあります。



自転車

ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものです。

普通自転車

一般に使用されている自転車で、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で他の車両をけん引していないものをいいます。

内閣府令

車体の大きさ

長さ 190センチメートル以内

幅 60センチメートル以内

車体の構造

4輪以下であること。

側車をつけていないこと。（補助輪は除く）

運転者以外の乗車装置を備えていないこと。（幼児用乗車装置を除く）

ブレーキが、走行中容易に操作できる位置にあること。

歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。



タンデム自転車

2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた二輪の自転車のことです。普通自転車ではないため、乗車して歩道を通行することはできません。ただし、自転車から降りて押して歩いた場合は歩行者とみなされます。

(側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを除く)

(注記) 道路交通規則が改正され、都内全域においてタンデム自転車の2人乗りが可能となりました。



「普通自転車」と「普通自転車以外の自転車」の主な通行上の違い

普通自転車であれば例外的に歩道の通行が可能となります。

また、普通自転車はやむを得ない場合などを除き、自転車道を通行しなければなりません。

歩道通行時の注意点

普通自転車以外の自転車は歩道を通行することはできませんが、二輪の自転車や三輪の自転車（普通自転車に限らない）等の法律で定められた自転車については、押して歩くことにより歩行者とみなされますので、押して歩くことにより歩道を通行することができます。

側車付きの自転車やけん引している自転車は押して歩いたとしても歩行者とみなされないため、歩道を通行することはできません。

最高速度

自転車は自動車や原動機付自転車と異なり、政令で定める最高速度（いわゆる法定速度）はありません。ただし、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度をこえる速度で進行してはいけません。

また、歩道を通行する場合は、徐行しなければなりません。歩道の普通自転車通行指定部分を通行中に歩行者がいない場合は、すぐに徐行に移ることができるような速度で進行することができます。(注記) 徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することです。

(「直ちに停止することができるような速度」とは、車両等の種類、積載物、道路の状態等により、個々具体的に定められるべきものですが、時速に換算すると8キロメートルないし10キロメートル毎時程度となります。)

自転車選びのポイント

普通自転車以外の自転車は歩道を通行することができません。

自転車を運転する際に歩道を通行する必要がある場合は、必ず「普通自転車」を選びましょう。

「TSマーク」が貼付されている自転車は普通自転車に該当しますので、普通自転車を購入したいが内閣府令の基準を満たすものかどうか判断できない時は、「TSマーク」の有無を参考にしてください。

乗車人員

原則として運転者以外の人を乗せることはできませんが、次の場合は運転者以外の人を同乗させることができます。

一般の自転車

16歳以上の運転者は、幼児用座席を設けた自転車に小学校就学の始期に達するまでの者を1人に限り乗車させることができます。

運転者はさらに幼児1人を子守バンド等で背負って運転できます。



幼児2人同乗用自転車

16歳以上の運転者は、運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な強度や制動性能等、一定の要件を満たした特別の構造又は装置を有する自転車（幼児2人同乗用自転車）の幼児用座席に、小学校就学の始期に達するまでの者を2人乗車させることができます。

この場合、運転者は幼児を子守バンド等で背負って運転することはできません。



自転車に子供2人を乗せる場合は安全基準適合自転車か確認してください

一定の安全基準を満たした「幼児2人同乗用自転車」（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な強度や制動性能等、一定の要件を満たした特別の構造又は装置を有する自転車）であることが必要です。「幼児2人同乗用自転車」ではない自転車の前後には、幼児用座席を取り付けて乗車させることはできません。

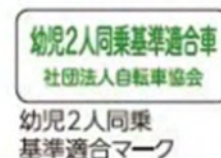
幼児用座席には安全基準が設けられています

一般財団法人製品安全協会が定める自転車用幼児座席のSG基準では、

前形の幼児用座席（体重の上限「15キログラム以下」）

後形の幼児用座席（体重の上限「24キログラム以下」）

とそれぞれ定めています。使用する際は、安全性確保のため子供の体重も確認するようにしてください。



乗ってはいけない自転車

内閣府令で定める基準に適合するブレーキを備えていないために、交通の危険を生じる恐れのあるものや夜間において前照灯がつかず、また、後部反射器材又は尾灯が備え付けられていないものです。

ノーブレーキピスト自転車と呼ばれている制動装置等保安部（ブレーキ等）を備えていない自転車で、主にトラック競技用の自転車道路上での使用を目的として販売されている自転車とは異なり、競技用の自転車であることから、競技をする上で不要なブレーキをはじめとする保安部品が備えられていません。

乗る前に確認しましょう！

ブレーキは前輪及び後輪にかかり、時速10キロメートルのとき、3メートル以内の距離で停止させることができること。



前照灯は、白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有するもの。反射器材は、夜間、後方100メートルの距離から自動車の前照灯で照らして、その反射光を容易に確認できるもの。

道路の通行方法

車両は歩道等と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。

(罰則) 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

車道

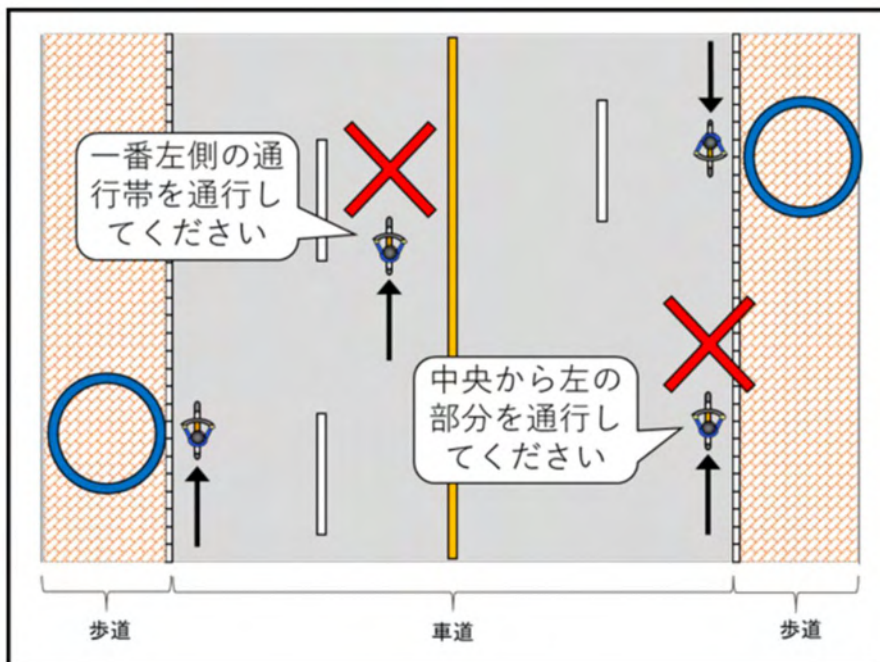
車両は、道路の中央から左の部分を通行しなければなりません

(罰則) 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

車両通行帯のある道路の場合

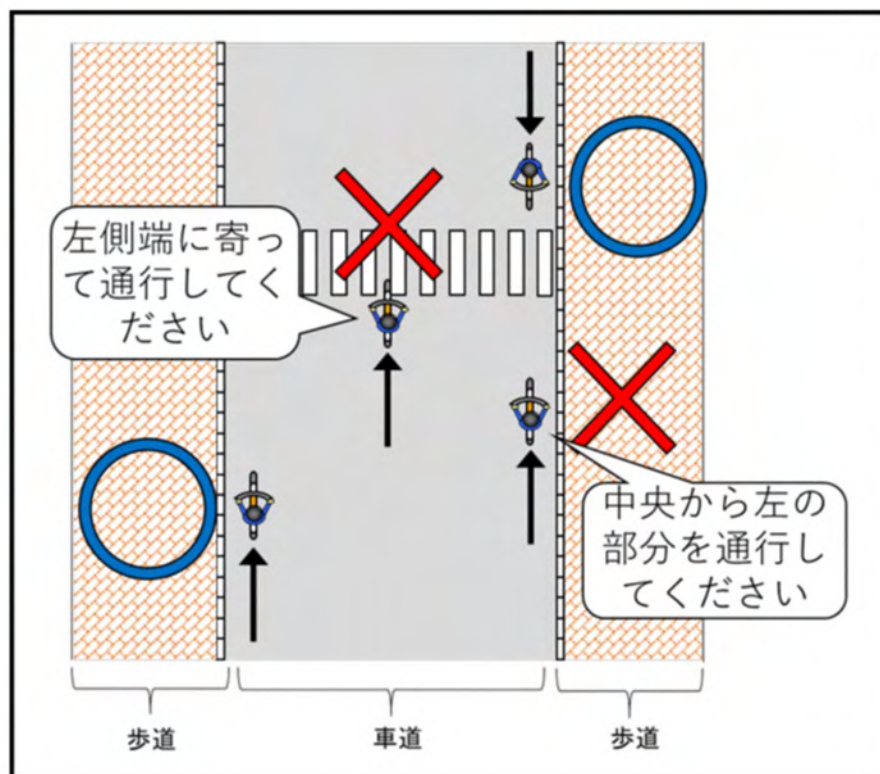
一番左側の通行帯を通行しなければなりません。

(罰則) 5万円以下の罰金



車両通行帯のない道路の場合

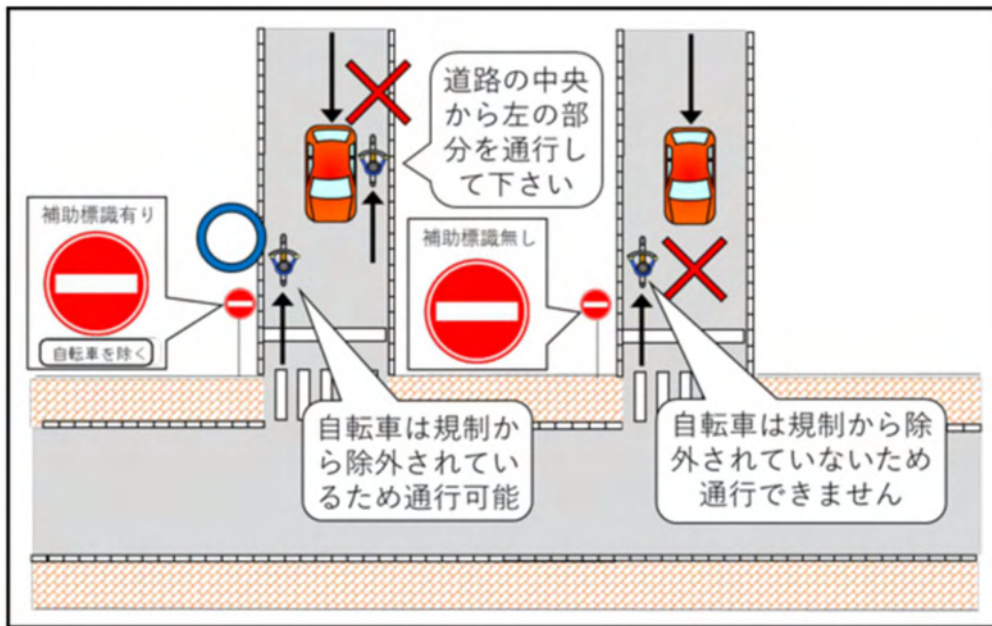
追越し等の場合を除いて、道路の左側端に寄って通行しなければなりません。



一方通行道路（普通自転車が通行可能な場合）の場合

一方通行道路で「自転車を除く」の補助標識があり、普通自転車の通行（逆行）が認められている場合も道路の左側の部分を走行しなければなりません。

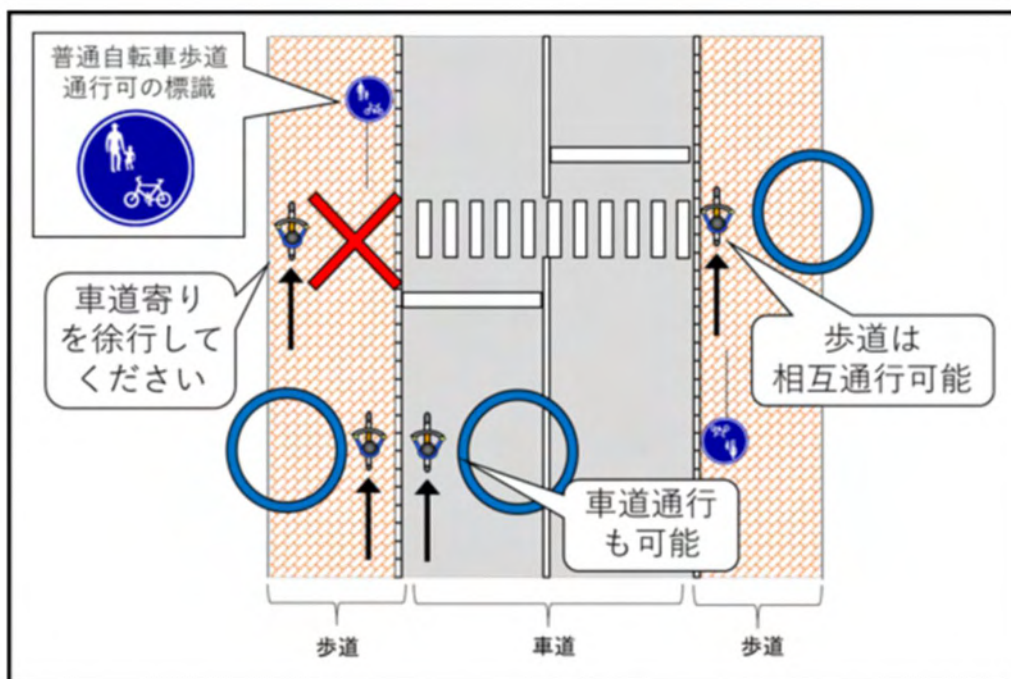
（罰則） 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金（禁止場所を通行した場合）



歩行者用道路の場合

歩行者用道路を警察署長の許可を受け、または禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければなりません。

（注記）徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することです。（「直ちに停止することができるような速度」とは、車両等の種類、積載物、道路の状態等により、個々具体的に定められるべきものですが、時速に換算すると8キロメートルないし10キロメートル毎時程度となります。） （罰則） 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



歩道（普通自転車が通行可能な場合）

普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（普通自転車通行指定部分）がない場合相互通行可能ですが、中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。（罰則）2万円以下の罰金又は料料

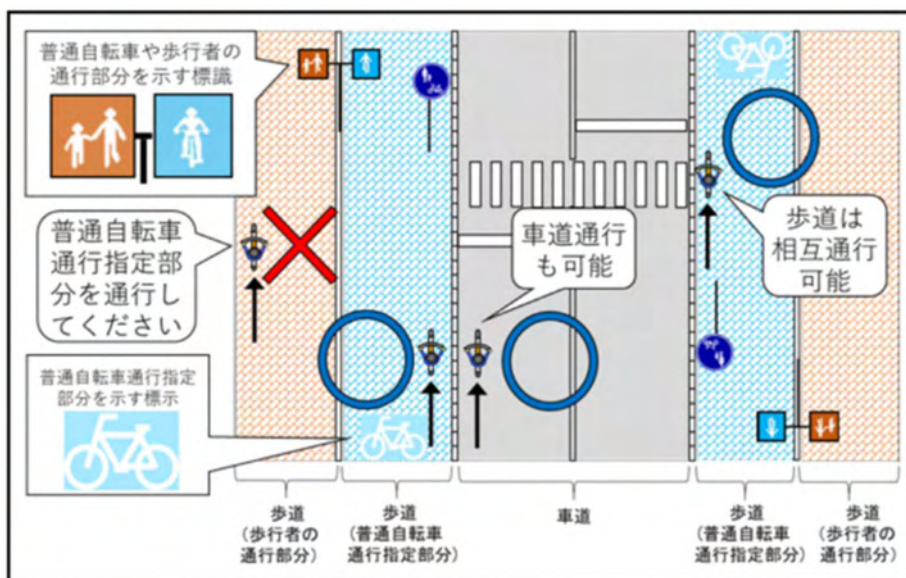
普通自転車通行指定部分がある場合

相互通行可能ですが、普通自転車通行指定部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

普通自転車通行指定部分を通行中に歩行者がいない場合は、すぐに徐行に移ることができるような速度で進行することができます。ただし、普通自転車通行指定部分であっても歩行者が優先です。

歩行者がいる場合は徐行し、通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

（罰則）2万円以下の罰金又は料料

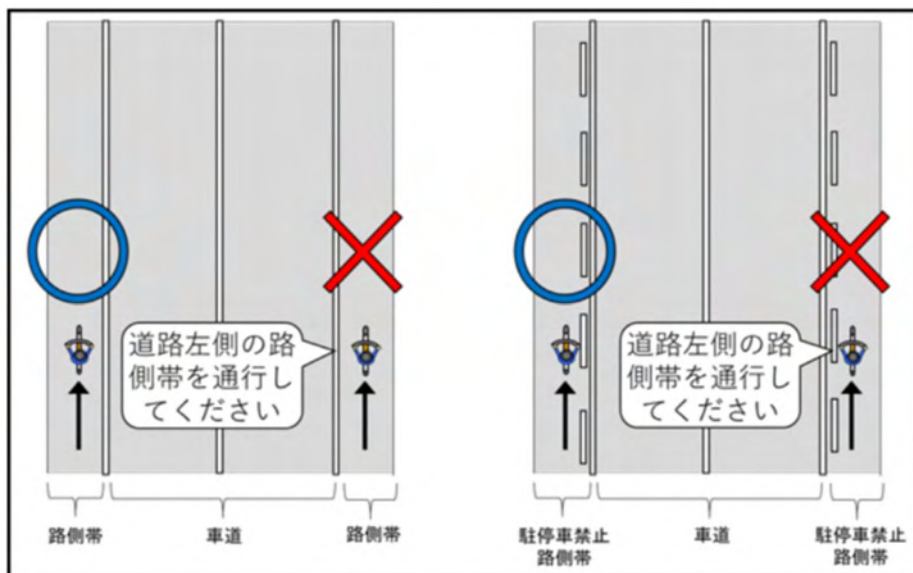


路側帯

自転車は著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯内を通行することができます。（義務ではありませんので、路側帯の外側を通行することもできます。）相互通行はできませんので、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行してください。路側帯内を通行する場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。

（罰則）2万円以下の罰金又は料料

路側帯、
駐停車禁止路側帯



歩行者用路側帯

白の二本線で標示された路側帯(歩行者用路側帯)の場合は、路側帯内を通行することはできません。(罰則) 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



普通自転車専用通行帯

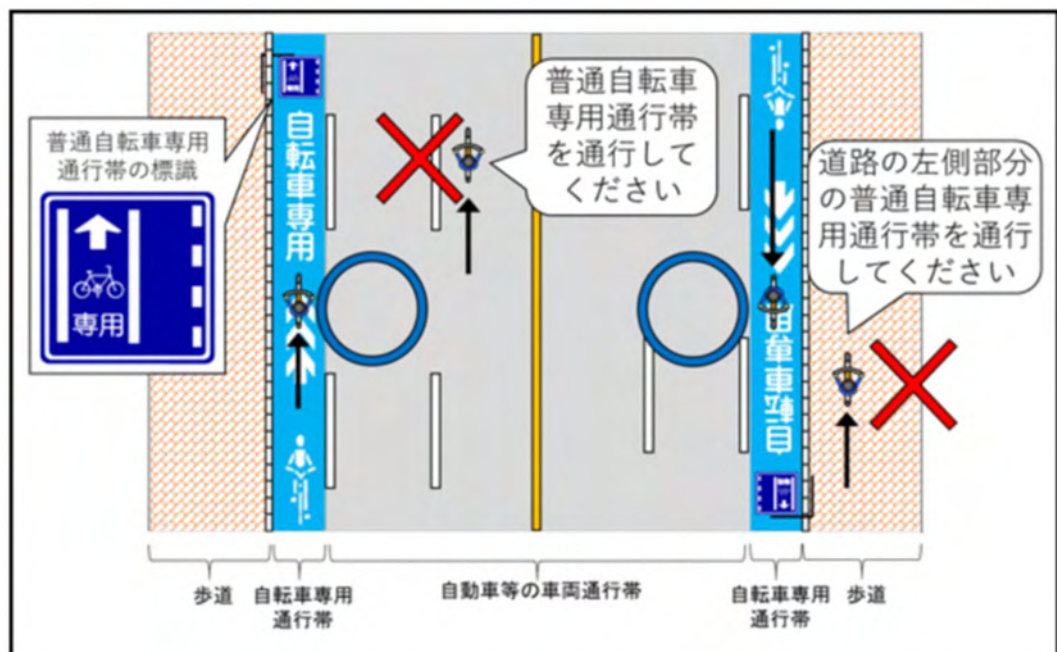
普通自転車専用通行帯とは、道路標識等により、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯を指定したものをいいます。

普通自転車は、普通自転車専用通行帯が設けられているときは、その普通自転車専用通行帯を通行しなければなりません。

相互通行はできませんので、道路の左側部分に設けられた専用通行帯を通行してください。

(注記) 普通自転車以外の軽車両も、普通自転車専用通行帯を通行することができます。

(罰則) 5万円以下の罰金



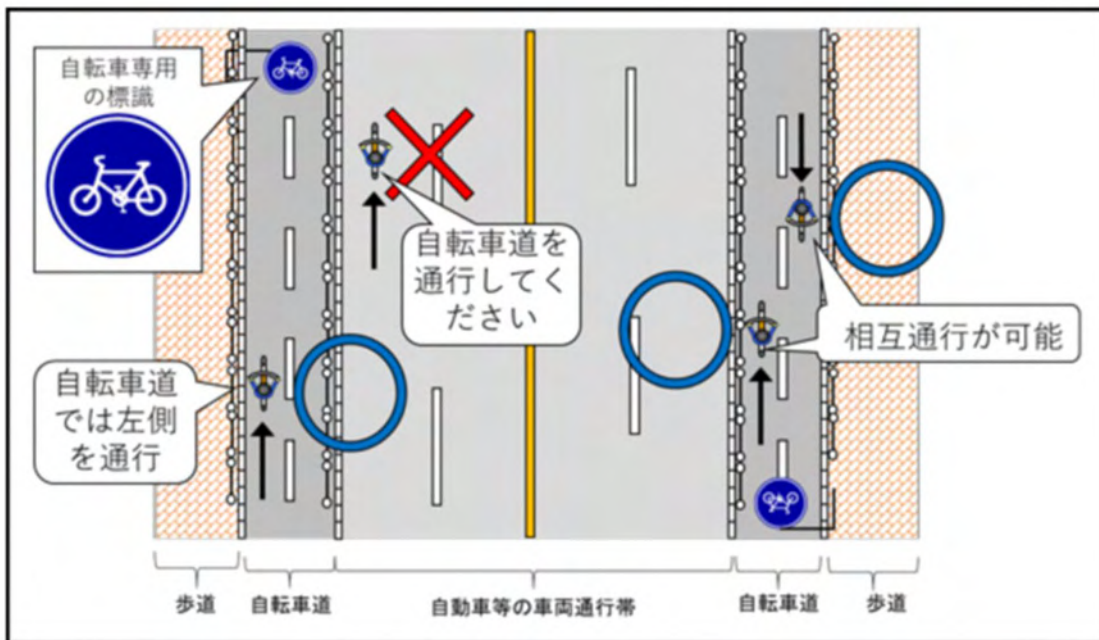
自転車道

自転車道とは、縁石や柵その他これに類する工作物によって区画された車道部分のことをいいます。普通自転車は、自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き自転車道を通行しなければなりません。

自転車道は相互通行可能ですが、自転車道の左側を通行しなければなりません。道路の片側にしか自転車道がない場合は、その自転車道を通行しなければなりません。

(注記) 普通自転車以外であっても、二輪又は三輪の自転車(側車付きのもの及び車両をけん引しているものを除く)は、自転車道を通行することができます。

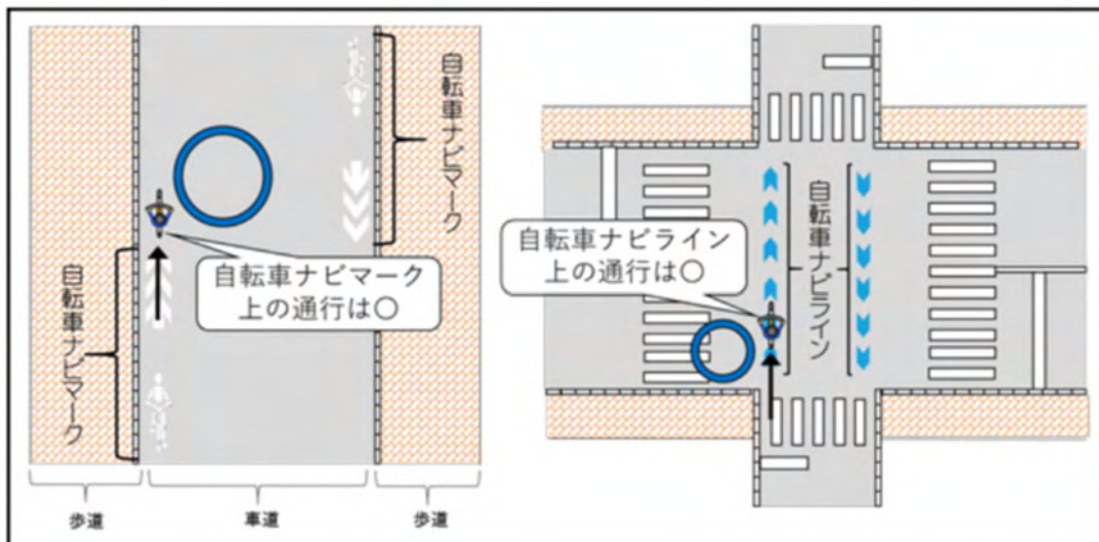
(罰則) 2万円以下の罰金又は料料



自転車ナビマーク・自転車ナビライン

自転車ナビマーク・自転車ナビラインとは、自転車の通行動線(通行すべき部分・方向)を知らせる法定外表示のことをいいます。

自転車ナビマーク・自転車ナビラインの表示がある場合は、これらにならって通行してください。

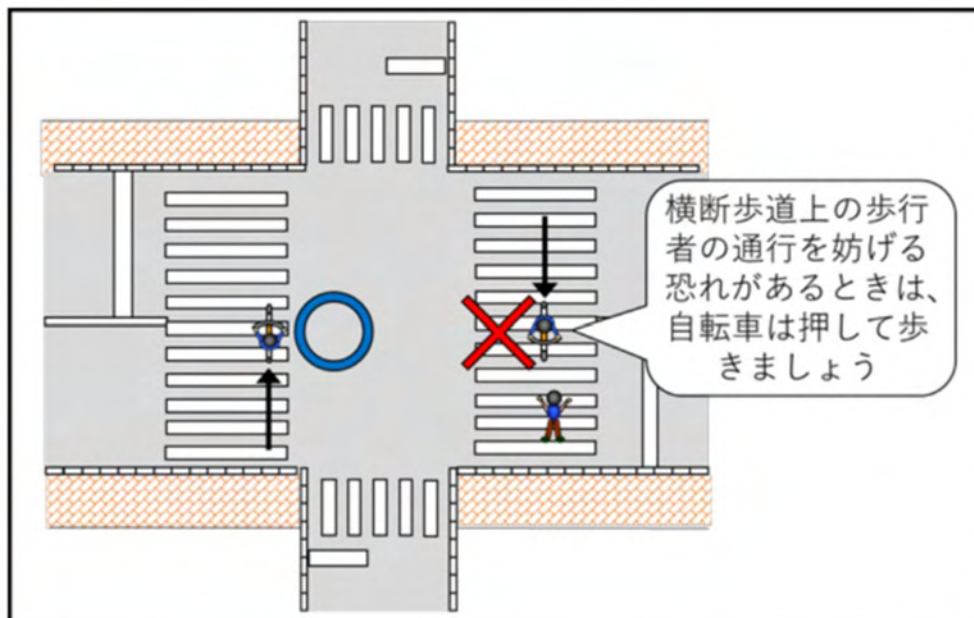


横断の方法

横断歩道での横断方法

横断歩道に歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、横断歩道上を通行することができます。

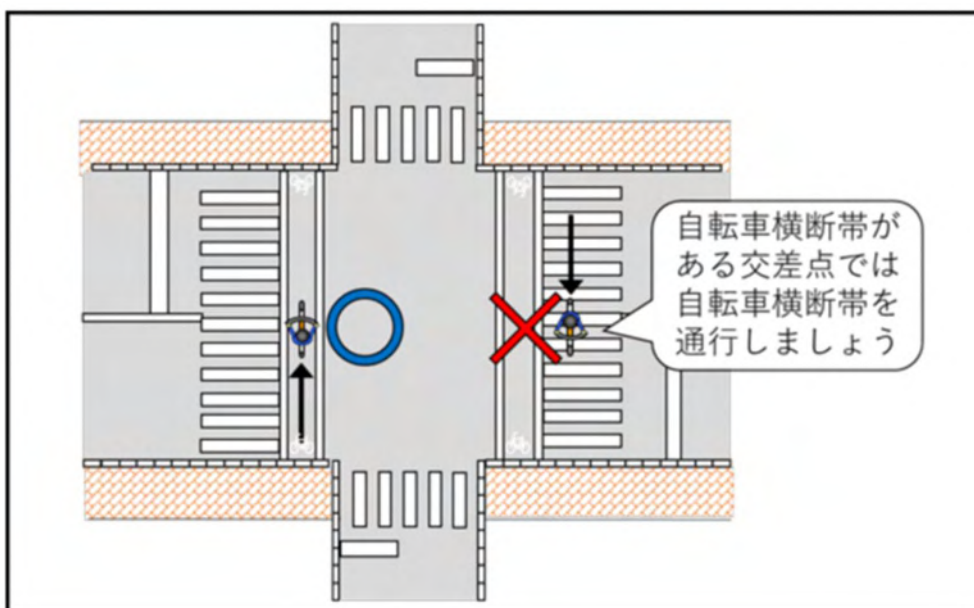
横断歩道は歩行者が横断するための場所ですので、横断中の歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車に乗ったまま通行してはいけません。



自転車横断帯があるところでの横断方法

自転車は、道路や交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければなりません。

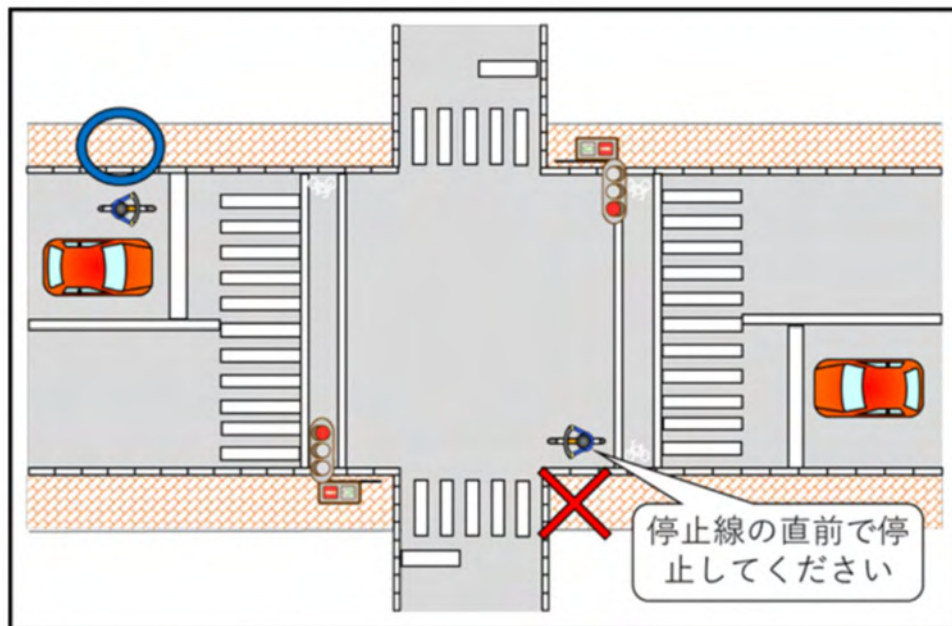
横断歩道と自転車横断帯のどちらもあるところでは、横断歩道上ではなく、必ず自転車横断帯を通行しましょう。



停止位置

停止線が設けられている場合

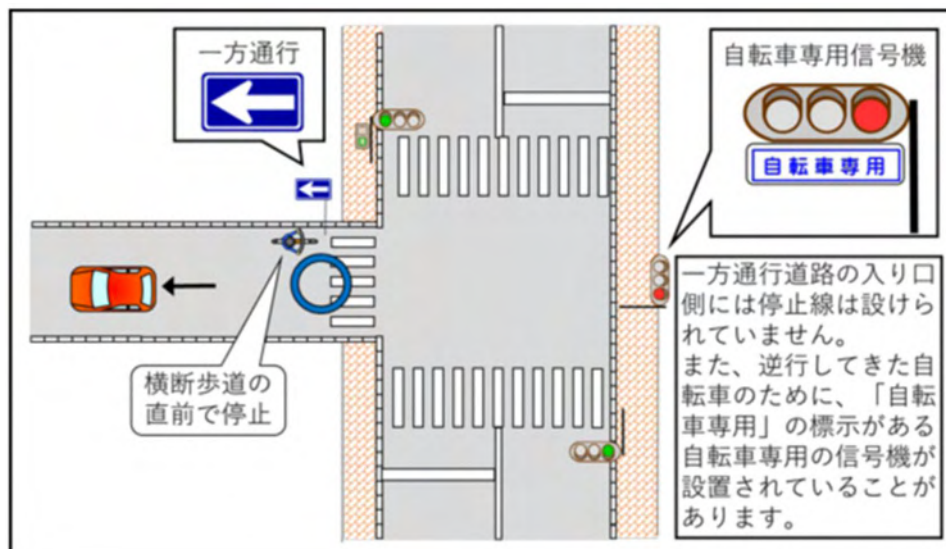
停止線の直前で停止してください。



停止線が設けられていない場合

交差点直前に横断歩道や自転車横断帯がある場所

横断歩道や自転車横断帯の直前で停止してください。



交差点直前に横断歩道や自転車横断帯が無い場所

交差点の直前で停止してください。

交差点以外の場所で横断歩道や自転車横断帯、踏切がある場所

横断歩道や自転車横断帯、踏切の直前で停止してください。

交差点以外の場所で横断歩道や自転車横断帯、踏切が無い場合

信号機の直前で停止してください。

交差点の通行方法

信号機の信号等に従う義務

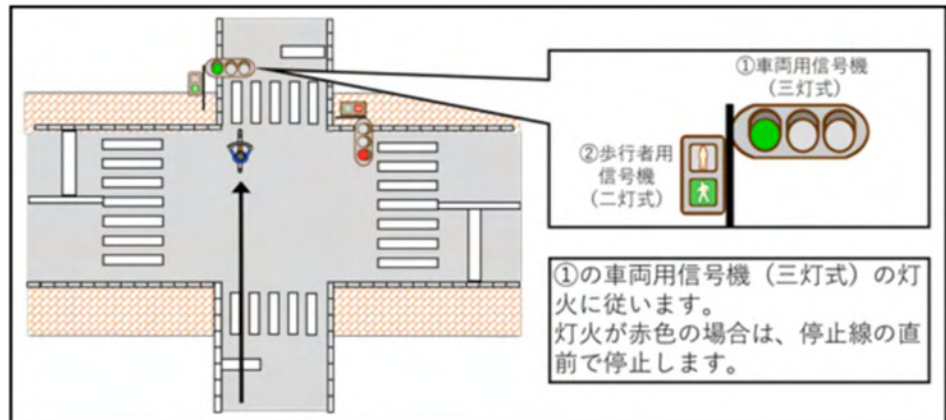
道路を通行する自転車は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければなりません。（罰則）3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

自転車が従うべき信号機

車道を走行中

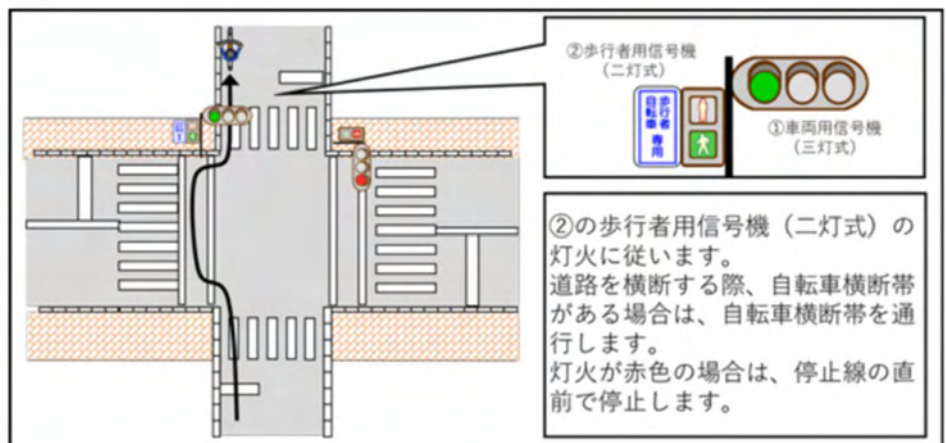
歩行者用信号機（二灯式）に「歩行者・自転車専用」の標示がない場合

対面する車両用信号機（三灯式）に従って通行します。



歩行者用信号機（二灯式）に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合

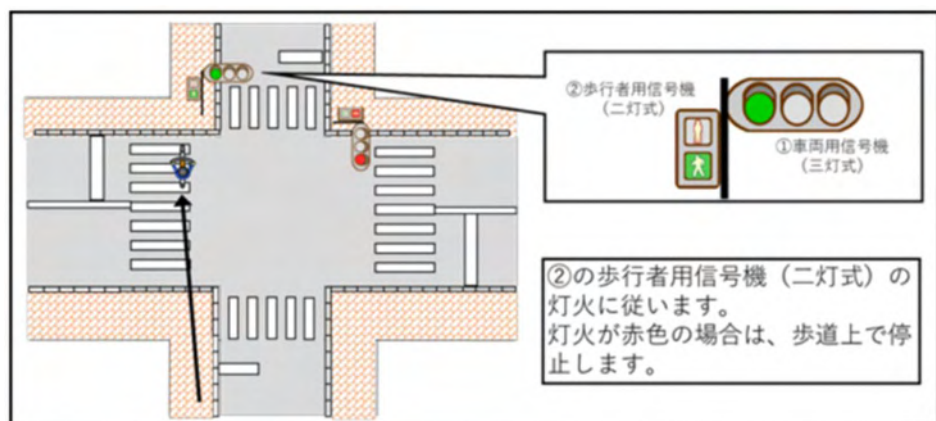
対面する歩行者用信号機（二灯式）に従って通行します。



歩道を走行中

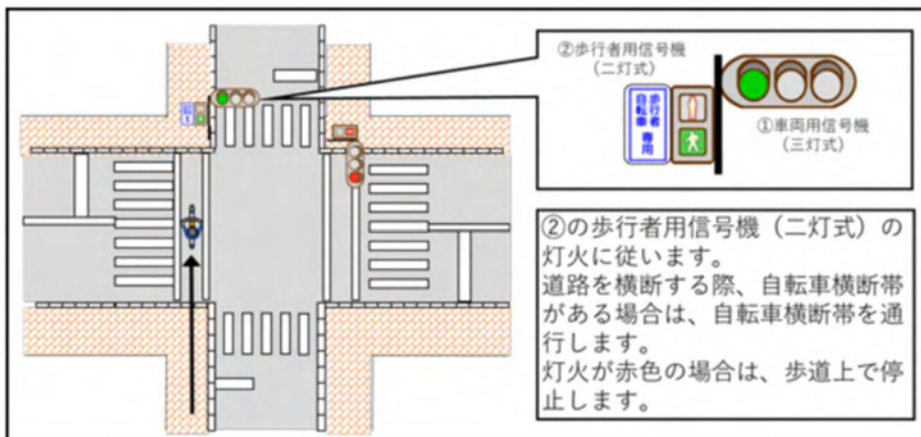
歩行者用信号機（二灯式）に「歩行者・自転車専用」の標示がない場合

対面する歩行者用信号機（二灯式）に従って通行します。



歩行者用信号機（二灯式）に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合

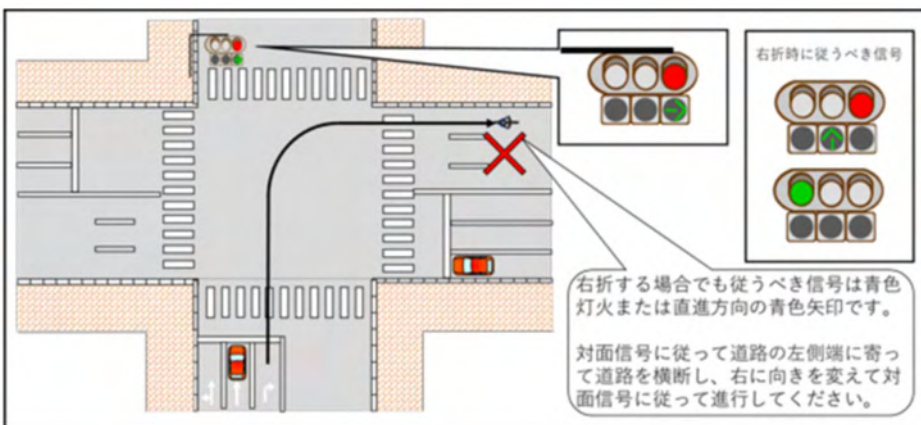
対面する歩行者用信号機（二灯式）に従って通行します。



矢印信号機のある交差点

青色の矢印が表示される信号機のある交差点では、自転車で右折する場合、右方向の青色矢印ではなく、青色灯火または直進方向の青色矢印に従います。

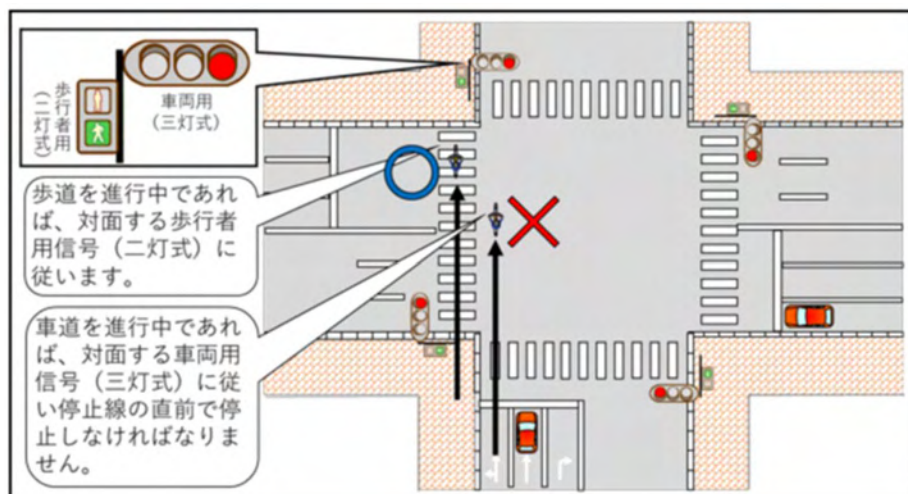
自転車はいわゆる二段階右折をしなければなりません。直進方向の青色矢印に従って、道路を直進して横断した後、右に向きを変えて対面する信号機に従って進行します。



歩車分離式信号機のある交差点（歩行者専用現示方式）

すべての方向の自動車等を同時に停止させている間にすべての方向の歩行者等を同時に横断させる方式であって、斜め方向の横断を認めていない交差点です。

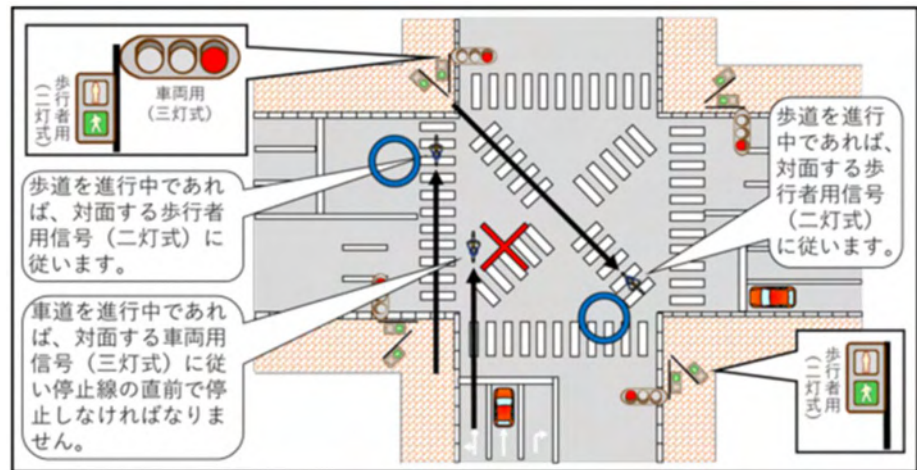
同一方向の信号であっても車両用（三灯式）と歩行者用（二灯式）で表示される灯火が異なりますので、従うべき信号がどれになるのかを特に注意する必要があります。



スクランブル交差点（スクランブル方式）

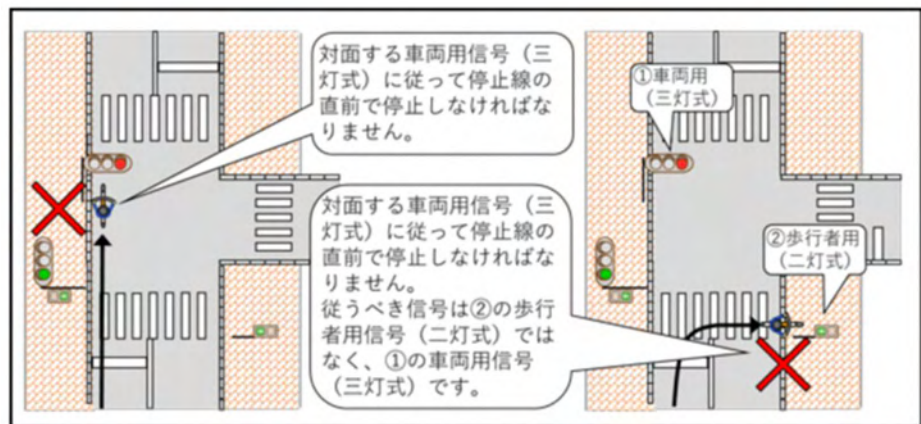
すべての方向の自動車等を同時に停止させている間にすべての方向の歩行者等を同時に横断させる方式であって、斜め方向の横断を認めている交差点です。

同一方向の信号であっても車両用（三灯式）と歩行者用（二灯式）で表示される灯火が異なりますので、従うべき信号がどれになるのかを特に注意する必要があります。



その他の注意点

下図は犯しやすい交通違反（信号無視）の一例です。従うべき信号を確認し、正しい停止位置で停止してください。



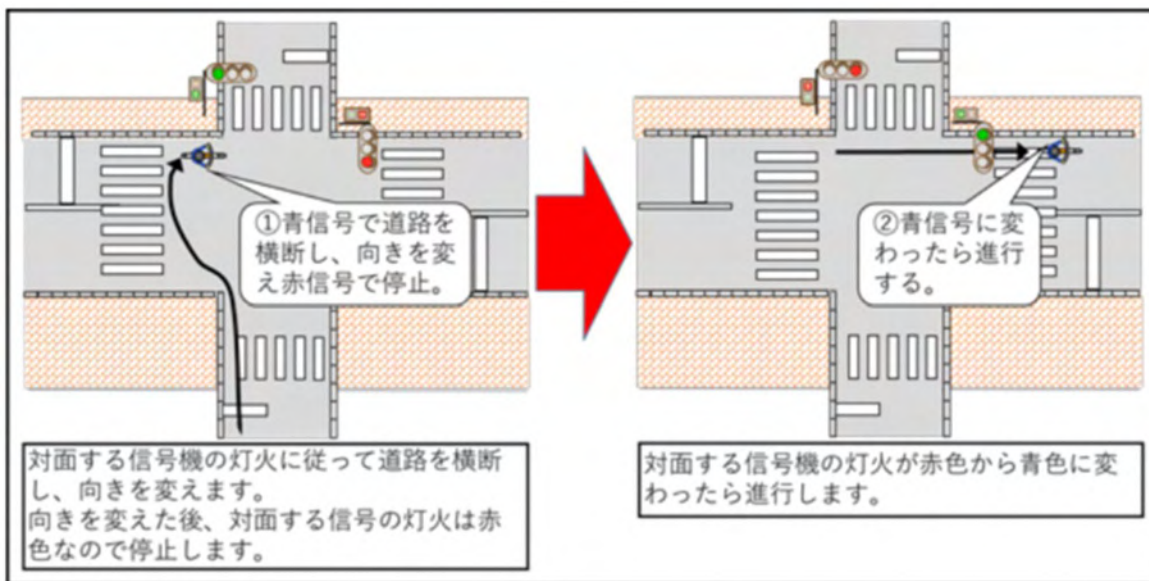
右折の方法

自転車は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。（いわゆる二段階右折）

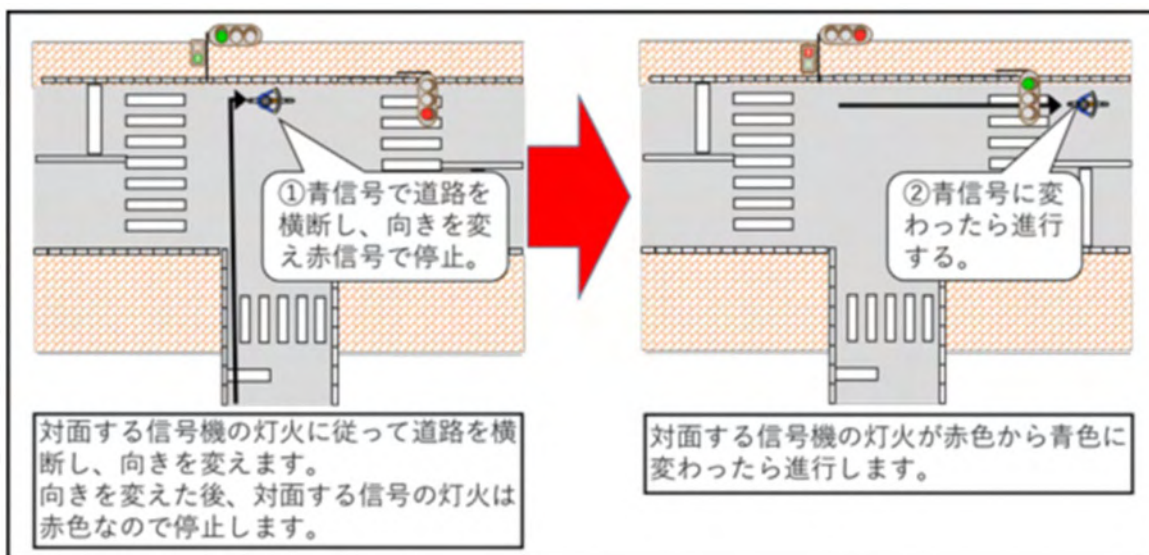
自転車の右折方法は交差点の大きさ（信号の有無、道路の広い狭い）や、交差点の形状（丁字型や十字型など）によって変わることはありませんので、どのような交差点であっても、二段階右折をしなければなりません。

信号機のある交差点

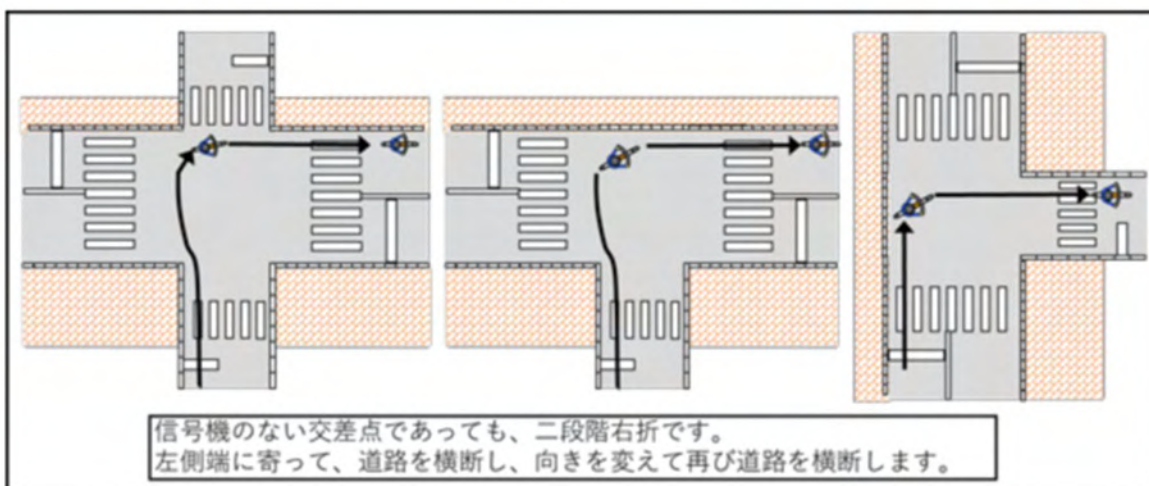
十字型交差点



丁字型交差点



信号機のない交差点

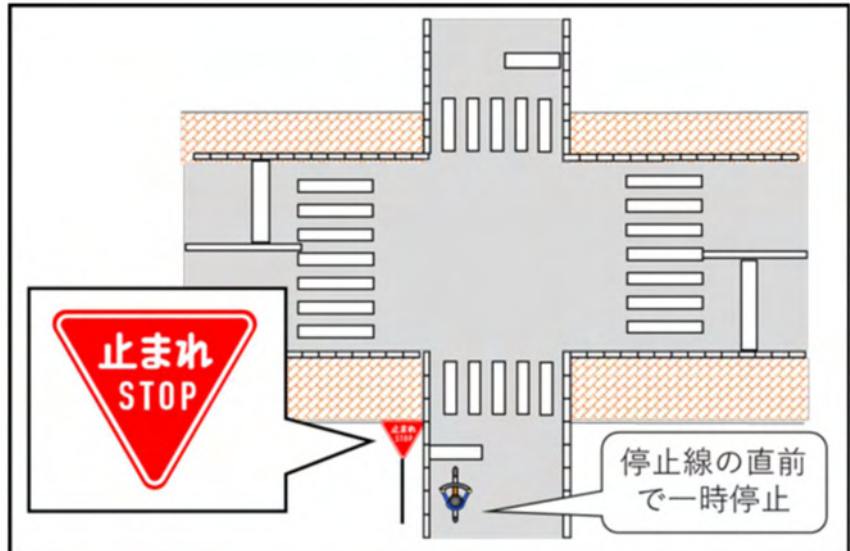


一時停止標識のある交差点

自転車は他の車両と同様に道路標識・標示のあるところでは、その効力に従う義務があります。

一時停止標識のある交差点では、停止線の直前（停止線がなければ交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

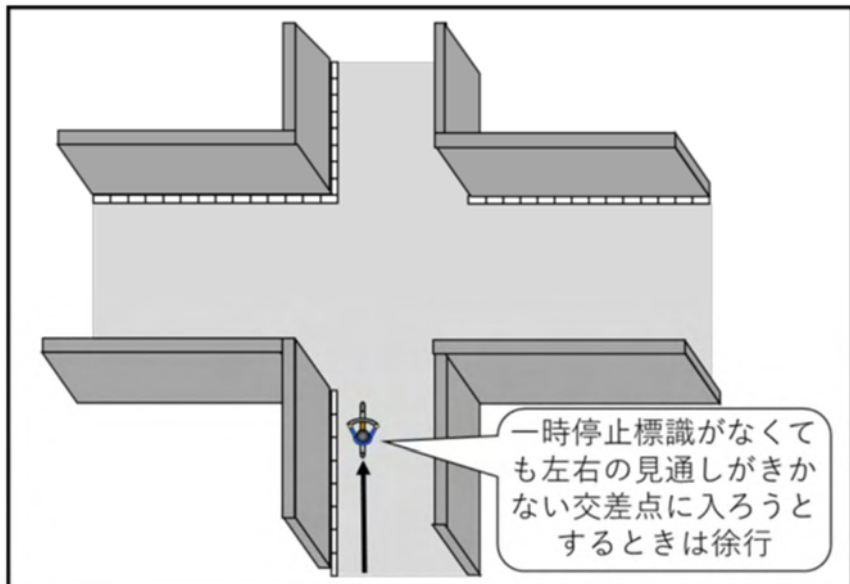
（罰則） 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



左右の見通しがきかない交差点

自転車は他の車両と同様に左右の見通しがきかない交差点に入ろうとするときは、徐行しなければなりません。

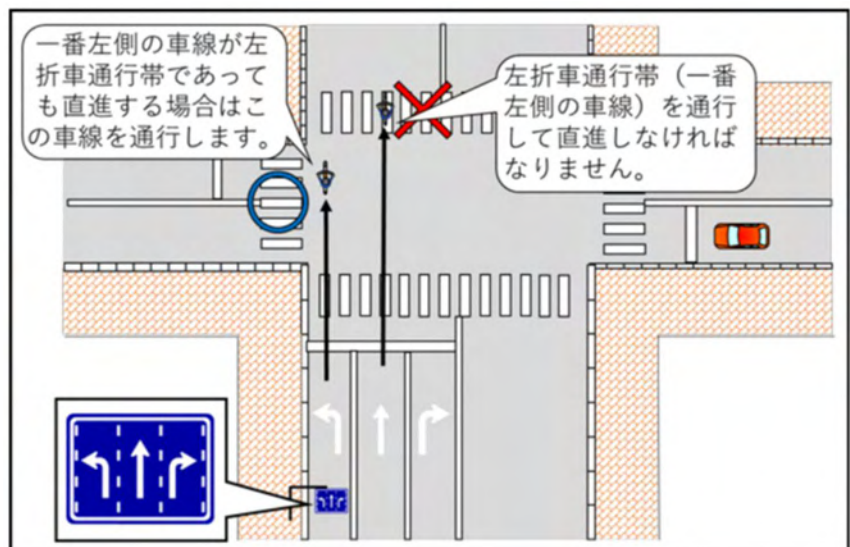
（罰則） 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



進行する方向に関する通行区分が指定された交差点

自転車は道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときであっても、それに従う必要はありません。よって、進行する方向に関する通行の区分が指定されている交差点であっても、自転車は道路の左から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければなりません。

（罰則） 5万円以下の罰金




令和6年11月1日道路交通法の改正

自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であること及び自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となる場合が高いことから、交通事故を抑止するため新しく罰則規定が整備されました。


交通安全情報

令和6年11月1日施行




自転車を利用する皆さんへ

～運転中の携帯電話等使用等禁止について～



自転車も道路交通法の罰則が適用されます




変更 道路交通法第71条第5号の5


自動車、原動機付自転車又は自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

具体的には

携帯電話等使用等（保持）



携帯電話等（スマートフォンなど）を手に持ち通話のために使用しながら自転車を運転した場合




携帯電話等（スマートフォンなど）の画面に表示された画像を手で保持して注視しながら自転車を運転した場合

罰則：6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
【道路交通法第118条第1項第4号】

具体的には

携帯電話等使用等（交通の危険）



携帯電話等（スマートフォンなど）を使用又は画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合


罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
【道路交通法第117条の4第1項第2号】

ながらスマホは事故の元、交通ルールを守りましょう！

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

交通安全を助く、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>



交通安全情報



自転車の飲酒運転禁止強化

～「酒気帯び」にも罰則適用！！～



道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）

道路交通法第65条第1項の規定に違反して車両等（**自転車以外の軽車両を除く。**）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもの。

罰則

道路交通法第117条の2の2第1項第3号

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

さらに 【飲酒運転周辺者三罪の車両に**自転車が含まれます**】

◎酒気帯び運転をするおそれのある人に
車両（自転車以外の軽車両を除く）を提供してはいけません



車両提供罪（道路交通法第65条第2項、同法第117条の2の2第1項第4号）

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

◎酒気帯び運転をするおそれのある人に
酒類を提供し、または飲酒をすすめてはいけません



酒類提供罪（道路交通法第65条第3項、同法第117条の3の2第2号）

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

◎運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するよう要求
依頼して車両（自転車以外の軽車両を除く）に同乗してはいけません



同乗罪（道路交通法第65条第4項、同法第117条の3の2第3号）

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車だからって甘く考えるな

NO



酒を飲んだら乗らない！

※本内容は、令和6年中に施行予定

大宜味村自転車活用推進計画策定
令和6年12月4日

編集：大宜味村企画観光課
沖縄県大宜味村字大兼久 157 番地
0980-44-3007

業務受託者：ランドブレイン株式会社沖縄事務所